

令和 8 年 6 月 1 5 日

日本放送協会の基幹放送局提供子会社  
( (株) 日本ブロードキャストネットワーク ) への出資認可  
(令和 8 年 6 月 1 5 日 諮問第 2 4 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、後藤官、宮内官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(林田課長補佐、砂川係長、畦地係長、仲田官)

電話：03-5253-5777

総務省情報流通行政局放送施設整備促進課

(小林課長補佐、日岐官)

電話：03-5253-5810

## 日本放送協会の基幹放送局提供子会社（（株）日本ブロードキャストネットワーク）への出資認可

### 1 諮問の概要

日本放送協会（会長 井上 樹彦）（以下「協会」という。）から、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目指し、共同利用型モデルを実現するため、基幹放送局設備の保有・管理から放送サービスの提供までを一貫して担う事業等を行うため、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 20 条の 2 の規定に基づき、令和 8 年 4 月 28 日付けで、基幹放送局提供子会社への出資認可申請があった。

本件に係る申請の概要は以下のとおりであり、本申請に対する認可に当たっての審査の結果については、別紙のとおりであることから、申請のとおり認可することが適当であると認められるため、法第 177 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問する。

項 目	概 要
1 出資しようとする金額	191.22 億円
2 出資しようとする理由	基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目指し、共同利用型モデルを実現するため、基幹放送局設備の保有・管理から放送サービスの提供までを一貫して担う事業等を行う。
3 出資の相手方	(1) 商号 株式会社日本ブロードキャストネットワーク (2) 本店の所在地 東京都渋谷区神南 2-2-1 (NHK 放送センター内) (3) 代表取締役 社長 吉見 智文
4 出資の方法	全額現金出資
5 その他参考となるべき事項	・ 株式会社日本ブロードキャストネットワーク（以下「同社」という。）に対しては、令和 6 年 12 月の設立に当たって管理費用分の 1 億円の出資を行った。また、令和 7 年 3 月に、上記の管理費用分とは別に、共同利用型モデルの確立や本格段階

移行後に適切な事業管理を可能とするためのガバナンス構築に必要な経費として、7.78億円の出資を行った。その後、共同利用型モデルを実現するための諸準備を整えてきたところであり、中継局共同利用推進全国協議会総会での民間放送事業者との合意に基づき、事業を本格的に開始するための増資（出資）に係る認可申請を行うものである。

- ・ 同社は、極微小電力中継局の整備・運用等を集約的に行い、放送事業者個社又はエリア単位での整備・運用等よりも、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図ることで、放送ネットワークの末端に位置する極微小電力中継局の運用効率を高めることにより、放送インフラの持続可能性の確保を目指すこととしている。
- ・ このため、同社は、基幹放送局設備の更新や、基幹放送事業者から継続利用可能な資産の引き取りを行った上で、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、同社が保有する基幹放送局設備を当該事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務等を行う。また、ブロードバンド等代替支援事業などを含む将来のネットワーク維持に向けた対応を行う。

## 2 出資の時期

認可の日以降、令和8年7月中に実施（予定）

## 3 審査の結果

本申請に対しては、別紙の審査結果を踏まえ、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

## 審 査 結 果

<参考>

- 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）  
（基幹放送局提供子会社）

第二十条の二 協会は、前条第一項第一号の業務を効率的に遂行するため、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。第二十二条の二第一号を除き、以下この章及び第九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 指定地上基幹放送地域（人口、地理的条件その他の事情により協会が当該地域における地上基幹放送の提供に必要な放送設備の全部を自ら保有するための費用が他の地域に比して多額であり、協会が基幹放送局提供事業者の提供する基幹放送局設備（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下この条において同じ。）を利用することにより業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として総務大臣が指定する地域をいう。以下この条において同じ。）において、基幹放送局設備の保有及び管理をすること。

二 指定地上基幹放送地域において、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、前号の基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基

### 【審査結果】

項 目	適否	概 要
1 出資の目的 （法第20条第1項第1号の業務を効率的に遂行するための出資か。）	適	<p>本件申請は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条の2の規定に基づき、基幹放送局提供子会社（以下「(株)日本ブロードキャストネットワーク」という。）への出資について、日本放送協会（以下「協会」という。）から申請があったものである。</p> <p>（株）日本ブロードキャストネットワークへの出資は、極微小電力中継局の整備・運用</p>

		等を集約的に行い、放送事業者個社又はエリア単位での整備・運用等よりも、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図ることで、放送ネットワークの末端に位置する極微小電力中継局の運用効率を高め、法第 20 条第 1 項第 1 号の業務を効率的に遂行することができるものであり、審査項目に適するものと認められる。
2 出資額 (協会の収支予算、事業計画及び資金計画に定められているか。)	適	協会の令和 8 年度収支予算、事業計画及び資金計画において、極微小電力中継局の共同利用事業に向けた費用として、資本支出の区分に 191.22 億円が計上されている。
3 出資の相手方 (法第 20 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社か。)	適	(株)日本ブロードキャストネットワークは、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求するため、①基幹放送局設備の保有・管理業務及び②基幹放送事業者との契約に基づき、保有する基幹放送局設備を、当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務等を目的とする会社であり、法第 20 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に該当する。
4 出資の相手方の株式保有等 (協会が子会社として保有するか。)	適	(株)日本ブロードキャストネットワークの総株主の議決権の過半数を協会が有するため、法第 20 条の 2 第 1 項の要件を満たすと認められる。

## 参照条文

### 【必要的諮問事項関係】

#### ○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第百十六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

## 【基幹放送局提供子会社への出資関係】

### ○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は次条第三項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局（第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二～八 （略）

九～一三 （略）

（基幹放送局提供子会社）

第二十条の二 協会は、前条第一項第一号の業務を効率的に遂行するため、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。第二十二条の二第一号を除き、以下この章及び第百九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 指定地上基幹放送地域（人口、地理的条件その他の事情により協会が当該地域における地上基幹放送の提供に必要な放送設備の全部を自ら保有するための費用が他の地域に比して多額であり、協会が基幹放送局提供事業者の提供する基幹放送局設備（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下この条において同じ。）を利用することにより業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として総務大臣が指定する地域をいう。以下この条において同じ。）において、基幹放送局設備の保有及び管理をすること。

二 指定地上基幹放送地域において、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、前号の基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供すること。

- 2 前項第一号の規定による指定は、告示によつて行う。
- 3 協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに当たつては、第一項の規定に基づき出資した子会社（以下この条及び第二十二条において「基幹放送局提供子会社」という。）との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いることができる。
- 4 協会は、第八十五条第一項の総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、基幹放送局提供子会社に対し、指定地上基幹放送地域における地上基幹放送の業務に用いられる中継地上基幹放送局及びこれに附属する放送設備を譲渡することができる。

○ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抜粋）

（出資の認可申請）

第十五条 法第二十条の二第一項、第二十二條又は第二十二條の二の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 出資しようとする金額
  - 二 出資しようとする理由
  - 三 出資の相手方
  - 四 出資の方法
  - 五 その他参考となるべき事項
- 2 前項の場合において、出資の相手方が基幹放送局提供子会社（法第二十条の二第三項に規定する基幹放送局提供子会社をいう。）、法第二十二條第三号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二條の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、前項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。
- 一 定款
  - 二 役員（設立中の法人であるときは、発起人及び役員となるべき者）の氏名、住所及び略歴を記載した書類
  - 三 財務諸表及び事業報告（設立中の法人であるとき又は財務諸表及び事業報告の作成を終えていない法人であるときは、事業計画及び事業

収支見積りを記載した書類)

四 出資の相手方が関連事業持株会社である場合には、次に掲げる書類

- イ 出資後の関連事業持株会社の議決権総数に対する自己の計算において所有している議決権等の数の割合その他協会が関連事業持株会社の財務及び事業の方針の決定を支配していることを証する書類
- ロ 協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行の確保に関する事項を記載した書類

○「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(抜粋)

(R7.10.1改定)

7 NHKの子会社等の事業運営に関する個別の規律等

(1) NHKの子会社等の業務範囲

NHKは、放送法第22条第3号の規定により、第20条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画の範囲内で、同号に掲げる事業を行う者(放送法施行令第2条で定める事業を行う者)に出資することができることとされている。

NHKによる直接又は間接の出資は、NHKの業務を遂行するために必要な範囲で行われる必要があるため、当該出資を受ける子会社等の業務範囲は、NHKの目的や業務に照らして検討されるべきものである。放送法第22条第3号の規定の趣旨に鑑み、NHKの子会社等の業務範囲については、次のとおりとする。ただし、NHKから第20条の2第1項の規定による出資を受けた者、第21条の規定による出資を受けた者又は第22条第1号若しくは第2号若しくは第22条の2の規定により出資を受けた者に関しては、法令において業務範囲が規定されている等、第22条第3号に掲げる者とは位置付けが異なることから、次の①の業務範囲及び②の業務範囲に係る運用は適用しない。

①・② (略)

# 写

(公印・契印省略)

諮 問 第 2 4 号  
令和 8 年 6 月 15 日

電波監理審議会  
会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

## 諮 問 書

日本放送協会（会長 井上 樹彦）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条の2の規定に基づき基幹放送局提供子会社への出資認可申請があった。

本件に係る申請の概要及び審査結果は、別紙1及び別紙2のとおりであり、認可することが適当であると認められるので、申請のとおり認可することとしたい。上記について、法第177条第1項第2号の規定に基づき諮問する。

## 申請の概要

項 目	概 要
1 出資しようとする金額	191.22 億円
2 出資しようとする理由	基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目指し、共同利用型モデルを実現するため、基幹放送局設備の保有・管理から放送サービスの提供までを一貫して担う事業等を行う。
3 出資の相手方	(1) 商号 株式会社日本ブロードキャストネットワーク (2) 本店の所在地 東京都渋谷区神南 2-2-1 (NHK放送センター内) (3) 代表取締役 社長 吉見 智文
4 出資の方法	全額現金出資
5 その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社日本ブロードキャストネットワーク（以下「同社」という。）に対しては、令和 6 年 12 月の設立に当たって管理費用分の 1 億円の出資を行った。また、令和 7 年 3 月に、上記の管理費用分とは別に、共同利用型モデルの確立や本格段階移行後に適切な事業管理を可能とするためのガバナンス構築に必要な経費として、7.78 億円の出資を行った。その後、共同利用型モデルを実現するための諸準備を整えてきたところであり、中継局共同利用推進全国協議会総会での民間放送事業者との合意に基づき、事業を本格的に開始するための増資（出資）に係る認可申請を行うものである。</li> <li>・ 同社は、極微小電力中継局の整備・運用等を集約的に行い、放送事業者個社又はエリア単位での整備・運用等よりも、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図ることで、放送ネットワークの末端に位置する極微小電力中継局の運用効率を高めることにより、放送インフラの持続可能性の確保を目指すこととしている。</li> <li>・ このため、同社は、基幹放送局設備の更新や、基幹放送事業者から継続利用可能な資産の引き取りを行った上で、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、同社が保有する基幹放送局設備を当該事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務等を行う。また、ブロードバンド等代替支援事業などを含む将来のネットワーク維持に向けた対応を行う。</li> </ul>

## 審査の結果

項 目	適否	概 要
1 出資の目的 (法第20条第1項第1号の業務を効率的に遂行するための出資か。)	適	<p>本件申請は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条の2の規定に基づき、基幹放送局提供子会社（以下「(株)日本ブロードキャストネットワーク」という。）への出資について、日本放送協会（以下「協会」という。）から申請があったものである。</p> <p>(株)日本ブロードキャストネットワークへの出資は、極微小電力中継局の整備・運用等を集約的に行い、放送事業者個社又はエリア単位での整備・運用等よりも、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図ることで、放送ネットワークの末端に位置する極微小電力中継局の運用効率を高め、法第20条第1項第1号の業務を効率的に遂行することができるものであり、審査項目に適するものと認められる。</p>
2 出資額 (協会の収支予算、事業計画及び資金計画に定められているか。)	適	<p>協会の令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画において、極微小電力中継局の共同利用事業に向けた費用として、資本支出の区分に191.22億円が計上されている。</p>
3 出資の相手方 (法第20条の2第1項各号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社か。)	適	<p>(株)日本ブロードキャストネットワークは、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求するため、①基幹放送局設備の保有・管理業務及び②基幹放送事業者との契約に基づき、保有する基幹放送局設備を、当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務等を目的とする会社であり、法第20条の2第1項各号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に該当する。</p>
4 出資の相手方の株式 保有等 (協会が子会社として保有するか。)	適	<p>(株)日本ブロードキャストネットワークの総株主の議決権の過半数を協会が有するため、法第20条の2第1項の要件を満たすと認められる。</p>

2026年4月28日

総務大臣  
林 芳正 殿

日本放送協会  
会長 井上 樹彦

基幹放送局提供子会社への追加出資の認可申請について

放送法第20条の2の規定に基づき、基幹放送局提供子会社への出資を行いたいので、  
放送法施行規則第15条に規定する別紙の書類を添えて、認可申請いたします。

## 別 紙

### 1 出資しようとする金額

191.22億円

### 2 出資しようとする理由

基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目指し、共同利用型モデルを実現するための具体事業として、基幹放送局設備の保有・管理から放送サービスの提供までを一貫して担う事業等を行うため。

### 3 出資の相手方

#### (1) 商号

株式会社日本ブロードキャストネットワーク

#### (2) 本店の所在地

東京都渋谷区神南2-2-1 (NHK放送センター内)

#### (3) 代表取締役

社長 吉見 智文

### 4 出資の方法

全額現金出資

### 5 その他参考となるべき事項

同社に対しては、2024年12月、基幹放送局提供子会社の設立にあたり管理費用分の1.0億円の出資を行った。また、2025年3月に、この管理費用分を除き、共同利用型モデルの確立や本格段階移行後に適切な事業管理を可能とするためのガバナンス構築に必要な経費として、7.78億円の出資を行った。その後、共同利用型モデルを実現するための諸準備を整えてきたところであり、中継局共同利用推進全国協議会総会での民間放送事業者との合意に基づき、今回はその具体事業を開始するための増資（出資）に係る認可申請を行うものである。

放送事業者個社あるいはエリア単位で極微小電力中継局（ミニサテ局）の設備の更新・運用等を行うよりも、同社が集約的に更新・運用等を行うことで、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図り、これにより、放送ネットワークの末端に位置するミニサテ局の運用効率を高め、もって放送インフラの持続可能性の確保を図るため、同社が設備更新や継続利用可能な資産の引き取りを行った上で、放送事業者との契約に基づき、当該基幹放送局設備を地上基幹放送の業務の

用に供する業務を行う。また、ブロードバンド等代替支援事業などを含む将来のネットワーク維持に向けた対応を行う。

出資については、現時点では協会の出資のほか、民間放送事業者からの出資を見込んでいる。

<参考資料>

- (1) 定款（変更案）
- (2) 本格事業開始後の事業計画及び年度毎の収支見込
- (3) 放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みとしての出資・出捐の全体像を示す資料

<別添資料>

(1) 出資の相手方の定款

資料1のとおり

(2) 出資の相手方の役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

資料2のとおり

(3) 出資の相手方の財務諸表及び事業報告

資料3のとおり

株式会社日本ブロードキャストネットワーク  
定 款  
(案)

設立 2024年12月25日  
改正 2025年 2月10日  
2026年 6月●●日

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社日本ブロードキャストネットワークと称し、英文では、J-BNと表示する。

(目的)

第2条 当社は、基幹放送局設備の保有・管理業務ならびに基幹放送局設備の共同利用に関する事業を行うことにより、放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目的とし、次の事業を営む。

- (1) 基幹放送局設備の保有・管理業務
- (2) 基幹放送事業者との契約に基づき、保有する基幹放送局設備を、当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務
- (3) 将来の放送ネットワーク維持・効率化に向けた伝送技術の導入促進に関する業務
- (4) 前各号の業務に附帯する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役会
- (3) 監査役
- (4) 監査役会
- (5) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、250,000株とする。

(募集株式の発行)

第7条 当会社が募集株式を発行する場合、その募集事項の決定は、株主総会の特別決議によって行う。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

(名義書換等)

第9条 当会社の株主名簿の名義書換その他株式に関する取り扱いは、法令又は定款に定めるものを除き、取締役会の定めるところによる。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして臨時に基準日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。ただし、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利（基準日から3ヶ月以内に行行使するものに限る。）の内容を定めた事項を公告しなければならない。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項の変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

## 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が招集する。

- 3 株主総会の招集通知は、会日の1週間前までに、その総会において議決権を行使することができる各株主に対して発する。

(議長)

- 第13条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。ただし、代表取締役に事故があるときは、前条第2項ただし書きの規定を準用する。

(株主総会の決議と決議の省略)

- 第14条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、他の議決権を有する株主に委任してその議決権を行使できる。この場合、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第16条 当社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第17条 当社の取締役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、その選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、第12条第2項ただし書きの規定を準用する。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役及び各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第20条 取締役会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、第12条第2項ただし書きの規定を準用する。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役はこれに署名若しくは記名押印又は電子署名して会社に保管する。

(取締役会決議の省略)

第22条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものを除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会において定める。

(代表取締役及び社長)

第25条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役1名を選定する。

- 2 代表取締役は、社長として当会社を代表し、会社の業務を統括する。代表取締役が事故があるときは、第12条第2項ただし書きの規定を準用する。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は3名以上5名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 当会社の監査役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、常勤の監査役を選定する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会は、原則として、常勤の監査役がこれを招集する。

- 2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものを除き、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末の配当)

第39条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、金

銭による剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

(株)日本ブロードキャストネットワーク(J-BN)  
事業計画(案)



2026年4月

2026 年4月

## 株式会社日本ブロードキャストネットワーク(J-BN)

### 事業計画(案)

#### 【事業計画概要】

株式会社日本ブロードキャストネットワーク(以下「J-BN」)は、基幹放送局設備の保有および管理等の業務を通じて、放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目的としている。

具体的には、放送事業者が運用する送信設備のうち、全国約 560 局(NHK からの出資により行う共同利用の対象約 480 局に、NHK 単独局である約 80 局を加えた局数)に及ぶ極微小電力中継局(ミニサテ局)を J-BN が引き受け、自社設備として保有・運用することで、効率的かつ安定的な放送ネットワークの維持に寄与するものである。

2026 年度内に事業を開始し、2034 年度までには対象のミニサテ局すべてを保有し、運用を開始することを目指している。

また、ブロードバンド等代替(BB 等代替)などを含む将来のネットワーク維持・効率化に向けた伝送技術の導入促進に関する業務については、業界の動向や技術の進展などを踏まえながら対応していく。

## 【事業計画】

(事業内容)

J-BN は、放送法第 20 条の2に基づき、①「基幹放送局設備の保有・管理業務」、②「基幹放送事業者との契約に基づき、保有する基幹放送局設備を、当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務」を行う。具体的には、全国に点在するミニサテ局を対象に、設備の保有・管理から放送サービスの提供までを一貫して担う事業を展開する。これにより、放送ネットワークの末端に位置するミニサテ局の運用効率を高め、放送インフラの持続可能性を確保することを目的とする。

本事業では、放送事業者が従来個別に管理していたミニサテ局の設備を J-BN が集約的に更新・運用することで、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図る。対象は共同建設局および NHK 単独局の全国約 560 局である。

具体的な事業内容は以下のとおりである。

### 1. 設備更新

全国の放送事業者が保有するミニサテ局において、放送事業者と放送局設備供給契約を締結し、老朽化した送信機等の設備を J-BN が更新し、放送局免許を取得する。以降も設備の劣化状況に応じて適宜更新を行い、安定した放送サービスの継続を図る。対象は、共同建設局および NHK 単独局の計約 560 局を想定している。

### 2. 継続利用可能な資産の引き取り

J-BN が送信機を更新するミニサテ局において、継続利用が可能な土地や鉄塔等、放送事業者が保有する資産は、J-BN が引き取り、放送サービスの基盤として活用する。

### 3. 放送事業者との契約に基づき、基幹放送局設備を地上基幹放送の業務の用に供する業務

放送法および電波法上の免許人として、放送事業者と締結した放送局設備供給契約に基づき、J-BN が保有する設備を管理し、放送事業者のコンテンツを対象エリアの視聴者に安定的に届ける。これにより、地域における放送の継続性と品質の向上を実現する。

#### 4. 将来のネットワーク維持・効率化に向けた対応

J-BN では、将来のネットワーク維持・効率化に向けて、BB 等代替などを含む伝送技術の導入促進を行う。本取り組みに際しては、放送業界の動向に加え、ネットワーク技術の進展や、通信インフラの整備状況、関連制度の整備状況などを考慮しつつ対応していく。

(事業スケジュール)

J-BN は 2026 年度中に NHK をはじめとする放送事業者からの出資を受け、本格事業会社に移行し、事業を開始する。2026 年度前半に、オフィス移転等の体制整備や制度設計を進める。事業開始後は、設備調達および資産引き取りを段階的に実施し、2034 年度までに全国約 560 局のミニサテ局において放送サービスを提供できる体制の構築を完了する計画である。

本事業は、以下の4つのフェーズに分けて展開する。

##### 1. 準備期(～2026 年度)

事業開始に向けて、以下の準備業務を実施する。

- ・ サービス概要の策定
- ・ オフィス移転、各種システムおよび業務規程の整備
- ・ 各ミニサテ局の詳細諸元および設備現況の調査
- ・ 引き取り対象資産の確認・評価
- ・ 設備引き取り額の算定および契約準備
- ・ 送信機・リングアンテナ・非常用バッテリー等、約 560 局分の一括調達準備
- ・ 全国の保守業者・工事業者の選定
- ・ 基幹放送局に関する無線局免許申請手続きの開始

##### 2. 事業開始期(2026 年度～2028 年度)

2026 年度に事業を開始し、2028 年度には最初のミニサテ局において設備の引き取りおよび送信機の更新を実施する。これにより、J-BN による放送サービスの提供を開始する。2028 年度末時点での運用局数は約 14 局を予定している。更新対象設備には、送信機、リングアンテナ、非常用バッテリー等が含まれる。

##### 3. 展開期(2029 年度～2034 年度)

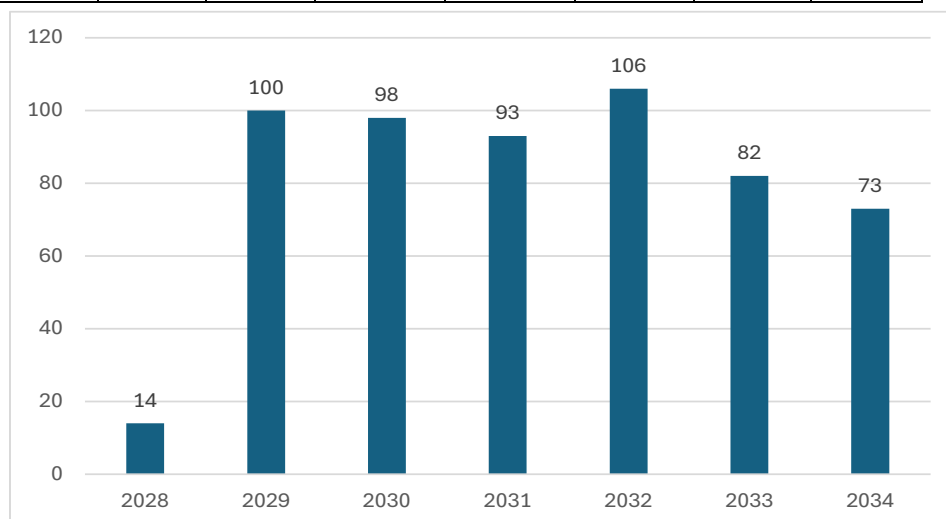
2029 年度以降、順次設備の引き取りおよび更新を進め、2034 年度までに全国の対象局における更新を完了する。設備更新は、劣化状況に応じて段階的に実施し、放送サービスの安定供給を確保する。

#### 4. 安定期(2035年度～)

2035年度以降は、取得済み設備の維持・管理を通じて、全国約560局のミニサテ局において安定的な放送サービスを提供し、本事業の体制を確立する。

ミニサテ運用局数の推移(2028年から7年間で更新を完了)

年度	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
更新局数	14	100	98	93	106	82	73
年度末運用局数	14	114	212	305	411	493	566



## (資金計画)

本事業の遂行にあたっては、設備更新・資産取得・運用体制の構築等に係る多額の初期投資が必要となる。特に、全国約 560 局分の送信機・リングアンテナ・非常用バッテリー等の一括調達、既存資産の引き取り、免許申請に伴う手続き費用、保守・工事業者との契約費用などが主要な支出項目となる。

資金調達については、以下の方針に基づき実施する。

### 1. 初期投資資金

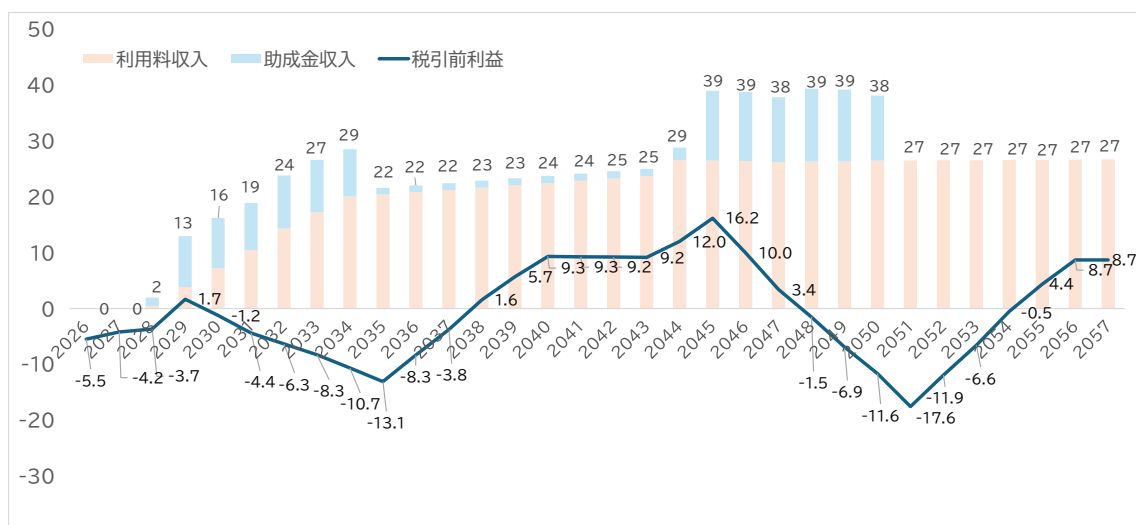
2026 年度から 2028 年度にかけての設備調達および体制整備に必要な資金は、自己資金を主体とする。

### 2. 運用資金

事業開始後の設備維持・管理費、保守費等の運用資金については、放送事業者からのサービス利用料収入を主な財源とし、同じ年度中に利用料として回収することで安定的なキャッシュフローの確保を図る。

2034 年度までに全局の更新を完了し、以降は設備の維持・更新を中心とした安定的な運用フェーズに移行することから、中長期的な収支の均衡を目指す。また、設備調達にあたっては 2026 年度に設置される予定の NHK 財団の基金からの助成金を活用する。

○損益計算書 売上・利益(億円)

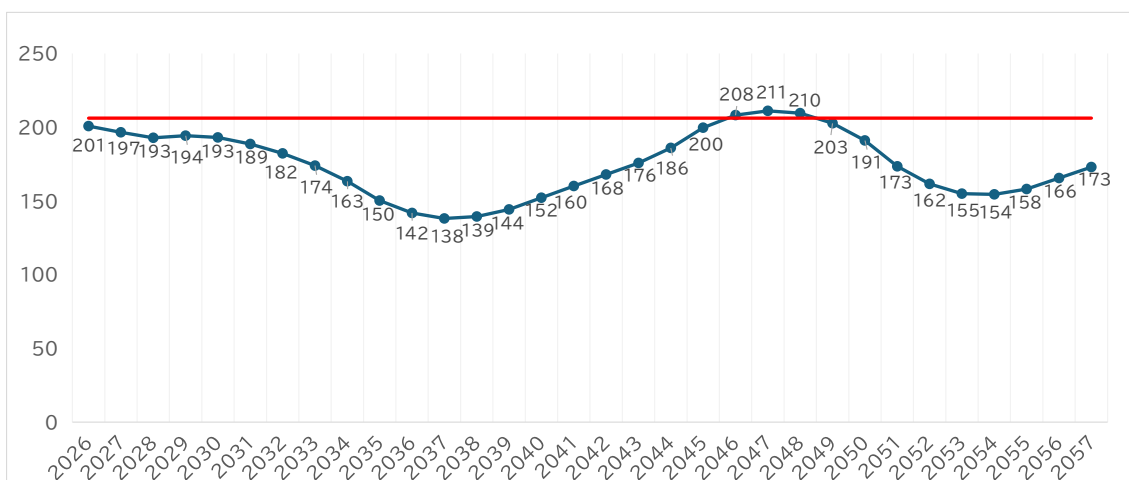


	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057
収入	0	0	2	13	16	19	24	27	29	22	22	22	23	23	24	24	25	25	29	39	39	38	39	39	38	27	27	27	27	27	27	27
費用	5.5	4.2	6	11	17	23	30	35	39	35	30	26	21	18	14	15	15	16	17	23	29	34	41	46	50	44	38	33	27	22	18	18
税引前利益	-5.5	-4.2	-3.7	1.7	-1.2	-4.4	-6.3	-8.3	-10.7	-13.1	-8.3	-3.8	1.6	5.7	9.3	9.3	9.2	9.2	12.0	16.2	10.0	3.4	-1.5	-6.9	-11.6	-17.6	-11.9	-6.6	-0.5	4.4	8.7	8.7

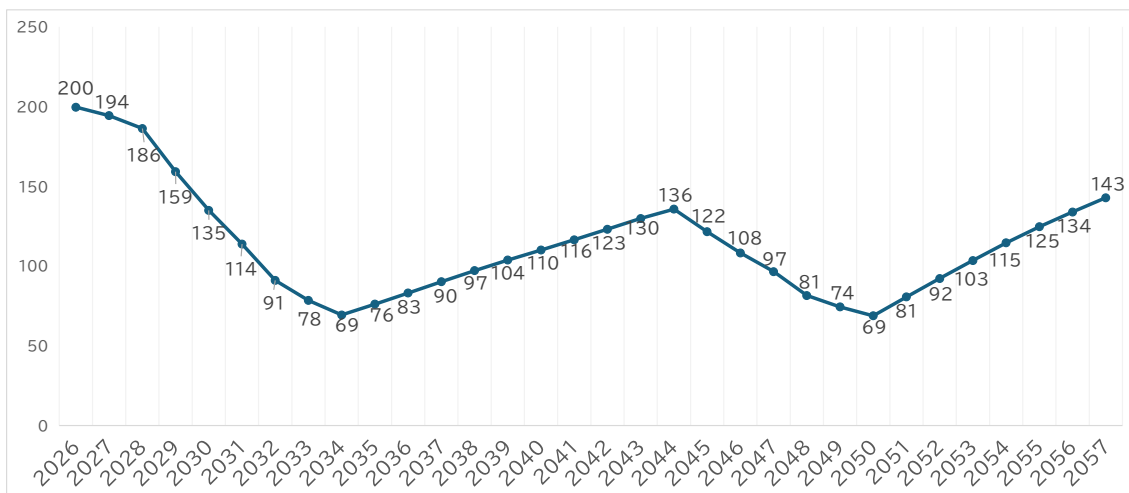
※収入 サービス利用料収入、助成金収入 等

※費用 設備の更新費用(製作費、工事費等)、既存資産の引き取り費用  
設備の運用費用(保守費用、電波利用料、電気代等) 等

○貸借対照表 純資産(億円)



○キャッシュフロー計算書 期末現金残高(億円)



【参考資料(3)放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みとしての  
出資・出捐の全体像を示す資料】

## 放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みについて (出資・出捐の全体像)

## 情報空間全体の多元性確保への貢献

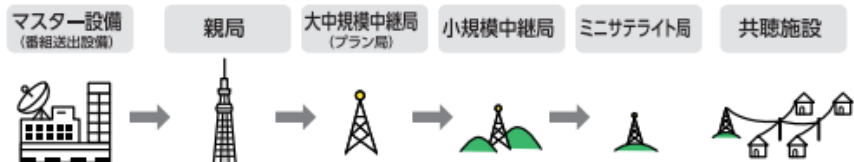
### 基幹となる二元体制維持

(予算規模:600億円<sup>\*</sup>)～将来の受信料負担の軽減に貢献～

### ネットワーク効率化に向けた取り組み

(共同利用型モデルの導入、持続可能な代替手段の検討等)

- 経済合理性を大前提に、民放と協調して、放送ネットワーク維持に積極的に対応していく



※[NHK経営計画(2021-2023年度)※2023年1月修正]において、当中期経営計画期間に支出するものとして算定し、経営委員会が議決したもの

➡視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出として、多元性確保のために確保した積立金は、2025年度以降の予算・事業計画で用途を明確にしていく

### メディア産業全体のために

(予算規模:100億円<sup>\*</sup>)～地域を含むメディア産業全体の多元性確保に貢献～

### 情報空間の健全性確保への貢献

(外部連携による取り組み)

- オリジネーター・プロファイル技術研究組合への参加
- Trusted News Initiativeへの参加 等

### 外部との協調・連携

- “共存共栄”のための外部制作比率の確保(衛星)
- 取引について、より透明化し、公正性の確保を推進(人権とビジネスの観点も含めて)
- 業界全体の底上げの取り組み 等

# 放送ネットワーク効率化「共同利用型モデル」の概要

(中継局共同利用推進全国協議会総会(2025年12月5日開催)において合意)

- 還元目的積立金600億円を原資として、

① 共同利用会社(J-BN)による全国約480局のミニサテ共同利用事業

② 放送ネットワークインフラの整備基金を設立し、放送事業者の中継局共同整備に助成する事業

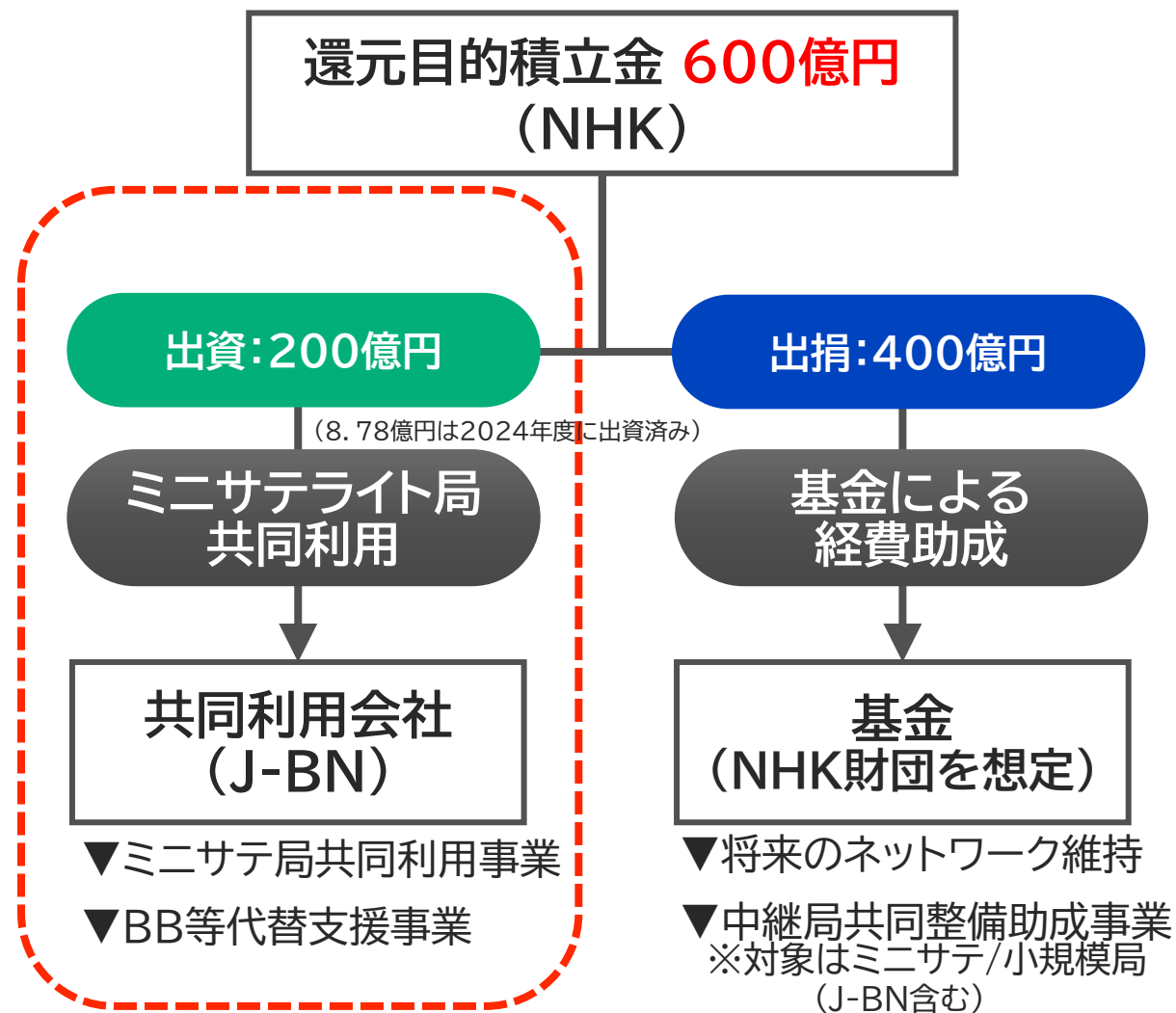
を行うことで、放送ネットワーク共同利用の促進と効率的な維持管理を実現する。

- J-BNによるミニサテ共同利用事業と基金による中継局更新経費助成事業との相乗効果・相互補完で、放送ネットワークの維持・高度化を図る。

- これまで検討してきた仕様の共通化や一括調達、人材確保施策等は、最大限活用する。

※ なお、還元目的積立金600億円等を盛り込んだNHK令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画は国会において、3月末に承認された。

## <還元目的積立金の配分イメージ>



株式会社日本ブロードキャストネットワーク  
定 款

設立 2024年12月25日  
改正 2025年 2月10日

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社日本ブロードキャストネットワークと称し、英文では、J-BNと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求すること。
- (2) 基幹放送局設備等の取得計画、標準仕様等の策定
- (3) 共同利用型モデルの導入にむけた入札方式の検討及び競争入札の実施
- (4) 基幹放送局の保有・管理等の事業の料金体系等の検討
- (5) 前各号の業務に附帯する業務

第3条 前条に定める業務の遂行にあたっては、日本放送協会、日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京、及び株式会社フジテレビジョンによる合意を前提とすることを理念とする。

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役、監査役を置く。

(公告方法)

第6条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(改正 2025年2月10日)

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、40,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を要する。

(名義書換等)

第9条 当会社の株主名簿の名義書換その他株式に関する取り扱いは、法令又は定款に定めるものを除き、取締役の定めるところによる。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第10条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告をして一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項の変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

## 第3章 株主総会

### (招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 3 株主総会の招集通知は、会日の1週間前までに、その総会において議決権を行使することができる各株主に対して発する。

### (議長)

- 第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。

### (決議)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

### (議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、代理人によって議決権を行使できる。この場合、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役

### (取締役の員数)

- 第17条 当会社の取締役は1名以上とする。

### (取締役の選任)

- 第18条 取締役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会において定める。

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役が2名以上の場合は、そのうち1名を代表取締役として、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役は、社長として当会社を代表し、専ら会社の業務を執行する。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第22条 当会社は、監査役2名以内を置く。

(監査役の選任)

第23条 当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役の報酬等)

第25条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末の配当)

第27条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第28条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

## 第7章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金1億円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2025年3月31日までとする。

(設立時役員等の選任)

第31条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	吉見 智文
設立時監査役	長南 吉正

(発起人の名称及び住所)

第32条 会社の発起人の名称及び住所は、次のとおりである。

東京都渋谷区神南二丁目2番1号  
日本放送協会

(設立時発行株式に関する事項)

第33条 当会社の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の総数は、普通株式1,000株とし、発起人がその全部を引き受ける。

2 発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の総額は、  
金1億円とする。

3 成立後の当会社の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

資本金の額	金	5,000万円
-------	---	---------

資本準備金の額	金	5,000万円
---------	---	---------

以上、株式会社日本ブロードキャストネットワーク設立のため発起人の定款作成代理人である司法書士法人吉田総合司法事務所は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

2024年12月18日

発起人 東京都渋谷区神南二丁目2番1号  
日本放送協会  
会長 稲葉 延雄

上記発起人の定款作成代理人 東京都渋谷区道玄坂一丁目9番2号  
司法書士法人吉田総合司法事務所  
代表社員 中島 英樹

(資料2)

出資の相手方の役員について

取締役 (2024年12月25日就任)

氏名 吉見 智文

住所

略歴

1988年4月	日本放送協会 入局
2023年7月	技術局専任局長
2024年8月	技術局システムソリューションセンター統括部長
2024年12月	技術局付(日本ブロードキャストネットワーク出向)

監査役 (2025年6月27日就任)

氏名 齋藤 至孝

住所

略歴

1992年4月	日本放送協会 入局
2020年8月	技術局開発センター制作施設部長
2023年7月	内部監査室監査部専任部長 (現職)
2025年6月	日本ブロードキャストネットワーク監査役

# 第1期 計算書類

〔 自 2024年12月25日 〕  
〔 至 2025年 3月31日 〕

株式会社 日本ブロードキャストネットワーク

# 貸借対照表

(2025年3月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	866,039	流 動 負 債	2,686
現金及び預金	866,037	未 払 金	1,461
その他流動資産	2	未 払 法 人 税 等	1,224
		負 債 合 計	2,686
		( 純 資 産 の 部 )	
		株 主 資 本	863,353
		資 本 金	439,000
		資 本 剰 余 金	439,000
		資 本 準 備 金	439,000
		利 益 剰 余 金	▲ 14,646
		その他利益剰余金	▲ 14,646
		繰越利益剰余金	▲ 14,646
		純 資 産 合 計	863,353
資 産 合 計	866,039	負 債 ・ 純 資 産 合 計	866,039

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

# 損益計算書

（自 2024年12月25日  
至 2025年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	-
売上原価	-
売上総利益	-
販管費および一般管理費	14,588
営業損失	14,588
営業外収益	
受取利息	14
経常損失	14,574
税引前当期純損失	14,574
法人税、住民税および事業税	72
当期純損失	14,646

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

## 株主資本等変動計算書

〔 自 2024年12月25日  
至 2025年3月31日 〕

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
2024年12月25日残高	-	-	-	-	-	-
当事業年度中の変動額						
新株発行による増加	439,000	439,000	439,000	-	878,000	878,000
当期純損失	-	-	-	▲ 14,646	▲ 14,646	▲ 14,646
当事業年度中の 変動額合計	439,000	439,000	439,000	▲ 14,646	863,353	863,353
2025年3月31日残高	439,000	439,000	439,000	▲ 14,646	863,353	863,353

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

## 個 別 注 記 表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の期間費用としている。

### 2. 貸借対照表関係の注記

関係会社に対する金銭債権および債務

① 短期金銭債権	.....	- 千円
② 短期金銭債務	.....	1,173 千円

### 3. 損益計算書関係の注記

関係会社との取引高

・ 販管費および一般管理費	.....	9,279 千円
---------------	-------	----------

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

発行済株式                      普通株式 8,780 株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当なし

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025年6月27日開催予定の定時株主総会での配当に関する付議事項はない。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、原則として安全性の高い運用を基本とする資金運用規程に基づき、短期運用の預金として保有し、投機的な取引は行わない方針である。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

未払金は、1年以内の支払期日である。また、未払金は、流動性リスクにさらされているが、当社では月次で資金計画を作成するなどの方法により管理している。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりである。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
現金及び預金	866,039	866,039	—
未払金	(1,461)	(1,461)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示している。

### (注1) 金融商品の時間の算定方法およびデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

##### 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

#### 負 債

##### 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社および法人主要株主等

(単位 千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本放送協会	被所有 直接 100%	役員の 兼任・出向者 の受入 等	出向者給与 賃料 等	7,559 1,719	未払金	1,173
				増資の引受	778,000 (※2)	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者給与については、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定している。

(注2) 日本放送協会が当社の行った第三者割当増資を1株につき10万円で引き受けたものである。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 98,311円 80銭

(2) 1株当たり当期純損失 1,668円 19銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当なし

# 第 1 期 事 業 報 告

〔 自 2024年12月25日 〕  
〔 至 2025年 3月31日 〕

株式会社 日本ブロードキャストネットワーク

## 目 次

### 第 1 期 事業報告

I. 会社の現況に関する事項	2
1. 事業の経過および成果	2
2. 対処すべき課題	3
3. 設備投資等の状況	3
4. 資金調達の状況	3
5. 事業譲渡・吸収分割または新設分割の状況	3
6. 事業譲受の状況	4
7. 他の会社の株式その他の持ち分または新株予約権等の取得の状況	4
8. 財産および損益の状況の推移	4
9. 主要な事業内容	4
10. 主要な事業所等	4
11. 従業員の状況	4
12. 重要な親会社の状況	4
13. 主要な借入先と借入額	5
II. 会社の株式に関する事項	5
III. 会社役員に関する事項	6
IV. 業務の適正を確保するための体制および運用状況	6

# I. 会社の現況に関する事項

## 1. 事業の経過および成果

日本放送協会（以下NHKと言います。）の子会社である日本ブロードキャストネットワーク（J-BN）は、2024年12月25日にNHKの100%出資により設立されました。

当社は、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により、放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目的としています。現在は、サービス開始前の準備段階としての位置づけであり、サービス開始を可能とするための諸準備を整え、2025年度内に本格段階への移行を目指しています。

設立時より、NHK放送センター内にオフィスを設置し、2024—2025年度事業計画の策定、親会社であるNHKへ追加出資の要請を行ったほか、本格段階に向けてガバナンス体制の確立に向けた準備を開始しました。また、共同利用型モデルの検討状況について、全国の放送事業者向けに説明会を開催したほか、全国で検討を主導した地域協議会のクリーンチームが保有するデータを引き継ぐ作業を進めました。当期における具体的な取り組み内容は以下の通りです。

### （1）ビジネスモデルの確立

中継局共同利用に向けてはこれまで、放送事業者等で構成される各地域の協議会において経済合理性の観点で検討を進めてきました。当社では、これらの検討結果を引き継ぎ、全国的な視点での放送業界全体の持続可能性を追求していくことにしています。データには、業者からの見積もりや、各放送事業者の人件費等のセンシティブデータが含まれることから、セキュリティに配慮しながらデータの引き継ぎを進めました。当社では、全国から集められたデータの集計・分析を開始し、その一部を全国協議会や全国の放送事業者に報告しました。

また、中継局共同利用を支える業者体制の確立に向けて、現状把握のためにヒヤリングも開始しました。

### （2）本格体制に向けたガバナンス構築

設立後、準備段階として必要な制度の整備や業務遂行に必要なシステム、体制を確保しました。2025年度に予定している本格段階には、新たな出資やNHK以外か

らの要員の受け入れ、規程や制度の整備が必要となることから、これらに対応するための弁護士等、外部の専門家との契約を完了しました。

### (3) 要員増員 (2名)

2月1日にNHKからの出向2名を従業員として受け入れ、役員1名とあわせて3名の体制となりました。

### (4) 増資

2月19日にNHKからの追加出資(7.78億円)を受け入れました。そのうち3.89億円を資本金に組み入れた結果、合計4.39億円となっています。残り、3.89億円は、資本準備金に組み入れ、合計4.39億円となっています。

## 2. 対処すべき課題

当社は本格段階においては、共同利用サービス、共同保守運用サービス、BB等代替サービス(いずれも仮称)の事業を展開する予定です。必要な調査や検討をすすめ、これらのサービス料金を設定することが喫緊の目標となっています。さらに収支見通しを含む中期的な事業展開をまとめ、安定した事業運営を目指していきます。

あわせて、本格段階にむけて事業や会社運営に必要なシステム・セキュリティ体制の整備やNHK以外の要員を受け入れるための規程・制度の整備、さらに要員増に対応できるオフィス移転の準備を進めます。

## 3. 設備投資等の状況

該当事項はございません。

## 4. 資金調達の状況

自己資金で充当しています。

## 5. 事業譲渡・吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

## 6. 事業譲受の状況

該当事項はございません。

## 7. 他の会社の株式その他の持ち分または新株予約権等の取得の状況

該当事項はございません。

## 8. 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 1 期 (2025 年 3 月期)
営 業 収 益	—
営 業 損 失	14,588
経 常 損 失	14,574
当 期 純 損 失	14,646
1 株 当 たり 当 期 純 損 失	1,668 円 19 銭
総 資 産	866,039
純 資 産	863,353

## 9. 主要な事業内容

- (1) 基幹放送局設備等の取得計画、標準仕様等の策定
- (2) 基幹放送局の保有・管理等の事業の料金体系等の検討

## 10. 主要な事業所等

本 社 東京都渋谷区神南二丁目 2 番 1 号

## 11. 従業員の状況

従 業 員	うちNHK出向者
2 名	2 名

注：役員は含みません

## 12. 重要な親会社の状況

## (1) 親会社との関係

当社の親会社は、NHKであり、当社の株式8,780株を保有しており、これは当社の議決権比率の100%に当たります。

当社は、放送法上の基幹放送局提供子会社であり、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求すること、基幹放送局設備等の取得計画、標準仕様等の策定すること、共同利用型モデルの導入にむけた入札方式の検討及び競争入札の実施、さらに基幹放送局の保有・管理等の事業の料金体系等を検討すること等を目的に設立されました。NHKと民放の中継局設備を取得し共同で運用していくことなどにより、効率的に放送サービスを視聴者に提供していきます。

## (2) 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

## 13. 主要な借入先と借入額

該当事項はございません。

## II. 会社の株式に関する事項

- |             |         |
|-------------|---------|
| 1. 発行可能株式総数 | 40,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 8,780株  |
| (自己株式数      | 0株)     |
| 3. 議決権総数    | 8,780個  |
| 4. 期末株主数    | 1名      |
| 5. 株主       |         |

株主名	持株数	持株比率
日本放送協会	8,780株	100.00%

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 役員 の 地位、氏名、担当、兼職 の 状況

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	他の法人の代表または重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉見 智文	全体統括	
監査役（非常勤）	長南 吉正		NHK内部監査室監査部主幹

注1：2024年12月25日付で、吉見智文が代表取締役社長に、長南吉正が監査役（非常勤）に就任しました。

#### 2. 取締役・監査役の報酬総額

(単位：千円)

役員部分	報酬の総額	報酬等の種類別の総額		対象役員数
		定額部分	変動部分	
取締役	2,850	2,850	—	1人
監査役 (社外役員を除く)	—	—	—	1人

注：非常勤監査役1人に対しては、報酬を支払っておりません。

#### 3. 社外役員に関する事項

##### 社外監査役

該当事項はございません。

### Ⅳ. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

#### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号の規定や会社法施行規則の規定に従い、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）は以下の通りです。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は取締役、社員を含めた行動規範として、「日本ブロードキャストネットワ

ーク倫理・行動憲章と行動指針」を定め、この遵守を図っています。

また、コンプライアンスを確保するため、コンプライアンス規程、インサイダー取引防止規程、取引先との契約における暴力団等の排除に関する指針を定め、全社的に法令遵守が確保される体制をとっています。

- ②全社的な法令遵守の一層の推進を図るために、「役員規程」「経理規程」により、取締役、社員の職務執行の透明性を向上させています。

## 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①「株主総会議事録」については、適切かつ確実に保存・保管されています。

## 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社の事業に係るリスクとして、投資的リスク、企業機密への不正アクセス・漏洩等情報セキュリティ的リスクなどを認識し、対応マニュアルの整備等を進めています。また、公共放送グループの一員として、公金の扱いについては特に厳正を期し、万が一にも社会的な指弾を受けることのないよう注意を払っています。さらにNHKグループ全体にかかわるリスクについては、「NHKグループコンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」にもとづいて、NHKに速やかに報告・連絡することとしています。
- ②新たなリスクが発生した場合には、必要に応じ、速やかに対応する体制を構築します。

## 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①職務権限および職制を定め、職務権限と責任および指揮命令系統を明確にしています。
- ②重要な意思決定については、取締役などにより多面的に検討し、慎重に決定する仕組みを設けています。
- ③年度事業計画を策定し、業績を把握し、適宜見直しを行っています。
- ④さらに効率的に職務を執行するために、内部統制との関係を考慮しつつ、案件に応じた職務権限の委譲を検討していきます。

5. 当社ならびにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①親会社にあたるNHKの子会社等の事業が適切に行われることを目的として、「関連団体運営基準」により、事業運営およびこれに対するNHKの指導・監督等に関する基本的事項が定められており、当社も該当しています。
- ②NHKは、「関連団体運営基準」に関する事項およびNHKが指定する事項について、監査法人等に委嘱して関連団体の業務運営状況調査を実施し、監査法人等の報告に基づき、関連団体に対し必要な指導・監督を行っており、当社も該当しています。
- ③NHKの監査委員は、NHK役員の職務の執行を監査するため必要があるとき、当社の事業の報告を求めたり、当社の業務および財産状況を調査できることになっており、その場合には、当社は、適切な対応を行います。
- ④NHKは、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、良い放送を行うことを目的とした法人です。

また、放送法により、NHKに対する公共的規制は、国民の代表である国会を中心として行われ、毎年度の予算・事業計画は国会での承認を要しています。NHKには、経営方針その他その業務の運営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する経営委員会が設置され、会長等による業務の執行と監督の機能とが明確に分離され、適正なガバナンスが確保されており、業務の実施にあたっては、「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」の策定、「通報窓口」の整備などにより、適正が確保されていると理解しています。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役からの求めがあった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社社員から監査役補助者を任命する。監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等については、監査役の同意を得た上で、取締役が決定します。
- ②監査役補助者は、当社業務を兼務することができるが、監査役より監査業務に

必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

7. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項の内容を、監査役にそのつど報告するものとします。

②監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができます。

③当社は、監査役に報告をした者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止します。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い等に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い、負担した債務の弁済等の請求があったときは、当該請求に係る費用または債務が、監査役の職務の執行に必要な場合を除き、当該費用または債務を処理します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役1名で業務を適正に遂行するため、以下の体制を整備し、運用しています。

取締役の職務執行に関する情報は、適切に保存・管理されており、必要に応じて迅速にアクセスできる体制を整えています。

リスク管理については、損失の危険を管理するため、親会社であるNHKおよび、定款第3条に基づき在京放送事業者と定期的開催している会議において報告し、リスク評価を実施しています。これにより、潜在的なリスクを早期に発見し、対策を講じる体制を確立しています。

業務の効率化：現在、役員と社員の計3名は、NHKからの出向者で構成されており、整備に大きな経費や時間を要するネットワーク等インフラ設備については、当面

の間、NHKから貸与を受け、本格段階に向けて必要な設備の規模を精査し、整備することとしています。また、ITツールを活用し、業務の効率化を図っています。

法令遵守：使用人の職務が法令および定款に適合するよう、研修等に参加することでコンプライアンス意識の向上を図っています。

これらの体制により、当社は業務の適正を確保し、持続可能な経営を実現しています。

※以上の報告の記載金額については、表示単位未満は切り捨てて表示しています。

令和 8 年 6 月 1 5 日

日本放送協会の一般財団法人NHK財団への出捐認可  
(令和 8 年 6 月 1 5 日 諮問第 2 5 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、後藤官、宮内官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(林田課長補佐、砂川係長、畦地係長、仲田官)

電話：03-5253-5777

総務省情報流通行政局放送施設整備促進課

(小林課長補佐、日岐官)

電話：03-5253-5810

## 日本放送協会の一般財団法人NHK財団への出捐認可

## 1 諮問の概要

日本放送協会（会長 井上 樹彦）（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 20 条第 12 項の規定に基づき、同条第 2 項第 9 号に定める業務として、一般財団法人NHK財団（以下「NHK財団」という。）に対する出捐の認可申請があった。

本件に係る申請の概要は以下のとおりであり、本申請に対する認可に当たっての審査の結果については、別紙のとおりであることから、申請のとおり認可することが適当であると認められるため、法第 177 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問する。

項 目	概 要
1 業務の内容	極微小電力中継局及び条件不利地域における小規模中継局に対する助成事業や、ブロードバンド等代替等、将来の放送ネットワーク維持に向けた新たな伝送技術の開発や導入促進等のための基金を設立するため、一般財団法人NHK財団（以下「NHK財団」という。）に対して出捐を行うもの（以下「本件業務」という。）
2 業務を行うことを必要とする理由	日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法（以下「法」という。）第 15 条に定められる目的の達成のために、放送ネットワーク設備の維持・更新による、視聴者保護と放送事業の持続可能性の確保が必要となっている。 加えて、人口減少や設備老朽化、物価上昇等により、条件不利地域における中継局の維持が、協会及び民間放送事業者の双方にとって喫緊かつ重要な課題となっている。 また、協会は、法第 20 条第 6 項に基づき、法第 20 条第 1 項第 1 号に定める国内基幹放送業務を行うに当たって、民間放送事業者が法第 92 条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならないこととされている。

	<p>このため、協会は、将来の受信料負担の軽減に貢献できるよう、協会の放送ネットワーク効率化に向けて取り組むとともに、民間放送事業者と協調し、コスト負担を抑えつつ、持続可能な放送ネットワークを効率的に維持・高度化する観点から、NHK財団が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送技術・伝送技術に係る調査研究等の研究開発や送受信等に係る技術事業等を実施してきた専門的知見を有すること</li> <li>・営利を目的とせず、民間企業の経営者や有識者等で構成される評議員会が、業務を執行する理事を選解任する権限を有する等、社会貢献事業の推進等を目的とした一般財団法人として、組織構造上、中立性が担保されていること</li> </ul> <p>を踏まえ、NHK財団に基金を設立し、放送事業者等に対する助成事業等を行うため、NHK財団に対し、400億円の出捐を行うものである。</p>
3 業務の実施計画の概要	<p>NHK財団において、極微小電力中継局や条件不利地域における小規模中継局に係る放送事業者による共同整備（大規模災害時の復旧工事を含む。）及びブロードバンド等代替等、将来の放送ネットワーク維持に向けた伝送技術の開発や導入の支援を促進する事業等への助成並びに将来を見据えた放送インフラの維持・具体化に取り組むための基金を令和8年度中に設立するため、協会からNHK財団に対し、400億円を出捐する。</p> <p>業務の実施に当たっては、運営委員会の設置や内部統制の体制の整備、外部監査により、公平性・透明性・公正性を担保した運営を確保する。また、公益目的に即した合理的かつ継続的な運用を行う。</p> <p>さらに、協会は、基金のガバナンス確保のため、基金の状況等について財団から報告を受け、適切なフォローアップを行う仕組みを構築する。基金のガバナンス確保に係る責任及び資金拠出者としての説明責任を果たしつつ、財団における個々の助成判断については、運営委員会による審査を尊重し、その独立性と透明性を確保する。</p>
4 業務の収支見込み	令和8年度 支出 400億円
5 業務を行うために必要とする資金の	400億円

額及びその調達方法	(令和8年度の収支予算、事業計画及び資金計画に計上済み)
6 その他必要な事項	NHK財団に関しては、別紙3の参考1のとおりであり、新たにNHK財団に設立する基金については同参考2、当該基金による助成内容については同参考3、本件業務の実施に係る協会によるガバナンスについては同参考4のとおりである。

## 2 業務の実施時期

認可の日以降、令和8年7月中にNHK財団に対し出捐（予定）

## 3 審査の結果

本申請に対しては、別紙の審査結果を踏まえ、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

## 審 査 結 果

<参考>

○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（業務）

第二十条（略）

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～八（略）

九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

12 協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

### 【審査結果】

項 目	適否	概 要
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務か（放送法第20条第2項第9号）	適	<p>日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第15条に定められる目的の達成のために、放送ネットワーク設備の維持・更新による、視聴者保護と放送事業の持続可能性の確保が求められている。</p> <p>また、協会は、法第20条第6項に基づき、法第20条第1項第1号に定める国内基幹放送業務を行うに当たって、民間放送事業者が法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならないこととされている。</p> <p>これらに基づく本件業務の実施により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少地域である離島や山間部等の条件不利地域に所在するために一世帯あたりの維持コストが高いことに加え、老朽化が進み、可及的速やかな更新が必要となっている小規模中継局</li> </ul>

		<p>について、経済合理性が高い方法での共同整備経費に助成が行われること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模中継局よりもさらなる条件不利地域に所在し、一世帯当たりの維持コストが高く、維持困難性が増す極微小電力中継局の共同整備経費に対して助成が行われること</li> </ul> <p>から、視聴者保護及び放送事業者の持続可能性の向上に寄与するものとなっている。</p> <p>加えて、放送事業者が行うブロードバンド等代替等、新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成が行われることにより、将来の放送ネットワーク維持に向けた検討の推進に資すると考えられる。</p> <p>なお、協会は、本件業務の実施に当たって、上記助成事業の実施に必要な規定を定めるとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業の実施状況や資金の運用状況等について、NHK財団が協会に報告を行うこと</li> <li>・経営委員会を含む協会とNHK財団の果たす役割</li> </ul> <p>等を方針として明確化する等、本件業務の適正な実施のための措置を講じている。</p> <p>以上のことから、本件業務は審査項目に適するものと認められる。</p>
2 収支予算に計上されているか。	適	<p>協会の令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画において、中継局の共同整備及び新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成を目的とした基金への出捐費用として、資本支出の区分に58億5,000万円、事業支出の区分に341億5,000万円が計上されている。</p>

## 参照条文

### 【必要的諮問事項関係】

#### ○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第一百六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

## 【一般財団法人NHK財団への出捐関係】

### ○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（目的）

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は次条第三項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局（第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

ニ～八 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～八 （略）

九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3～5 （略）

6 協会は、第一項第一号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）が第九十二条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならない。

7～11 （略）

12 協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

## 13 (略)

(基幹放送の受信等に係る事業者の責務)

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

2 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるように努めるものとする。

○ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抜粋）

(業務の認可申請)

第十三条 法第二十条第十二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

# 写

(公印・契印省略)

諮問第25号  
令和8年6月15日

電波監理審議会  
会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

## 諮問書

日本放送協会（会長 井上 樹彦）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第12項の規定に基づき、同条第2項第9号に定める業務として、一般財団法人NHK財団に対する出捐の認可申請があった。

本件に係る申請の概要及び審査結果は別紙1及び2のとおりであり、本件については、適当であると認められるので、申請のとおり認可することとしたい。

上記について、同法第177条第1項第2号の規定に基づき諮問する。

## 申請の概要

項 目	概 要
1 業務の内容 (放送法施行規則 第 13 条第 1 号)	<p>極微小電力中継局及び条件不利地域における小規模中継局に対する助成事業や、ブロードバンド等代替等、将来の放送ネットワーク維持に向けた新たな伝送技術の開発や導入促進等のための基金を設立するため、一般財団法人NHK財団（以下「NHK財団」という。）に対して出捐を行うもの（以下「本件業務」という。）</p>
2 業務を行うことを必要とする理由 (同条第 2 号)	<p>日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法（以下「法」という。）第 15 条に定められる目的の達成のために、放送ネットワーク設備の維持・更新による、視聴者保護と放送事業の持続可能性の確保が必要となっている。</p> <p>加えて、人口減少や設備老朽化、物価上昇等により、条件不利地域における中継局の維持が、協会及び民間放送事業者の双方にとって喫緊かつ重要な課題となっている。</p> <p>また、協会は、法第 20 条第 6 項に基づき、法第 20 条第 1 項第 1 号に定める国内基幹放送業務を行うに当たって、民間放送事業者が法第 92 条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならないこととされている。</p> <p>このため、協会は、将来の受信料負担の軽減に貢献できるよう、協会の放送ネットワーク効率化に向けて取り組むとともに、民間放送事業者と協調し、コスト負担を抑えつつ、持続可能な放送ネットワークを効率的に維持・高度化する観点から、NHK財団が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送技術・伝送技術に係る調査研究等の研究開発や送受信等に係る技術事業等を実施してきた専門的知見を有すること</li> <li>・営利を目的とせず、民間企業の経営者や有識者等で構成される評議員会が、業務を執行する理事を選解任する権限を有する等、社会貢献事業の推進等を目的とした一般財団法人として、組織構造上、中立性が担保されていること</li> </ul> <p>を踏まえ、NHK財団に基金を設立し、放送事業者等に対する助成事業等を行うため、NHK財団に対し、400 億円の出捐を行うものである。</p>
3 業務の実施計画の概要 (同条第 3 号)	<p>NHK財団において、極微小電力中継局や条件不利地域における小規模中継局に係る放送事業者による共同整備（大規模災害時の復旧工事を含む。）及びブロードバンド等代替等、将来の放送ネットワーク維持に向けた伝送技術の開発や導入の支援を促進する事業等への助成並びに将来を見据えた放送インフラの維持・具体化に取り組むための基金を令和 8 年度中に設立するため、協会からNHK財団に対し、400 億円を出捐する。</p> <p>業務の実施に当たっては、運営委員会の設置や内部統制の体制の整備、</p>

	<p>外部監査により、公平性・透明性・公正性を担保した運営を確保する。また、公益目的に即した合理的かつ継続的な運用を行う。</p> <p>さらに、協会は、基金のガバナンス確保のため、基金の状況等について財団から報告を受け、適切なフォローアップを行う仕組みを構築する。基金のガバナンス確保に係る責任及び資金拠出者としての説明責任を果たしつつ、財団における個々の助成判断については、運営委員会による審査を尊重し、その独立性と透明性を確保する。</p>
<p>4 業務の収支見込み (同条第4号)</p>	<p>令和8年度 支出 400億円</p>
<p>5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法 (同条第5号)</p>	<p>400億円 (令和8年度の収支予算、事業計画及び資金計画に計上済み)</p>
<p>6 その他必要な事項 (同条第6号)</p>	<p>NHK財団に関しては、別紙3の参考1のとおりであり、新たにNHK財団に設立する基金については同参考2、当該基金による助成内容については同参考3、本件業務の実施に係る協会によるガバナンスについては同参考4のとおりである。</p>

## 審 査 の 結 果

項 目	適 否	概 要
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務か(放送法第20条第2項第9号)	適	<p>日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第15条に定められる目的の達成のために、放送ネットワーク設備の維持・更新による、視聴者保護と放送事業の持続可能性の確保が求められている。</p> <p>また、協会は、法第20条第6項に基づき、法第20条第1項第1号に定める国内基幹放送業務を行うに当たって、民間放送事業者が法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならないこととされている。</p> <p>これらに基づく本件業務の実施により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少地域である離島や山間部等の条件不利地域に所在するために一世帯あたりの維持コストが高いことに加え、老朽化が進み、可及的速やかな更新が必要となっている小規模中継局について、経済合理性が高い方法での共同整備経費に助成が行われること</li> <li>・小規模中継局よりもさらなる条件不利地域に所在し、一世帯あたりの維持コストが高く、維持困難性が増す極微小電力中継局の共同整備経費に対して助成が行われること</li> </ul> <p>から、視聴者保護及び放送事業者の持続可能性の向上に寄与するものとなっている。</p> <p>加えて、放送事業者が行うブロードバンド等代替等、新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成が行われることにより、将来の放送ネットワーク維持に向けた検討の推進に資すると考えられる。</p> <p>なお、協会は、本件業務の実施に当たって、上記助成事業の実施に必要な規定を定めるとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業の実施状況や資金の運用状況等について、NHK財団が協会に報告を行うこと</li> <li>・経営委員会を含む協会とNHK財団の果たす役割</li> </ul>

		<p>等を方針として明確化する等、本件業務の適正な実施のための措置を講じている。</p> <p>以上のことから、本件業務は審査項目に適するものと認められる。</p>
<p>2 収支予算に計上されているか。</p>	適	<p>協会の令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画において、中継局の共同整備及び新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成を目的とした基金への出捐費用として、資本支出の区分に58億5,000万円、事業支出の区分に341億5,000万円が計上されている。</p>

2026年5月26日

総務大臣  
林 芳正 殿

日本放送協会  
会長 井上 樹彦

「一般財団法人NHK財団」に対する出捐の認可申請について

放送及びその受信の進歩発達に寄与するため、放送法第20条第2項第9号の規定に基づき、「一般財団法人NHK財団」に対し出捐いたしたく、放送法第20条第12項の規定に基づいて、放送法施行規則第13条に規定する別紙の書類を添えて認可申請いたします。

## 別 紙

### 1 業務の内容

極微小電力中継局（ミニサテライト局）及び条件不利地域における小規模中継局に対する助成事業や、ブロードバンド等代替など将来の放送ネットワーク維持に向けた新たな伝送技術の開発や導入促進等のための基金を設立するため、一般財団法人NHK財団（以下「財団」という。）に対して出捐を行う。

### 2 業務を行うことを必要とする理由

放送法第15条及び協会定款第3条に規定する協会の目的を達成するためには、協会と民間放送事業者との二元体制の下での放送ネットワーク設備の維持・更新を図り、もって、将来にわたっての視聴者保護と放送事業の持続可能性を確保することが必要である。加えて、人口減少や設備老朽化、物価上昇等により、条件不利地域における中継局の維持は、協会・民間放送事業者双方にとって喫緊かつ重要な課題である。

協会は、将来の受信料負担の軽減に貢献できるよう、協会の放送ネットワーク効率化に向けて取り組む。また、民間放送事業者の放送ネットワーク維持等への協力義務を有する（法第20条第6項）。そこで、協会と民間放送事業者が協調し、コスト負担を抑えつつ、二元体制による持続可能な放送ネットワークを効率的に維持・高度化する見地から、中継局共同利用推進全国協議会総会において、民間放送事業者との間で、共同利用型モデルに取り組むことに合意した。この合意に基づき、関係する放送事業者等に対し長期安定的に助成事業を行うことを目的に、財団に基金を設置するための出捐を行う。

基金の活用とあわせて、次世代の伝送路整備（将来のネットワーク維持）について、放送環境の変化やインターネットの進展を踏まえ、ブロードバンド等代替など将来を見据えた施策を、総務省及び放送事業者、その他関係者と検討し進めていく。

出捐先は、中立的かつ専門性を生かして助成事業を行うことが可能であることから、財団とする。具体的には、財団は公共メディアである協会及び放送メディア等の普及・発展に資する事業を行うとともに、社会貢献事業の推進を目的とする一般財団法人であり、営利を目的とせず、特定の株主や構成員の利益に帰属しない。業務を執行する理事を選解任する権限を有する評議員会は、民間の経営者や有識者等により構成されており、組織の仕組みとしても中立性が担保されている。また、放送技術・伝送技術に係る調査研究や受信環境維持改善に係る調査業務といった研究開発や送受信などに関する技術事業や、各種社会貢献事業を実施しており、本業務を遂行するに必要な専門性を有している。

以上より、協会は、放送ネットワークの維持と視聴者保護に資するために不可欠な対応として、財団に対する出捐の認可申請を行う。

### 3 業務の実施計画の概要

財団は、上掲の出捐金により、2026年度内に、基金を設立する。

基金は、ミニサテライト局や条件不利地域における小規模中継局について、放送事業者による共同整備の経費を助成するとともに、ブロードバンド等代替など将来の放送ネットワーク維持に向けた伝送技術の開発や導入の支援を促進する事業への助成や、将来を見据えた放送インフラの維持・具体化に取り組む。大規模災害等の突発的事象への対応として、基金による事業に影響を与えない範囲において、助成事業の枠組みの中で、限定的に助成を行う。

業務の実施にあたっては、運営委員会の設置や内部統制体制の整備、外部監査により、公平性・透明性・公正性を担保した運営を確保する。また、公益目的に即した合理的かつ継続的な運用を行う。

さらに、協会は、基金のガバナンスを確保するため、基金の状況等について財団から報告を受け、適切なフォローアップを行う仕組みを構築する。基金のガバナンス確保に係る責任及び資金拠出者としての説明責任を果たしつつ、財団における個々の助成判断については、運営委員会による審査を尊重し、その独立性と透明性を確保する。

### 4 業務の収支の見込み

2026年度 支出 400億円

### 5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

400億円（2026年度の収支予算、事業計画及び資金計画に計上済み）

### 6 その他必要な事項

<参考資料>

#### 1 財団に関する資料

- (1) 定款（変更案）
- (2) 財団の組織体制関係資料
- (3) 最新の財務諸表・事業計画（2024年度決算書、2024年度事業報告書、2026年度事業計画・収支予算）

#### 2 基金に関する資料

- (1) 出捐契約書
- (2) 基金の設置・運用に関する資料
- (3) 放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みとしての出資・出捐

の全体像を示す資料

3 助成内容に関する資料

(1) 助成事業に関する資料

(2) 運営委員会に関する資料

4 協会によるガバナンスに関する資料

(1) 協会によるガバナンス体制に関する資料

(2) 経営委員会及び執行部による基金ガバナンス方針に関する資料

## <参考資料>

### 1 財団に関する資料

(1)定款(変更案)

(2)財団の組織体制関係資料

(3)最新の財務諸表・事業計画

- ・2024年度決算書

- ・2024年度事業報告書

- ・2026年度事業計画・

- 収支予算

## (1) 定款(変更案)

## 一般財団法人NHK財団 定款

制	定	平成 25. 4. 1
改	定	平成 27. 4. 1
改	定	2021. 11. 1
改	定	2023. 4. 1
改	定	2026. ●. ●

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人NHK財団と称する。

2 英文名は、NHK F o u n d a t i o n と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、コンテンツ力、国際展開力、技術力、コミュニケーション力及びネットワーク力を結集して、公共メディアNHK（以下「公共メディア」という。）及び放送メディア等の普及・発展に資する事業を行うとともに、NHKグループにおける社会貢献事業推進の中核として、国内外の文化の向上と社会の発展及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育、文化・地域振興、福祉、防災・減災、国際・技術協力及び人財育成並びにコミュニケーション等に関する社会貢献事業の推進
- (2) 公共メディア等並びにそのサービス及び関連する技術の周知・広報・普及等に関する業務
- (3) 公共メディア等に関する視聴者リレーション業務
- (4) 公共メディア等のコンテンツの制作・購入・頒布・管理
- (5) 公共メディア関連施設の管理・運營業務
- (6) 公共メディアに関わる研究開発、研究開発に基づく技術移転及び特許・著作権その他知的財産権等の周知、斡旋
- (7) 公共メディア等及びこれに関連する事業に従事する者に対する教育・研修

- (8) 映像、音響、伝送等に関する調査研究並びに機器、材料の試験及び評価
  - (9) 経営管理・指導・助言等に関する業務
  - (10) 放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業
  - (11) メディアの多元性と情報空間の健全性の確保に関する助成事業
  - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。ただし、前項第10号及び第11号の事業は、本邦において行うものとする。

### 第3章 会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 17 条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日前の 1 週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発送に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令第 1 条に定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する電子メールを含む。以下同じ。）により通知を発することができる。

3 前二項の通知には、会議の日時、場所、目的等を記載し、又は記録しなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 19 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録（電子メール含む。）により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録（電子メール含む。）により同意の意思表示をしたときは、その事項について評議員会への報告があったものとみなす。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、評議員会議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印又は署名（電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名を含む。以下同じ。）する。

## 第 6 章 役員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、10 名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 業務執行理事の中から、副理事長 2 名以内、専務理事 3 名以内及び常務理事 3 名以内を置くことができる。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事を理事長とする。
- 3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって業務執行理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長に事故があり職務を執行できない場合又は理事長が欠員となった場合には、理事会で定めるところにより、以下の順番でこの法人を代表し、理事長の職務を行う。
  - ① 副理事長（複数の場合は、就任の早い順とし、就任が同時期の場合は、年長である順とする。）
  - ② 専務理事（複数の場合は、就任の早い順とし、就任が同時期の場合は、年長である順とする。）
  - ③ 常務理事（複数の場合は、就任の早い順とし、就任が同時期の場合は、年長である順とする。）
  - ④ 理事であって上記①から③までに該当しない者（複数の場合は、就任の早い順とし、就任が同時期の場合は、年長である順とする。）
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (責任の一部免除)

第30条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### (責任限定契約)

第31条 この法人は、外部役員との間で、前条の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

## 第7章 理事会

#### (構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事並びに副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第 25 条第 3 項を準用する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日から 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録（電子メール含む。）により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 25 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第 25 条第 3 項を準

用する。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 41 条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第11章 委員会の設置等

(設置等)

第45条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、任意の会議体として委員会を設置することができる。

2 前項の委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第12章 補則

(実施細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則（2026年〇月〇日評議員会決議）

この定款の一部変更は、2026年〇月〇日から施行する。

## (2) 財団の組織体制関係資料

## 理事会、評議員会、基金運営事務局及び運営委員会等の役割について

本基金に基づく助成事業の実施にあたっては、助成が特定企業の利益のためではなく、「国民の知る権利を守る」という公共的目的に資するものであることが大前提である。

そのため、助成の決定に際しては恣意性を排除し、公平性、公正性及び透明性を確保するための制度的な仕組みを整備する必要がある。

この観点から、関係法令に基づき、本事業では、理事会、評議員会、基金運営事務局及び運営委員会の役割を次のように構築することとしている。

### 1. 評議員会の役割

評議員会は、決算の承認、定款の変更、理事・監事の選任等の法人の基本的事項ないし最重要事項に関して決議を行う最高意思決定機関である。そのため、助成の個別案件について審議・決定を行う機関としてではなく、NHK財団の運営全体の適正性を監督する機関として位置付けている。

### 2. 理事会の役割

理事会は、NHK財団の重要な業務執行を決定する機関であり、本事業では、運営委員会による審査・選考結果について、助成の可否、助成金額等の最終的な承認を行う機関として位置付けている。

### 3. 基金運営事務局の役割

基金運営事務局は、助成事業の事務を行う組織としてNHK財団に設置し、助成金申請等の受付、助成金申請等内容の確認、審査案の作成、申請事業者からの問い合わせ対応等を行う。

### 4. 運営委員会の役割

運営委員会は、助成事業に関し、申請事業者からの申請内容等審査その他の事項を所掌する会議体として、NHK財団に設置する機関である。公平性、公正性及び透明性を担保するための独立した審査機関であり、理事長の諮問に応じ、合議の結果を理事長に答申する。

### 5. 公平性、公正性及び透明性を確保するための事前整備

本事業の運営にあたり、公平性、公正性及び透明性を確保するため、事前に次の事項を整備する。

#### (1) 運営委員会の位置づけの明確化

運営委員会に関する規程を整備し、委員の選定、必要な専門性、構成に関する考え方を明確にし、利害関係がある場合の決議への関与制限等を定める。

#### (2) 助成事業の評価基準の明示

整備等の緊急度、財政的評価、受益者の範囲などを評価基準として設定し、恣意性を排除した仕組みを構築する。

#### (3) 透明性が確保出来るよう、委員会を組織・構成

制度概要や助成の評価基準については、ホームページを通じて公表し、外部からも仕組みの透明性が確認できるようにする。

### (3)最新の財務諸表・事業計画

- ・2024年度決算書
- ・2024年度事業報告書
- ・2026年度事業計画・  
収支予算

## 2 0 2 4 年 度 決 算 書

### 目 次

(1) 貸 借 対 照 表 ……	1
(2) 正 味 財 産 増 減 計 算 書 ……	2
(3) 正 味 財 産 増 減 計 算 書 内 訳 表 ……	4
(4) 財 務 諸 表 に 対 す る 注 記 ……	6
(5) 附 属 明 細 書 ……	10

一般財団法人 N H K 財 団

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I. 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	3,969,294,503	4,747,457,656	△ 778,163,153
売掛金	1,527,717,115	1,640,529,922	△ 112,812,807
未収金	6,706,340	5,056,515	1,649,825
有価証券	610,000,000	835,000,000	△ 225,000,000
差入保証金	0	29,967,000	△ 29,967,000
製品・商品	866,666	4,755,161	△ 3,888,495
仕掛品	270,642,815	150,751,912	119,890,903
原材料	4,321,945	7,161,507	△ 2,839,562
貯蔵品	1,555,500	1,555,500	0
前払費用	24,796,630	27,028,362	△ 2,231,732
流動資産合計	6,415,901,514	7,449,263,535	△ 1,033,362,021
<b>2. 固定資産</b>			
<b>基本財産</b>			
投資有価証券	170,000,000	170,000,000	0
基本財産合計	170,000,000	170,000,000	0
<b>その他の固定資産</b>			
建物	1,746,457	1,886,021	△ 139,564
建物附属設備	105,371,561	139,382,433	△ 34,010,872
機械	5,560,097	9,309,502	△ 3,749,405
器具備品	67,644,794	95,724,892	△ 28,080,098
土地	1,184,964	1,184,964	0
リース資産	7,501,019	2,572,922	4,928,097
ソフトウェア	90,282,925	121,553,131	△ 31,270,206
商標権	796,600	910,400	△ 113,800
投資有価証券	3,319,977,580	2,609,967,780	710,009,800
差入保証金	118,032,259	146,595,857	△ 28,563,598
長期前払費用	2,129,400	4,663,200	△ 2,533,800
破産更生債権等	6,350,897	6,360,901	△ 10,004
貸倒引当金	△ 6,350,897	△ 6,360,901	10,004
その他の固定資産合計	3,720,227,656	3,133,751,102	586,476,554
固定資産合計	3,890,227,656	3,303,751,102	586,476,554
<b>資産合計</b>	10,306,129,170	10,753,014,637	△ 446,885,467
<b>II. 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
買掛金	804,727,402	940,935,333	△ 136,207,931
リース債務	3,999,495	7,097,960	△ 3,098,465
未払金	164,554,751	174,820,653	△ 10,265,902
未払法人税等	746,400	746,400	0
未払消費税等	39,107,600	27,137,293	11,970,307
前受金	41,122,550	33,135,845	7,986,705
預り金	85,056,410	135,216,901	△ 50,160,491
賞与引当金	246,396,682	262,263,613	△ 15,866,931
資産除去債務	0	6,302,800	△ 6,302,800
流動負債合計	1,385,711,290	1,587,656,798	△ 201,945,508
<b>2. 固定負債</b>			
長期リース債務	4,359,160	2,381,300	1,977,860
繰延税金負債	0	18,329,380	△ 18,329,380
退職給付引当金	482,608,821	686,987,013	△ 204,378,192
資産除去債務	58,712,819	58,425,599	287,220
固定負債合計	545,680,800	766,123,292	△ 220,442,492
<b>負債合計</b>	1,931,392,090	2,353,780,090	△ 422,388,000
<b>III. 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
指定正味財産合計	170,000,000	170,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(170,000,000)	(170,000,000)	(0)
<b>2. 一般正味財産</b>	8,204,737,080	8,229,234,547	△ 24,497,467
一般正味財産合計	8,204,737,080	8,229,234,547	△ 24,497,467
<b>正味財産合計</b>	8,374,737,080	8,399,234,547	△ 24,497,467
<b>負債及び正味財産合計</b>	10,306,129,170	10,753,014,637	△ 446,885,467

正味財産増減計算書  
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	8,516,715,935	10,042,520,820	△ 1,525,804,885
雑収益	19,280,647	20,258,146	△ 977,499
受取利息	14,693,708	7,970,855	6,722,853
雑収益	4,586,939	12,287,291	△ 7,700,352
経常収益計	8,535,996,582	10,062,778,966	△ 1,526,782,384
(2) 経常費用			
事業費	7,826,749,032	9,168,500,731	△ 1,341,751,699
給料手当	2,806,020,752	3,080,413,642	△ 274,392,890
臨時雇賃金	3,822,861	8,120,694	△ 4,297,833
賞与引当金繰入	216,932,881	228,264,273	△ 11,331,392
退職給付費用	187,750,693	174,892,863	12,857,830
福利厚生費	487,030,267	566,870,880	△ 79,840,613
会議費	2,377,069	2,873,359	△ 496,290
旅費交通費	208,695,744	294,871,945	△ 86,176,201
通信運搬費	165,559,228	170,932,155	△ 5,372,927
減価償却費	65,427,813	115,985,027	△ 50,557,214
消耗品費	17,916,035	37,905,000	△ 19,988,965
修繕費	105,862,929	142,732,647	△ 36,869,718
印刷製本費	224,485,897	227,193,269	△ 2,707,372
光熱水料費	4,776,597	5,873,768	△ 1,097,171
地代家賃	92,944,665	125,810,924	△ 32,866,259
保険料	784,729	7,048,241	△ 6,263,512
租税公課	2,612,373	1,830,123	782,250
委託費	1,517,118,031	1,749,617,170	△ 232,499,139
編集制作費	1,436,925,598	1,924,963,181	△ 488,037,583
材料費	37,014,276	48,159,948	△ 11,145,672
権利使用料	59,521,190	60,387,171	△ 865,981
保管料	13,326,807	14,185,176	△ 858,369
支払手数料	22,162,611	26,308,437	△ 4,145,826
販売促進費	2,499,612	5,403,878	△ 2,904,266
支払リース料	67,834,763	55,844,866	11,989,897
交際費	2,529,519	2,381,657	147,862
周知広報費	6,908,180	6,311,236	596,944
支払助成金	12,400,000	10,400,000	2,000,000
支払寄付金	50,190,000	51,005,395	△ 815,395
貸倒引当金繰入	△ 10,004	△ 18,456	8,452
雑費	5,327,916	21,932,262	△ 16,604,346

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	729,974,311	739,574,842	△ 9,600,531
役員報酬	58,995,800	38,345,162	20,650,638
給料手当	234,456,399	283,697,280	△ 49,240,881
臨時雇賃金	0	77,968	△ 77,968
賞与引当金繰入	25,416,139	31,199,351	△ 5,783,212
退職給付費用	34,471,207	18,574,196	15,897,011
福利厚生費	65,108,901	57,533,878	7,575,023
会議費	78,514	10,956	67,558
旅費交通費	5,677,941	6,683,415	△ 1,005,474
通信運搬費	6,023,621	6,297,994	△ 274,373
減価償却費	33,178,420	29,234,246	3,944,174
消耗品費	2,214,879	2,298,059	△ 83,180
修繕費	34,060,169	29,007,432	5,052,737
印刷製本費	3,807,169	5,033,559	△ 1,226,390
光熱水料費	2,665,280	3,942,942	△ 1,277,662
地代家賃	71,643,515	91,032,318	△ 19,388,803
保険料	6,392,370	7,933,427	△ 1,541,057
租税公課	32,204,063	12,508,991	19,695,072
委託費	98,066,944	88,768,017	9,298,927
支払リース料	1,488,561	4,913,537	△ 3,424,976
交際費	714,761	805,870	△ 91,109
周知広報費	184,284	187,455	△ 3,171
支払寄付金	3,305,000	4,014,546	△ 709,546
雑費	9,820,374	17,474,243	△ 7,653,869
経常費用計	8,556,723,343	9,908,075,573	△ 1,351,352,230
当期経常増減額	△ 20,726,761	154,703,393	△ 175,430,154
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	7,804	0	7,804
経常外収益計	7,804	0	7,804
(2) 経常外費用			
固定資産除売却損	18,045,534	4,676,000	13,369,534
雑損失	3,315,956	0	3,315,956
経常外費用計	21,361,490	4,676,000	16,685,490
当期経常外増減額	△ 21,353,686	△ 4,676,000	△ 16,677,686
税引前当期一般正味財産増減額	△ 42,080,447	150,027,393	△ 192,107,840
法人税、住民税及び事業税	746,400	746,400	0
法人税等調整額	△ 18,329,380	18,329,380	△ 36,658,760
当期一般正味財産増減額	△ 24,497,467	130,951,613	△ 155,449,080
一般正味財産期首残高	8,229,234,547	4,522,533,572	3,706,700,975
合併による一般正味財産増加額	0	3,575,749,362	△ 3,575,749,362
一般正味財産期末残高	8,204,737,080	8,229,234,547	△ 24,497,467
II. 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	170,000,000	0	170,000,000
合併による指定正味財産増加額	0	170,000,000	△ 170,000,000
指定正味財産期末残高	170,000,000	170,000,000	0
III. 正味財産期末残高	8,374,737,080	8,399,234,547	△ 24,497,467



科目	実施事業等会計										内部取引 等消去	合 計			
	継1	継2	継3	継4	継5	継1	継2	継3	継4	継5					
	社会奉仕業務	国際放送番組7/7 自主整備事業	研究開発事業	放送泉の人材育成 事業	ことばセミナー・ 講座等事業	帯1 公益団法人 NHK 交響楽団への寄附	小 計	その他会計 公共メディアの普及・発 展に資する事業及び社会 貢献事業	法人会計	内部取引 等消去					
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	729,974,311	0	729,974,311
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58,995,800	0	58,995,800
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	234,456,399	0	234,456,399
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸与引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,416,139	0	25,416,139
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,471,207	0	34,471,207
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65,108,901	0	65,108,901
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78,514	0	78,514
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,677,941	0	5,677,941
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,023,621	0	6,023,621
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,178,420	0	33,178,420
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,214,879	0	2,214,879
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,000,169	0	34,000,169
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,807,169	0	3,807,169
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,665,280	0	2,665,280
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71,643,515	0	71,643,515
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,392,370	0	6,392,370
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,204,063	0	32,204,063
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98,066,944	0	98,066,944
支払リース料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,488,561	0	1,488,561
交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	714,761	0	714,761
周知広報費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184,284	0	184,284
支払寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,305,000	0	3,305,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,820,374	0	9,820,374
経費費外計	66,662,515	20,431,309	88,649,820	63,972,296	3,850,614	50,000,110	293,566,604	7,533,182,428	729,974,311	7,533,182,428	0	0	8,556,723,343	0	8,556,723,343
当期経常増減額	△ 64,102,515	△ 20,431,309	△ 33,463,777	△ 24,767,820	△ 529,532	△ 50,000,110	△ 193,295,063	883,261,966	△ 710,683,654	883,261,966	0	0	△ 20,726,761	0	△ 20,726,761
2. 経常外増減の部															
(1) 経常外収益															
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,804	0	7,804
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,804	0	7,804
(2) 経常外費用															
固定資産除売却損	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,842,705	0	14,842,705
雑損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,315,956	0	3,315,956
経常外費用計	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,158,661	0	18,158,661
当期経常外増減額	0	0	△ 4	0	0	0	△ 4	△ 4	△ 4	△ 4	0	0	△ 18,150,857	0	△ 18,150,857
税引前当期一般正味財産増減額	△ 64,102,515	△ 20,431,309	△ 33,463,781	△ 24,767,820	△ 529,532	△ 50,000,110	△ 193,295,067	880,059,141	△ 728,844,521	880,059,141	0	0	△ 42,080,447	0	△ 42,080,447
法人税、住民税及び事業税															
法人税等調整額															
当期一般正味財産増減額	△ 64,102,515	△ 20,431,309	△ 33,463,781	△ 24,767,820	△ 529,532	△ 50,000,110	△ 193,295,067	880,059,141	△ 711,261,541	880,059,141	0	0	△ 24,497,467	0	△ 24,497,467
一般正味財産期末残高															
一般正味財産期首残高															
当期指定正味財産増減の部															
指定正味財産期首残高															
当期指定正味財産増減額															
合併による指定正味財産増減額															
指定正味財産期末残高															
III. 正味財産期末残高															

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び原材料・・・最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
仕掛品及び貯蔵品・・・個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）・・・定率法、ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用している。

無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・職員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

貸倒引当金・・・破産更生債権等については、個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(5) 税効果会計の適用について

税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(7) 資産除去債務

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

オフィスの賃貸借契約に付されている原状回復義務に関して、資産除去債務を計上している。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各オフィスビルの残存耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を算定している。

オフィス名	残存耐用年数	割引率
世田谷ビジネススクエアタワー	21年	0.4916%
日本会館ビル	14年	0.2530%

③当該資産除去債務の総額の増減

(単位：円)

期首残高	64,728,399
有形固定資産の取得に伴う増加額	0
時の経過による調整額	289,878
資産除去債務の履行による減少額	6,305,458
期末残高	58,712,819

2. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	170,000,000	0	0	170,000,000
合 計	170,000,000	0	0	170,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、以下のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	170,000,000	(170,000,000)	(0)	(0)
合 計	170,000,000	(170,000,000)	(0)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	16,235,036	14,488,579	1,746,457
建物附属設備	152,406,087	47,034,526	105,371,561
機械	302,609,973	297,049,876	5,560,097
器具備品	409,180,728	341,535,934	67,644,794
ソフトウェア	234,783,031	144,500,106	90,282,925
合 計	1,115,214,855	844,609,021	270,605,834

5. 保証債務等の偶発債務

該当はない。

6. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
流動資産			
ソフトバンクグループ(株)第55回無担保普通社債	30,000,000	30,009,000	9,000
愛知県平成27年度第7回公募公債	50,000,000	50,005,250	5,250
三井住友信託銀行(株)第17回債	100,000,000	99,650,000	△ 350,000
N T Tファイナンス(株)第16回無担保社債	100,000,000	99,580,000	△ 420,000
(株)セブン&アイ・ホールディングス第14回無担保社債	100,000,000	99,449,600	△ 550,400
三井住友トラスト・HD(株)第3回任意償還条項付無担保社債	10,000,000	9,953,000	△ 47,000
オリックス銀行(株)第1回無担保社債	100,000,000	99,310,000	△ 690,000
愛知県平成27年度第19回公募公債	20,000,000	19,874,000	△ 126,000
第82回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,370,000	△ 630,000
小 計	610,000,000	607,200,850	△ 2,799,150

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
その他の固定資産			
愛知県平成28年度第4回公募公債	50,000,000	49,573,550	△ 426,450
野村ホールディングス㈱第3回無担保社債	100,000,000	98,860,000	△ 1,140,000
愛知県平成28年度第11回公募公債	100,000,000	98,700,000	△ 1,300,000
三井住友海上火災保険㈱第7回無担保社債	100,000,000	98,507,800	△ 1,492,200
MS&ADインシュアランスグループ HD ㈱第3回無担保社債 (劣後特約付)	40,000,000	39,716,000	△ 284,000
三菱地所㈱第138回無担保社債	100,000,000	98,380,000	△ 1,620,000
㈱クボタ第14回無担保社債	99,977,580	98,260,000	△ 1,717,580
三井不動産㈱第79回無担保社債	100,000,000	98,331,700	△ 1,668,300
西日本高速道路㈱第73回社債	100,000,000	98,450,000	△ 1,550,000
森ヒルズリート投資法人第20回無担保投資法人債	100,000,000	99,530,000	△ 470,000
ソニーグループ㈱第38回無担保社債	100,000,000	98,253,600	△ 1,746,400
NIPPONEXPRESSホールディングス㈱第1回無担保社債	100,000,000	97,400,000	△ 2,600,000
三菱電機㈱第47回無担保社債	100,000,000	97,440,000	△ 2,560,000
第192回都市再生機構債券	100,000,000	97,568,300	△ 2,431,700
住友不動産㈱第115回無担保社債	100,000,000	97,528,600	△ 2,471,400
㈱日本政策投資銀行第181回無担保社債	100,000,000	96,820,000	△ 3,180,000
三井住友信託銀行㈱第28回無担保社債	100,000,000	97,190,000	△ 2,810,000
伊藤忠商事㈱第79回無担保社債	100,000,000	97,050,000	△ 2,950,000
中日本高速道路㈱第104回社債	100,000,000	97,530,000	△ 2,470,000
第78回国際協力機構債券	100,000,000	96,792,700	△ 3,207,300
西日本高速道路㈱第85回社債	100,000,000	97,430,000	△ 2,570,000
首都高速道路㈱第33回社債	100,000,000	97,590,500	△ 2,409,500
中部国際空港㈱第12回社債 (一般担保付)	100,000,000	97,300,500	△ 2,699,500
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱第15回無担保社債	100,000,000	97,270,000	△ 2,730,000
中日本高速道路㈱第108回社債	100,000,000	97,490,000	△ 2,510,000
首都高速道路㈱第34回社債	100,000,000	97,760,000	△ 2,240,000
東邦瓦斯㈱第48回無担保社債	100,000,000	97,250,000	△ 2,750,000
トヨタファイナンス㈱第105回無担保社債	100,000,000	97,290,000	△ 2,710,000
三井住友信託銀行㈱第31回無担保社債	100,000,000	97,610,000	△ 2,390,000
オリックス銀行㈱第5回無担保社債	100,000,000	97,760,000	△ 2,240,000
日清食品HD ㈱第1回無担保社債	100,000,000	97,780,000	△ 2,220,000
西日本高速道路㈱第97回社債	100,000,000	97,720,000	△ 2,280,000
㈱日本政策投資銀行第192回無担保社債	100,000,000	97,570,000	△ 2,430,000
ホンダファイナンス㈱第91回無担保社債	100,000,000	96,890,000	△ 3,110,000
KDDI ㈱第37回無担保社債	100,000,000	98,340,000	△ 1,660,000
NTTファイナンス㈱第36回無担保社債	100,000,000	97,660,000	△ 2,340,000
小 計	3,489,977,580	3,412,593,250	△ 77,384,330
合 計	4,099,977,580	4,019,794,100	△ 80,183,480

## 7. 実施事業資産

実施事業資産は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	金 額
その他の固定資産	
機械	541,264
器具備品	4,571,771
ソフトウェア	1,228,705

8. その他

(1) 退職給付関係

①採用している退職給付制度の概要

合併により複数の退職給付制度がある。退職一時金制度及び確定給付型、確定拠出型の企業年金制度を設けている。

②退職給付債務及びその内訳

(単位：円)

①退職給付債務	△ 1,871,451,673
②年金資産	1,388,842,852
③退職給付引当金	△ 482,608,821

③退職給付費用に関する事項

(単位：円)

①勤務費用	△ 222,221,900
②退職給付費用	△ 222,221,900

このうち確定拠出型に係る費用は、54,331,000円である。

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額及び企業年金制度における年金財政計算上の数理債務を基礎に計算している。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

リース資産の内容

その他の固定資産

パソコンほかである。

(3) 税効果会計関係

①繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(単位：円)

繰延税金資産	
賞与引当金	81,748,016
未払社会保険料	13,235,074
未払事業所税	3,658,298
退職給付引当金	163,766,926
個別貸倒引当金	1,172,545
電話加入権	4,786,693
資産除去債務	21,763,041
繰越欠損金	87,656,115
その他	2,332,175
繰延税金資産小計	380,118,883
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 87,656,115
一時差異等評価性引当額	△ 274,074,902
繰延税金資産合計	18,387,866
繰延税金負債	
建物附属設備（資産除去債務）	17,079,216
その他	1,308,650
繰延税金負債合計	18,387,866
繰延税金資産の純額	0

②法人税法上の非収益事業と収益事業の区分

(単位：円)

項目	非収益事業	収益事業	合計
税引前当期一般正味財産増減額 (A)	△ 111,427,177	69,346,730	△ 42,080,447
法人税、住民税及び事業税 (B)		746,400	746,400
法人税等調整額 (C)		△ 18,329,380	△ 18,329,380
当期一般正味財産増減額 (A)-(B)-(C)	△ 111,427,177	86,929,710	△ 24,497,467

## 附 属 明 細 書

1. 基本財産の明細  
「財務諸表に対する注記」の2に記載している。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	6,360,901	-	-	10,004	6,350,897
賞与引当金	262,263,613	246,396,682	262,263,613	-	246,396,682
退職給付引当金	686,987,013	171,138,531	347,077,637	28,439,086	482,608,821

(注)

1. 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、対象となる債権の回収による取崩額である。
2. 退職給付引当金の目的使用以外の理由による減少額は、年金掛金の拠出額である。

# 監査報告書

2025年6月5日

一般財団法人 NHK 財団  
理事長 田中宏暁 殿

一般財団法人 NHK 財団

監事 浜村和則

監事 浦田典明

私たち監事は、一般財団法人 NHK 財団の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの事業年度における業務及び会計の監査を行い、次のとおり報告します。

## 1. 監査の方法

- (1) 業務監査について、理事会及びその他の重要な会議に出席し、理事及び職員から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを実施して業務報告の内容を検討しました。
- (2) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを実施して計算書類の妥当性を検討しました。

## 2. 監査意見

- (1) 事業報告書の内容は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び付属明細書は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認めます。
- (3) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、当法人の公益目的支出計画の実施状況を正しく示していると認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月4日

一般財団法人NHK財団

理事長 田中 宏暁 殿

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 陽子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第124条第2項第1号の規定に基づく監査に準じて、一般財団法人NHK財団の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドライン第8章第1節第3の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

自 2024年4月 1日  
至 2025年3月31日

## 2024年度 事業報告書

一般財団法人NHK財団

## 目 次

2024年度の概要 .....	1
1 2024年度に取り組んだ重点事業 .....	3
(1)社会貢献事業 .....	3
(2)広報・広聴事業 .....	4
(3)国際事業 .....	7
(4)技術事業 .....	9
(5)研修事業 .....	10
(6)公益目的支出計画 .....	11
2 経営基盤の強化 .....	13
(1)効率的・効果的な事業運営 .....	13
(2)人材育成 .....	14
(3)職場環境の整備・働き方改革 .....	14
3 ガバナンス・コンプライアンスの強化 .....	15
4 その他.....	17
(1)評議員・評議員会 .....	17
(2)理事・監事・理事会 .....	19
(3)2024年度末職員数 .....	22
5 業務の適正を確保するための体制 .....	22
内部統制の整備状況 .....	22
内部統制の運用状況概要 .....	25
内部統制の評価 .....	27

## 2024年度の概要

統合・合併2年目のNHK財団は、NHKグループの社会貢献事業推進の中核を担う財団として、社会のために役立つ事業の一層の進化と持続可能な経営基盤の構築に向けて、「挑戦と改革」の取り組みを強化しました。

合併の効果として、一つの財団の中にある多様な専門性を相互に連携させ、シナジー効果を発揮することで、社会貢献事業を、新たに開発したり、より効率的・効率的に実施できるケースも増えています。

8K超高精細映像とAI音声合成という最先端の技術を組み合わせた「デジタルミュージアム」の教育現場での活用、防災のノウハウを新しい形で展開する「防災ワークショップ～災害からペットを守る」、国際と技術と研修が緊密に連携して実施する「海外公共放送局支援」、「新・介護百人一首」のAI音声合成での紹介等のユニバーサルサービスの試み等、シナジーは着実に成果に繋がってきています。

そして、2025年10月からのNHKのインターネット配信業務の必須業務化を見据えつつ、偽・誤情報等の深刻な課題が指摘される中、「情報空間の健全性」「情報リテラシーの向上」への貢献を最重要の役割と位置づけ、プロジェクトで取り組みに着手しました。柱の一つとなる「インフォメーション・ヘルスAWARD」事業は、「情報的健康」のためのアイデアをより多くの方から応募いただき、社会実装につなげる支援を進めるとともに、シンポジウム等を開催して、アテンション・エコノミー等の課題を考える機会を創りました。

財団が一体感をもって挑戦し、取り組むことが、新しい価値を生んでいます。

持続可能な財団の基盤を作っていくため、組織横断の「統合・第2フェーズプロジェクト」においては、統合後の残された課題や新たな課題の解決に向けて真摯に検討し、成果を事業運営に反映させました。その一つとして、新たに「営業推進チーム」を設置し、財団にふさわしい事業を積極的に開拓・展開し収入確保につなげる取り組みを始めました。

信頼される財団であり続けるために、「倫理・行動憲章」の順守や各種の研修等によりコンプライアンスの徹底を図りました。「物品等適正管理改革プロジェクト」を設置し、物品の購入・管理・廃棄のリスク洗い出しと解決の取り組みを開始しました。財団の多岐にわたる業務のプロセスごとのリスクを見える化し未然防止につなげる新たな仕組みの導入、内部監査の指摘事項の組織全体での共有と改善への活用、経理部門による月次ベース収支報告による課題の早期把握と対応等、ガバナンス強化に向けた改革の取り組みを進めました。

子法人NHK交響楽団のガバナンス向上のため、リスクマネジメントの各種勉強会への参加や課題解決に向けた助言等、積極的に支援にあたりました。

2024年度の決算は、一丸となって、収入確保に取り組みつつ、物件費等の抑制を図った結果、正味財産を計画的に充てる公益目的支出を含めて、事業計画で2億6200万円の赤字としていたのに対し、2400万円の赤字となりました。

## 1. 2024年度に取り組んだ重点事業

### (1) 社会貢献事業

各事業本部の連携を図り、「情報空間の健全性」に資する事業をすすめるとともに、シナジーを生かした新規事業の開拓や営業推進等に取り組みました。

- 「情報空間の健全性」に関して、2023年に自主事業としてスタートさせた「インフォメーション・ヘルスAWARD」の第2回を実施しました。アイデア部門に加えて、社会実装部門を新設し、高校や大学等への働きかけ等、取り組みの周知に力を入れ、多くの応募をいただいた中から、グランプリを決定しました。12月に表彰式と情報空間の健全性等をテーマにシンポジウムを開催し、その動画を専用サイトで一般公開しました。財団のWEBサイト「ステラnet」で、関連記事を集中掲載するなど、「情報的健康」等についての関心を高める取り組みに注力しました。第1回のグランプリ作品「心組成計」のトライアルに取り組んでいるほか、優秀作品「フェイクニュースを身近に感じるワークショップ」の実装化に向けたトライアルも開始しました。
- 新設した「情報リテラシープロジェクト」では、財団内、NHKやNHK関連団体、外部の団体や研究者等とのネットワークの構築や新規事業展開に向けた働きかけ等に努めました。
- 新規事業として、オンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」業務を開拓し、140本のNHK番組の動画の提供業務を実施しました。
- 「防災ワークショップ」のノウハウを生かして、公益財団法人日本動物愛護協会の主催事業として新規開発したワークショップ「災害からペットを守る」を、10月に東京都世田谷区、2月に茨城県つくば市で開催し、大規模災害時にペットの飼育環境をどう維持するかなど、日頃の備えについて考える防災の取り組みとして好評を得ました。
- 自主事業として開発した「災害の記憶デジタルミュージアム」を活用した防災啓発活動として、広島市で開催された「防災・自主避難のすすめセミナー」に8K超高精細映像（以下、8K）技術を使ってデジタル化された災害絵図等を展示し、実体験を通して参加者に災害史料の活用価値を紹介しました。また、2月にはこのデジタル化された災害史料を用いて東京都中央区の小中学校で5年生を対象に出前授業も行いました。
- 流通経済大学と連携して、障害のあるアーティストの絵画等を通じて、学生が学び、地域の人々をつなげる「であうアート展」を茨城県龍ヶ崎市、千葉県松戸市、岩手県釜石市、仙台市等で実施しました。
- ことばコミュニケーションセンターでは、「命を守る“防災の呼びかけ”ワークショップ」を11月茨城県つくば市で茨城県旅館業組合会員を対象に行ったほか、

同月NHK佐賀放送局でCATVとコミュニティFM局に、12月NHK沖縄放送局で郵便局長等を対象に開催しました。防災意識の向上に寄与するとともに、NHKの地域放送局の受信料制度理解促進活動にも貢献しました。

- 「NHKやさしいことばニュース」の制作が本格的に始まり、職員と専門委員あわせて6人が、通常のニュースを在留外国人等にもわかりやすいことばに書き換える作業で制作に協力しました。新聞各社やSNSでNHKの新たな取り組みとして紹介され、好評を得ました。
- 新規事業の開拓に向けて、財団内に「営業推進チーム」を新設し、財団の知見と技術を生かした事業の開発の取り組みを始めました。

## （2）広報・広聴事業

放送だけでは届かない層にイベント、ワークショップ、セミナー、刊行物、デジタル（WEB）、公開施設での展開等のさまざまなルートを駆使して広報活動を行いました。また、視聴者のみなさまからの声に耳を傾け、NHKの番組やサービスの質の向上等のために意見や要望を最大限活用する広聴活動に取り組みました。

### 〈広報プロモーション事業〉

- 「パリ オリンピック2024」では、視聴者のみなさまの関心に即座に対応するため、日本時間深夜・早朝に行われた競技の印象的なシーンを伝えるX（旧Twitter）広告を16日間発信。気になった競技をすぐに見られる「NHKプラス」への誘導を図りました。
- 「第75回NHK紅白歌合戦」では、若年層が多く集まる渋谷駅前商業施設でPRイベントを実施し、日常的にNHKへの接触が少ない視聴者層に向けた、NHKコンテンツへの接点を設ける活動として役割を果たしました。
- 大河ドラマ「べらぼう～蔦重栄華乃夢斬～」は、1月の放送開始に向けて、正月を意識したおみくじ付きステッカーを開発、配布したことにより、SNS上で話題となり、これまでの大河ドラマファン層とは違う新しい層を掘り起こすことにつながりました。
- 連続テレビ小説と大河ドラマでは、ドラマゆかりの自治体や公共性の高い団体からの要請を受け、展示やトークショーを数多く実施しました。展示の来場者数は「虎に翼」で7万8000人、「光る君へ」で13万7000人、「べらぼう」で2万4000人となりました。ドラマの出演者を招いた「光る君へ」のトークショーを岩手県奥州市、滋賀県大津市で実施し、いずれも定員を超える応募があり、盛況のうちに終わりました。また、財団の自主事業として「平安貴族の暮らしと文化展」を企画し、全国4会場で開催しました。

- 自治体等と連携した印刷物の作成では、ポスター、パンフレット等、地元の要望にきめ細かく応えました。「虎に翼」では、明治大学から13万部の冊子、「おむすび」では福岡県糸島市、日本栄養士会から合計4500部のポスターを受注・納品しました。また大河ドラマでは「光る君へ」で京都府宇治市、大津市、福井県敦賀市からポスター500部、冊子20万部を、「べらぼう」では静岡県牧之原市、福島県白河市、東京都台東区、中央区からポスター5200部、冊子43万部を超える印刷物を納品し、ドラマのPRと地域振興に貢献しました
- 地域の文化拠点である美術館や百貨店等を巡回する文化事業の企画制作を行い、地域文化の振興に寄与しました。2017年度から継続して好評を得ている「MINIATURE LIFE展 田中達也 見立ての世界」、大河ドラマ「光る君へ」にもつながる「草乃しずか 日本刺繍 源氏物語を花で装う」を全国あわせて8会場で実施し、31万8745人の来場者がありました。2025年度から26年度にかけて、「やなせたかし展 人生はよろこばせごっこ」の全国8会場での実施に向けて、協賛の呼びかけも含めて準備を進めました。
- 情報が氾濫する現代に、小学生を対象に、その読み解きや発信の仕方を学ぶ「つながる！NHK メディア・リテラシー教室」について、受託業務として10回実施し、オンラインで全国の参加校をつなぎ、小学校45校、延べ2000人に参加してもらいました。情報にはいろいろなとらえ方や意見の違いがあること、相手に不快な思いや誤解を与えないような情報の伝え方に気をつけなくてはいけないこと等を学べる貴重な機会だったと、学校や参加した児童からも大変好評でした。
- メディア・リテラシーについて、楽しみながら一緒に学んでもらうツールとして独自に開発した「メディア・リテラシーかるた」を、希望する学校や教育関係者、個人に、これまでおよそ1200セットを頒布しました。幅広い層に向けた独自のメディア・リテラシー事業の開発をめざして、文化施設や教育機関等との連携を図りつつ、「かるた」の普及や効果的な活用方法について検討を進めました。
- 財団の主催事業として4年目を迎えた「新・介護百人一首」は、福祉分野の社会貢献事業として定着し、厚生労働省、NHKの後援を受け、過去最多の6団体から企画協力、協賛の支援を受けました。15歳から100歳までの5783人、1万2440首が寄せられました。入選作品集を2万6000部発行し全国に頒布するとともに、NHK厚生文化事業団やNHK学園との連携強化を図りつつ、作品のパネル展等を開催するなど、事業の一層の周知・普及に取り組みました。NHKラジオで関連企画が2回放送されるなど作品の多様な活用が図られました。

- 「ワンワンとあそぼうショー」をはじめファミリー層に向けたイベントを全国40会場で実施、延べ6万人に参加していただきました。全国各地の子どもたちがNHKの人気キャラクターと直接ふれあえる場として大変好評でした。
- 財団が運営するWEBサイト「ステラnet」は、2024年7月と9月に月間PVが300万を超えるなど、存在感を高めつつあります。月刊誌『NHKラジオ深夜便』の販売増加につなげるため、記事から財団ホームページへの回遊性を高める改善を行いました。「財団のカタログ」の役割を担うサイトとして、財団の事業について職員がまとめる記事を月間平均10本程度掲載しました。記事がきっかけとなって、自主事業「平安貴族の暮らしと文化展」の三重県での開催につながるなど、営業活動に生かすケースが増えていきます。
- NHK交響楽団への広報業務を支援し、2026年のN響創設100年に向けて、より積極的な周知活動に協力しました。

#### 〈広報コンテンツ事業〉

- 月刊誌『NHKラジオ深夜便』を年12本（計136万5000部）編集・発行しました。
- NHK語学番組と連動する月刊の音声テキスト（CD）を英語6講座、計17万4000部発行しました。CD音源は「NHK財団ダウンロードストア」やNHK出版のサイト等で配信し、NHKコンテンツの展開につながりました。なお、語学CDは2025年3月号をもって発行を終了しました。
- 教科書会社からの依頼を受け、「中学校国語」の音声・映像コンテンツを制作・納品しました。
- ラジオ体操や落語等のNHK音源を、「NHK財団ダウンロードストア」で配信したほか、レコード会社等に提供しました（「第91回NHK全国学校音楽コンクール 全国コンクール」等）。
- NHKラジオ第1「ラジオ深夜便」に「深夜便のうた」6曲を制作・納品し、CD化しました。

#### 〈視聴者サービス事業〉

- 運営管理を担ったNHKプラスクロスSHIBUYAでは、「連続テレビ小説」広報展示や、「パリ オリンピック パラリンピック2024」のパブリックビューイング等を実施し、幅広い年代の視聴者のみなさまに番組の魅力やNHKの取り組みを伝えました。9月16日に運営を終了しましたが、入場者数は、12万8391人で、2019年の開場から累計で100万人を

超えました。

- 運営管理を担うNHKホールでは、「うたコン」「第75回NHK紅白歌合戦」「放送100年超体験NHKフェス」等のNHK公開番組やイベント、国内外の多様なアーティストによるコンサートが実施されました。館内照明のLED化や客席内映像プロジェクター等の老朽化した設備の更新を行いました。NHK交響楽団のゲネプロ公開で、聴覚に障害のある方のための鑑賞サポートサービスを5回実施しました。年間入場者数は57万6361人となりました。
- 運営管理を担うNHK放送博物館では、「放送100年」として、放送の歴史を紹介してきた展示に加えて、近年相次ぐ災害への取り組みを伝える展示を設けました。また、100年前の鉱石ラジオと同じ仕組みの“電池の要らない”ラジオの工作・試聴イベントや映像機材の大規模展示会への出展等で、放送100年を周知しました。展示・収蔵品に関心が集まり、NHKの番組や外部からの撮影・取材依頼等は40件程にのぼりました。年間入館者数は目標の10万人を超えました。

#### 〈視聴者の意向集約・理解促進事業〉

- 視聴者対応業務について、視聴者のみなさまとNHKをつなぐ回路の役割を強化しました。ふれあいセンター（放送）では、寄せられる声への対応が「電話からメールへ」変化していく傾向を踏まえ、両業務に臨機応変に対応できるマルチスキルのスタッフの育成を進め、メール業務が多忙な際には電話要員を振り向けるなど、効率的な業務運営を実現しました。
- ふれあいセンター（放送）札幌分室では、首都圏での大規模災害等を想定したBCP訓練を4回実施しました。NHK視聴者局、札幌放送局、NHK営業サービス北海道支社との連携の確認やマニュアルの見直し等を進めました。
- 本部ハートプラザでは、パートナーセミナーや訪問学習等、NHKへの理解を深めてもらう取り組みを進め、参加者から高い評価を得ました。
- 支局の視聴者対応業務では、広島に加え、名古屋、福岡、仙台、松山で日曜日・祝日の対応休止や受付時間短縮等が実施されましたが、ふれあいセンター（放送）との連携や委託元NHKとの情報共有を図りつつ、安定的な運用を実施しました。

### （3）国際事業

NHK番組の外国語版の制作や国際協力について、効率的・効果的に実施し、NHKの国際発信強化に寄与しました。また、海外の公共放送局への支援をJICA（国際協力機構）とともに推進しました。

#### 〈国際制作事業〉

- NHKワールド JAPANで放送する国内放送番組の英語版を84本制作し、NHK国際放送局と連携を密にして品質と効率を高めました。
- NHKワールド JAPANのネットコンテンツの多言語制作において、6つの言語に対応できるよう体制を強化しました。
- NHKが主催する教育コンテンツの国際コンクール「日本賞」のイベント運営業務を事務局との円滑なコミュニケーションを図りながら遂行し、南スーダン等財団が支援する公共放送局からの応募も含め過去最多となる423本の応募につなげました。  
日本賞映像祭では、広報・広聴事業本部と連携するとともに、海外の放送機関の職員が日本で受けるJICA研修の時期をあわせることで参加できるようにするなど、より効果的に実施し、日本賞の価値向上に寄与しました。
- 大学等と協力して、日本で暮らす外国人留学生を対象に、防災セミナーを5回実施し、防災について学んでもらいながら、NHKワールド JAPANの普及を通じていざという時に命を守る正確な情報を取得できるよう取り組み、参加者からは「非常に役立った」などの感想をもらいました。

#### 〈国際協力事業〉

- 国際放送海外モニター業務の安全で効果的・効率的な実施をめざし、デジタル化の導入等の改善策について、委託元の国際放送局に提案を行いました。
- 海外放送事業者等のNHK来訪に伴う接遇業務に的確に対応したほか、9か国12都市で開催されたNHKワールド JAPANの番組上映会の実施等、国際放送の認知度向上と国際発信の強化を支援しました。
- ワールドカップスピードスケート等のスポーツイベント等において、各国の放送等で使用する映像・音声等の配信を支援しました。
- 海外への素材提供サービスを通じて、NHKの副次収入増に貢献しました。

#### 〈国際研修事業〉

- JICA（国際協力機構）プロジェクトの推進
  - ・ウクライナ公共放送局支援プロジェクトでは、報道体制強化に必要な中型中継車等を整備・供与しました。戦時下での放送継続はもとより、戦争後に公共放送が果たす役割を踏まえ、要望に応じて、アーカイブスの活用にあ資する研修等を日本で2回実施しました。
  - ・コンボ公共放送局支援プロジェクトは、民族融和をめざす組織作りや視聴者参加番組の開発等に向け、新たに「フェーズ3」の活動を開始しました。

- ・南スーダン公共放送局支援プロジェクトでは、公平で公正な報道と番組制作の能力向上に取り組み、現地で研修を実施しました。記者の1人が日本賞の企画部門に南スーダンから初めて応募し、現地での指導も実を結び、優秀賞を受賞しました。
- 日本国内でJICA研修「民主国家におけるメディアの役割」を実施し、9つの国と地域から10人が参加し、「地上デジタルTV放送制作・技術」には、9つの国と地域から9人が参加しました。

#### (4) 技術事業

NHKの研究開発成果の周知・普及に関わる業務や、放送メディア技術を活用したシステム開発と社会貢献事業への展開等を推進しました。特に8KやAI等の最先端技術を医療や教育、文化・芸術等の分野に、より広く応用していくことを目指しました。

##### 〈システム事業〉

- 8KとAI音声合成技術を組み合わせて開発した「デジタルミュージアム」事業では、「災害の記憶デジタルミュージアム」を活用した防災・減災の取り組みを、社会貢献事業本部および外部のNPO法人や大学、企業と連携して実施しました。また、インターネット上での公開や展示イベント等での活用に向け、新たに複数の美術館のデジタル化に取り組みました。
- 「パリ オリンピック2024」ではNHKグローバルメディアサービスと連携し、現地の国際放送センターで8Kシアターの設営・撤収と運營業務を担当しました。
- AI技術を活用した音声認識・合成技術では、新たな応用展開に向けて開発を進めました。
  - ・音声認識の応用展開では、講演会場等での字幕表示の実現に向けてリアルタイムにテキスト化する技術を開発し、新規サービス展開に向けて、試用と検証を続けました。
  - ・音声合成の応用展開では、政見経歴放送用に作成した音声で、東京都知事選挙や衆議院議員選挙、福岡県知事選挙等で活用されました。
  - ・広報・広聴事業本部、社会貢献事業本部と連携し、12月より音声合成を用いた「新・介護百人一首」の短歌の読み上げサービスを開始しました。AI音声合成モデルのカスタマイズとイントネーションや単語間の間隔の微調整等を行うことで、短歌らしい読み上げを実現、誰もが享受できるユニバーサルサービスとして、視覚に障害のある方や高齢者から「音声で聞けてうれしい」「介護短歌に触れることができる」等の評価をいただいています

- 2023年度から継続している建築関連の企業との共同研究では契約期間を延長し、3次元物体計測に関わる新たなテーマの研究開発を開始しました。

#### 〈放送技術受託事業〉

- NHKから受託した「実用化委託研究業務」、「特許関連業務」「受信環境調査業務」を着実に推進しました。
  - ・「実用化委託研究業務」では、13のテーマに沿って研究開発を進め、その成果として、電気・電子・情報・通信分野における世界最大の技術者組織IEEEに採択された映像測定方法の精度改善に関する論文等、国内外の学会や講演会、展示会で50件以上（共著を含む）の発表を行いました。
  - ・「特許関連業務」では、NHKの保有特許等の権利維持や、実施許諾および技術援助に関する受付や契約、実施料の収納・分配等を行いました。鳥取県や岐阜県等の自治体が主催する知財マッチングイベントへの参加や、CEATEC2024（10月）での「8K映像切り出し制作システム」の実機展示、「NHK技術カタログ」2025年版の公開等を通して、NHKの保有する技術を分かり易く紹介しました。
  - ・「受信環境調査業務」では、NHKおよび外部企業から高度な専門性を有する人材を迎え、受信状況調査・受信実態調査・受信機性能調査の3つの調査業務を計画通り着実に実施しました。

#### 〈技術の周知普及・教育事業〉

- 財団が保有するスキルやノウハウを生かして、NHKの技術関連のイベントや展示を支援しました。「技研公開2024」では、NHKプロモーションと連携して運營業務を担当、イベント運営とともに展示技術の説明補助やファミリーイベントの提案・運営等を行いました。NHK大阪放送局で10月に開催された「技研公開in大阪」では、大阪支局とともに事務局を担当し、効率的に準備・運營業務を遂行しました。InterBEE（11月）では、「放送100年、そして未来へ」をコンセプトにした「NHK/JEITA（電子情報技術産業協会）ブース」の運営・事務局業務を担当しました。

### （5）研修事業

NHK職員や関連団体社員を対象としたNHKグループ向け研修事業と民間放送局やケーブルテレビ局等を対象とした放送界の人材育成事業、さらに個人や団体を対象に、動画制作等のスキルの向上を目指した研修事業に取り組みました。

- NHK職員向けの研修は、プロフェッショナル（専門性＋組織力）を重視する

新人事制度改革に則り、創造性が豊かで生産性の高い人材を育成し、多様な人材により価値を生み出す組織の実現を目指して事業を展開しました。新採用者・新人層・キャリア・マネジメント等の区分ごとに研修を実施したほか、専門研修やインターンシップにも取り組み、年間を通じて84件、受講者総数8800人余りに上る研修に対応しました。

- 関連団体の社員・職員向け研修は、各社・各団体の研修ニーズを把握しながら、新採用者からリーダー層、管理職までの階層別や企業会計研修を実施しました。NHKグループ向け研修事業は、NHKの経営や改革と密接不可分の関係にあり柔軟でタイムリーな対応を求められますが、財団の専門性を生かした付加価値のある研修を提供し、NHKグループの人材育成に貢献することができました。
- 放送界の人材育成事業は、さまざまなジャンルの研修やセミナーを展開し、放送文化の向上と発展に貢献することができました。財団がこれまで長年に渡って積み上げてきたスキルとノウハウを社会に還元する研修で全国から多くの方々が受講し、財団およびNHKの価値の向上につなげることができました。
- ・民間放送局向け研修の一つとして、NHKと日本民間放送連盟が共催する、新人層を主な対象とした「放送人基礎研修」を実施しました。民放からの参加者は2003年の開始以来2番目に多い271人で、NHKグループの参加者を合わせた全体の参加者は開始以来最多の296人に上りました。また民放連から依頼を受けた「テレビ技術研修会」をいずれもオンラインで実施しました。
- ・ケーブルテレビ局向けには、日本ケーブルテレビ連盟と連携した「NHKケーブルテレビ総合セミナー」を11のすべての支部を対象に実施したほか、「ケーブルテレビの緊急災害放送」や新たに開発した「原稿基礎力アップセミナー」を開催しました。
- ・制作プロダクション向けとしては、全国放送派遣協会から依頼を受けて「TV番組演出コース」「TV制作コース（技術）」をそれぞれ開催しました。
- ・動画制作のスキルを学ぶ研修は2023年度より回数を増やして実施しました。

## （6）公益目的支出計画

財団合併にあたり内閣府より認可を受けた公益目的支出計画を着実に遂行し、NHKグループの社会貢献事業の中核を担う財団の使命を果たしました。

〈社会奉仕業務〉

- 『NHKラジオ深夜便』を全国約1700か所の高齢者福祉施設へ寄贈したほか、社会福祉法人日本点字図書館や「NHK杯全国中学校放送コンテスト」「NHK杯全国高校放送コンテスト」「放送教育研究会全国大会」「放送教育研究会地方

大会」への助成等を継続して実施しました。

- 4年目を迎えた「新・介護百人一首」は、作品集制作やイベント展開に加えて、「ステラnet」では新たな企画としてAI音声合成による作品紹介を始め、ユニバーサルサービスとしても好評を得ています。
- 「放送教育・ICT教育のあり方に関する調査・研究」については、大学・研究機関との連携を深め、メディア・リテラシー事業で教材として開発した「かるた」を、全国の教育機関、企業、自治体や家庭からの希望に応じて、200セット頒布しました。

#### 〈国際版番組ライブラリー自主整備事業〉

- 教育コンテンツを中心としたライブラリー保存番組の制作（英語版等）に取り組み、活用が見込まれる「日本の世界遺産」シリーズ3本を新規に制作しました。

#### 〈研究開発事業〉

- 日本医療研究開発機構から受託した「高度遠隔医療ネットワーク実用化研究事業」では、国立がん研究センターと連携して、5月に世界初となる8K映像を活用した遠隔指導による腹腔鏡手術3件の臨床試験を行いました。さらにローカル5G技術を導入した8K腹腔鏡遠隔手術システムを構築し、安定性や利便性を検証、2月に手術2件の臨床試験を実施し、3か年のプロジェクトを計画通り完遂しました。
- 財団独自の取り組みとしてAI技術を活用した音声認識の高速化や高品質な音声合成の簡易生成法、実写映像から手話CGへの変換手法等の研究開発を推進しました。

#### 〈放送界の人材育成事業〉

- 民放やケーブルテレビ局を対象とした放送事業者向け研修、JICA事業の海外放送局向け研修、制作プロダクションの放送関連事業者向け研修、アナウンサーやジャーナリスト志望者等放送界を志す若い人たち向け研修の4つの事業を行いました。

#### 〈ことばセミナー・講座等事業〉

- 教育現場や企業で働く人を対象としたセミナーを24回開催しました。

#### 〈NHK交響楽団への特定寄附〉

- 公益目的支出計画の通り、5000万円の寄附を行いました。

## 2. 経営基盤の強化

### (1) 効率的・効果的な事業運営

- 2024年度を「統合・第2フェーズ」と位置付け、残課題や新たな課題を現場の職員同士が議論して解決策を見出す「統合・第2フェーズプロジェクト」では、社会貢献事業を推進する財団ならではの営業の強化策やリスクマネジメント、DX化・生成AIの活用等をテーマに活発な議論を行い、事業運営に反映させ、経営基盤強化につなげました。プロジェクトの1つの成果として、新たに「営業推進チーム」を設置し、財団の強みをまとめたセールスシートフォーマットの作成や外部団体・企業等とのパートナーシップの模索、協賛メリットの開発等の準備を進めました。
- 新規事業の開拓に向け、2025年4月以降も、政府の全省庁が実施する一般競争入札に参加する資格を得ました。
- 効率的・効果的な事業運営に向けて、常勤役員数を4人から3人に減らしたほか、渋谷オフィスを3フロアから1フロアに整理縮小し、固定費を圧縮しました。また、8月に経営企画室を廃止して総務部に機能を移行、10月にNHKプラスクロスSHIBUYAの運営終了に伴い担当部署を廃止する組織改正を実施しました。
- 急速に普及する生成AIの取り扱いについて、「生成AI業務利用指針」を設け、補助的な利用等の前提で業務効率化に適切に活用していく方針を決めました。
- 2023年4月の合併以降、合併効果の一つである管理部門のスリム化・業務の効率化を継続して進め、管理部門の要員を合併時の38人から2024年度末において30人にするとともに、ガバナンスレベルを落とさないよう業務の高度化・効率化を進めました。
- 業務の効率化と紙資源の削減のため、経費精算システム・ジョブカンのペーパーレス対応の業務フローを確立し、2025年度からのペーパーレス化につなげました。
- 収支の適正管理のため、経理部門による月次ベースでの収支状況の経営層への報告等を始め、財団を取り巻く経営環境が目まぐるしく変わる中、収支両面での課題等の早期把握と是正対応につなげました。
- 物件費については、事業計画で掲げた前年度比3%削減目標に対し、企画提案段階での見積もり合わせの徹底や業務の内製化促進等に努めた結果、目標を達成しました。
- 価格転嫁については、受注者・発注者双方の立場で、公正取引委員会の指針に則り、定期的な協議の場の設定や交渉記録の保管等、適切に対応しました。
- 物品の適正管理を徹底するため、物品管理システムを新たに導入しました。備品や固定資産、リース物件、可搬型記録媒体のQRコードを使った一元管理によっ

て個人情報・機密情報の管理を強化しつつ、効率化を図りました。

- インターネット通信を暗号化し、より安全に社内ネットワークに接続するリモートワーク環境の整備を行い、リモートワーク時にも社内で業務を行う場合と同等のセキュリティ監視を実現しました。

## **(2) 人材育成**

- 2023年より運用を開始したタレントマネジメントシステム（人材管理システム）を賞与査定や考課において活用しました。考課、研修受講記録や知見・技能等の専門領域に関するデータ等、さまざまな人材データを一元管理するシステムを、多角的な観点での人材育成や、適材適所の人材配置につなげました。
- 職員の専門性を育むため、研修メニューを充実させ人材の育成に努めました。事業計画、経営目標の達成に向けて、従来の職位に応じた必須研修や業務に役立つ選択研修を実施しました。そして、新たな取り組みとして、財団の各本部の専門性を生かした業務についての相互の理解を深め、シナジー効果やコミュニケーションを強化し、新規事業開発等につなげていくための研修として「イブニングセミナー」を開始し、4回開催しました。

## **(3) 職場環境の整備・働き方改革**

- より安全なリモートワーク環境を整えるため8月に新しい通信サービスを導入したことに伴い生じた、砧オフィスやリモート接続時のインターネット通信速度の低下に対し、関連団体が使用する統合グループネットを所管するNHK関連部局と粘り強く調整を進め、NHK、財団双方の設備更新を行い、2024年度末までに通信速度を改善しました。安全かつ効率的で、円滑な業務実施につなげ、職場環境を改善しました。
- 「働き方改革推進委員会」を原則毎月一回開催し、職員一人ひとりの勤務状況を点検し、長時間労働の抑制を図るとともに、財団独自の休暇取得目標を掲げ、計画的な休暇取得を働きかけました。職場内のカバー体制の確保等により、しっかり休暇を取得しつつ、業務を円滑に遂行する働き方の浸透に努めました。
- 「女性活躍を推進するための行動計画」に基づき、育児と仕事の両立支援に向けて、育児休職取得者とその上司を対象にした「復職研修」や「一人ひとりのキャリアプラン作成」、育成担当管理職を対象とした「マタニティハラスメント防止・アンコンシャスバイアスマネジメント研修」等を実施しました。財団ポータルに「女性活躍推進」バナーを設け、関連情報を掲載するなど、意識醸成を図りました。

### 3. ガバナンス・コンプライアンスの強化

- 財団の「倫理・行動憲章」に強化すべき点を盛り込む見直しを進めました。「高い倫理観を持って」や「一人ひとりの健康を最優先に考え」等の文言を加え、コンプライアンスの徹底、互いの人権・人格の尊重や健康確保により重きを置くことを確認しました（2025年4月1日改正）。
- NHKメディアホールディングス傘下の子会社で導入された、業務プロセスごとにチャート図を利用してリスクをチェックする新しい仕組みについて、財団でも導入を進めました。合併により幅広く手掛けている財団の業務を14に類型化し、それぞれの類型から1つの業務を選んで、業務プロセスごとのチャート図とリスクコントロールマトリクス（RCM）を作成し、リスクの見える化と、それぞれの職責に応じたリスクチェックの役割を明確化しました。2025年度中に財団の全業務について、チャート図とRCMを作成し、ITツールも活用したモニタリングや内部監査での活用等により、リスク発生の未然防止を図ります。
- 関連団体での不正物品購入等事案を受けて、「物品等適正管理改革プロジェクト」を設置し、購入・管理・廃棄の各プロセスにおけるリスク洗い出しと解決策の検討を急ぎ、規程類の改正や新たに導入した物品管理システムの運用ルール整備を実施しました。
- 内部監査室による内部監査での指摘事項等を、当該部署だけでなく、財団全体の課題として共有し改善に生かすため、一覧化したリスト「職場リスクの自主点検のために」を作成し、全組織で活用し、リスクの未然防止に生かす取り組みを新たに始めました。
- 10月、11月を「コンプライアンス推進強化月間」として、集中的に取り組みしました。組織ごとの想定されるリスクへの対応状況の点検、全職員による「倫理・行動憲章」の確認とアンケート、情報セキュリティ、個人情報保護や業務委託・派遣等の適正化等をテーマにした財団主催の勉強会、それに、NHKグループとして実施するリスクマネジメントの活動等を実施しました。
- NHKがグループ全体の取り組みとして実施する「個人情報総点検」に参加し、結果を踏まえ、可搬型記録媒体の管理ルールについて、現行の「情報セキュリティ対策基準（電子）」に組み込む形で見直しました。また、メール誤送信等を踏まえた「個人情報保護勉強会」をNHK交響楽団も参加して実施し、職員・スタッフ等のリテラシー向上を進めました。
- 「業務委託・派遣の適正化とフリーランス新法対応」等をテーマに、リスクマネジメント関連の勉強会をNHK交響楽団にも参加してもらい実施しました。
- 情報セキュリティについて、職員・スタッフ等のリテラシー向上のため、「標的型攻撃メール訓練」を、財団とNHK交響楽団を対象にした独自訓練（9月）と、NHKグループ共通訓練（2月）の計2回、実施しました。

- 10月にNHKグループ共通で取り組む「情報マネジメント・リスク診断」をすべての職員等が参加して行いました。3月にNHKがまとめた診断結果を役員会等で共有・周知し、指摘されたリスクの低減を適切に図るよう徹底しました。最新のITリスク事例の共有、不審メールの取り扱い、情報端末や可搬型記録媒体の適正な利用等について学ぶ「情報セキュリティ勉強会」をNHK交響楽団も参加して12月と3月に開催しました。個人のITリテラシーの向上とともに、ルールの徹底とリスクの未然防止を意識づけるよう取り組みました。
- 財団のWEBサイトについて、第三者による診断を行い、脆弱性が指摘された2つのECサイトに対して、外部からの攻撃への対応を強化する改修を行うなどの対策を実施しました。
- 子法人NHK交響楽団へのガバナンス支援として、各種リスクマネジメント勉強会や標的型メール訓練にNHK交響楽団にも参加してもらいました。NHKに提出する「関連団体リスク点検チェックシート」の作成にあたり、財団・NHK交響楽団双方の管理部門と担当役員がミーティングを実施し、労務管理、情報セキュリティ、個人情報保護等の課題と解決策について意見交換するなど、NHK交響楽団のガバナンス強化の取り組みを支援しました。
- 内部監査室について、監査法人による外部品質評価を実施し、I I A国際基準に適合する水準の内部監査態勢を構築・運用していると認められました。

## 4. その他

### (1) 評議員・評議員会

①評議員 (2025年3月31日現在)

氏名	就任年月日	現職等
天川 恵美子	2024. 6. 26	NHK国際放送局長
稲葉 延雄	2023. 4. 1	NHK会長
樺山 紘一	2021. 6. 25	(公財)渋沢栄一記念財団理事長、東京大学名誉教授
神田 菊文	2024. 8. 1	NHK放送技術研究所長
高畑 文雄	2023. 4. 1	早稲田大学名誉教授
田中 良憲	2024. 8. 1	NHKメディア総局展開センター長
辻村 哲夫	2023. 4. 1	(公財)学習情報研究センター理事長
坪井 節子	2021. 6. 25	(社福)カリヨン子どもセンター理事、弁護士
中嶋 太一	2024. 6. 26	NHK理事
長尾 尚人	2023. 4. 1	(一社)電子情報技術産業協会代表理事兼専務理事
東 孝子	2023. 6. 15	NHK人事局長
古屋 昌人	2024. 3. 27	(独)国際交流基金理事
松村 勝康	2023. 6. 15	NHK広報局長
三浦 惺	2023. 4. 1	日本電信電話(株)特別顧問
宮内 義彦	2023. 4. 1	オリックス(株)シニア・チェアマン
本橋 春紀	2023. 4. 1	(一社)日本民間放送連盟常務理事・事務局長
山西 潤一	2023. 6. 15	(一社)日本教育情報化振興会会長、富山大学名誉教授
龍崎 孝	2023. 4. 1	流通経済大学 共創社会学部教授/RKUコモンズセンター長

②評議員の新規就任・退任

年月日	就任・退任	氏名
2024. 6. 26	辞任	熊埜御堂朋子
〃	〃	田中淳子
〃	退任	小椋並樹
〃	新任	天川恵美子
〃	〃	中嶋太一
2024. 8. 1	辞任	今井亨
〃	新任	神田菊文
〃	〃	田中良憲

③評議員会

開催回	開催月日	議案
第3回	2024. 6. 26	① 2023年度 事業報告・収支決算 ② 評議員の選任 ③ 理事の選任 ④ 監事の選任
第4回 <small>(書面による開催)</small>	2024. 8. 1	① 評議員の選任 ② 監事の選任
第5回	2025. 3. 31	なし

## (2) 理事・監事・理事会

①理事および監事 (2025年3月31日現在)

役職名	氏名	就任年月日	現職等
理事長	田中宏暁	2024.6.26	
常務理事	田辺雅泰	2023.6.15	
理事	笠原裕之	2024.6.26	
理事(非常勤)	五十嵐耕一	2023.6.15	(公財)岡崎嘉平太国際奨学財団理事長
理事(非常勤)	大曾根聡子	2024.6.26	(公財)NHK交響楽団 常務理事
理事(非常勤)	岡村典	2023.6.15	元東京工業大学特任教授
理事(非常勤)	兒玉俊介	2024.6.26	(一社)電波産業会専務理事
理事(非常勤)	春原雄策	2024.6.26	NHKグループ経営戦略局長
理事(非常勤)	竹中千春	2024.6.26	立教大学・早稲田大学・上智大学兼任講師
理事(非常勤)	村田太一	2024.6.26	(一社)日本ケーブルテレビ連盟専務理事
理事(非常勤)	山口彭子	2023.6.15	元武蔵野市教育委員会委員長
監事(非常勤)	浦田典明	2024.8.1	NHK内部監査室監査部専任部長
監事(非常勤)	浜村和則	2023.6.15	浜村公認会計士事務所所長 公認会計士

②理事、監事の新規就任・退任

年月日	役職	就任・退任	氏名
2024. 6. 26	理事	辞任	松居 径
〃	〃	退任	江口 貫之
〃	〃	退任	中野谷 公一
〃	〃	重任	田中 宏曉
〃	〃	〃	笠原 裕之
〃	〃	〃	兒玉 俊介
〃	〃	〃	竹中 千春
〃	〃	〃	村田 太一
〃	〃	新任	大曾 根聡子
〃	〃	〃	春原 雄策
〃	監事	重任	佐藤 祐司
2024. 8. 1	監事	辞任	佐藤 祐司
〃	〃	新任	浦田 典明

③理事会

開催回	開催月日	議 案
第5回 <small>(リモートと対面による開催)</small>	2024. 6. 11	① 2023年度 事業報告・収支決算 ② 2023年度 公益目的支出計画実施報告書 ③ 職制の一部改正 ④ 第3回評議員会の開催
第6回 <small>(書面による開催)</small>	2024. 6. 26	① 代表理事の選定 ② 業務執行理事の選定
第7回 <small>(書面による開催)</small>	2024. 7. 19	① 第4回評議員会の開催
第8回 <small>(書面による開催)</small>	2024. 9. 19	① 「職制」の一部改正
第9回	2025. 3. 7	① 2025年度 事業計画・収支予算 ② 「職制」の一部改正 ③ 「内部監査規程」の一部改正 ④ 2025年度 監査計画 ⑤ 第5回評議員会の開催

④理事および監事に支払った報酬の額

役員区分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員数(人)
		定額部分	変動部分	
理 事 <small>(社外役員を除く)</small>	54,995	42,608	12,387	4
監 事 <small>(社外役員を除く)</small>	—	—	—	—
非常勤役員	4,357	4,357	—	7

(注) 理事には、退任役員1人を含む。

非常勤役員は、非常勤理事8人と非常勤監事2人。

NHKとNHK交響楽団以外の6人の非常勤理事については、理事会に出席の都度、定額を支給。

なお、NHKの非常勤理事1人と非常勤監事1人及びNHK交響楽団の非常勤理事1人は無報酬。

### (3) 2024年度末職員数

341人

## 5 業務の適正を確保するための体制

### ＜内部統制の整備状況＞2024年9月25日改正

#### 1 理事および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当財団の理事および職員・スタッフを対象とした行動指針「倫理・行動憲章」を制定し、この遵守を図る。また、コンプライアンスを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、理事長をCCOとして、全社的に法令、定款、諸規程・基準、社会一般の社会規範を遵守している体制をとる。理事および職員等のコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスに関する「コンプライアンス通報制度規程」「通報窓口」等を社内に効果的に周知し、適宜、法令等の遵守状況を把握する。
- (2) 役員会については、「役員会運営規程」が定められ、定例で開催し、常勤の理事は、重要業務の執行全般について総合的検討、業務の推進、別表に掲げる事項の審議、重要業務の執行状況等についての報告を受け、必要な検討を行う。
- (3) 理事は、職務執行の法令・定款への適合を確保する。また、監事は、理事の職務執行、事業全般に対し、公正不偏の立場で監査を行う。
- (4) 毎年コンプライアンス推進強化月間を設定し、コンプライアンスに関するグループ討議、コンプライアンス関連の研修等を通じて啓発に努め、全社的な法令遵守の推進を図る。

#### 2 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 「役員会運営規程」により、常勤の理事によって構成される役員会の運営および付議事項について定め、役員会の議事については、審議事項や報告事項の議事の概要等を記載した議事録を作成し、議案ならびに報告に関する資料とともに保存し、常勤の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に適正を期す。役員会議事録については、常勤の理事および監事が随時閲覧できる体制をとる。
- (2) 理事会の議事については、「理事会運営規程」により、法令に定めるところにより書面をもって議事録を作成し、「文書(記録)の保存基準」に基づいて保存する。

- (3) 情報セキュリティの徹底を図るため、「情報システムおよび情報ネットワークのセキュリティに関する規程」と「情報システムおよび情報ネットワークのセキュリティに関する実施要領」「情報セキュリティ対策基準」を制定し、理事、職員、スタッフ、派遣労働者・業務委託者を対象に情報管理の徹底を図る。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 財団におけるリスクマネジメントの最高責任者を理事長とし、リスクの発生防止に係る管理体制の整備・運用にあたる。
- (2) 「リスクマネジメント規程」により、リスクマネジメント推進責任者にあたる組織長には、業務上のリスクの具体的な対処や継続的な改善を図ることが定められており、組織ごとに業務運営上抱えている具体的なリスク項目を洗い出し、改善に向けたPDCAサイクルを確実にまわしていくことで危機管理と予防管理についての体制を充実させる。また、研修等を通じ、損失の危険の管理について全社的な認識の向上を図る。
- (3) 財団の業務の執行に係るリスクとして、投資的なリスク、法令違反につながるリスク、企業機密への不正アクセス、漏洩等情報セキュリティ的リスク等を認識し、対応マニュアル等を整備する。また、「公共メディア」NHKのグループの一員として、公金の扱いについては特に厳正を期し、社会的な指弾を受けることのないよう注意を払う。また、さまざまな情報漏洩や業務における対象リスクを担保するため、「サイバー保険」「NHKグループ メディア賠償責任保険」等情報漏洩賠償責任保険の補償内容の充実を図る。

### 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「分掌事項」ならびに「職制」を定め、理事および各部門の所管と権限を明確にし、経営に関する意思決定および職務執行を効率的かつ適正に行う。
- (2) 「役員会運営規程」により、重要な業務については、役員会で執行全般について総合的検討、審議、執行状況等についての報告を行うほか、「理事会運営規程」により理事会が決議すべき事項を定めており、重要な意思決定については、慎重に対応する仕組みを設けている。
- (3) 計画的かつ効果的に事業を運営するため、年度事業計画を策定し、組織ごとに計画値を設定し、これらに基づいた業務管理を行う。

### 5 当財団ならびにNHKグループにおける業務の適正を確保する体制

- (1) 総務省「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」は、NHKの子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性を確保することを目的に制定されており、NHKの子会社等である当財団も該当している。
- (2) NHKは、子会社等の事業が適切に行われることを目的として、「関連団体運営基準」を制定し、子会社等の事業運営およびこれに対するNHKの指導・監督等に関する基本的事項を定めており、当財団も該当している。
- (3) NHKは、「関連団体運営基準」に関する事項およびNHKが指定する事項について、監査法人等に委嘱して関連団体の業務状況に関する調査を実施し、監査法人等の報告に基づき、関連団体に対し必要な指導・監督を行っており、当財団も該当している。
- (4) NHKの監査委員が当財団に対し事業の報告を求め、または業務及び財産の状況を調査する場合は、当財団は適切な対応を行う。
- (5) NHKの「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクの発生防止に係る管理体制を整備し、NHKおよびNHKグループの業務の円滑な運営の確保を図る。
- (6) 「NHKグループコンプライアンスおよびリスクマネジメント規程」および財団の「コンプライアンス通報制度規程」に基づき、法令違反・内部規定違反等の不正行為についての通報制度を整備するとともに、NHKグループに係るリスクについては、リスクマネジメント責任者は直ちにNHKのリスクマネジメント室に対して通報の内容等を報告する。

**6 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の理事から独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項および監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- (1) 監事からの求めがあった場合には、監事の職務を補助する使用人として当財団の職員から監事補助者を任命する。監事補助者の任命、解任、人事異動、人事評価等については、監事の同意を得たうえで決定する。
- (2) 監事補助者は、当財団の業務を兼務することができるが、監事より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、理事の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 監事が職務を執行するうえで、当財団に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務に必

要がないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

#### 7 理事および使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制および監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事または使用人は、法令・定款違反の事項に加え、当財団およびNHKグループに重大な影響を及ぼす事項の内容を、監事にその都度報告する。
- (2) 監事は、いつでも必要に応じて、理事および使用人に対して報告を求めることができる。
- (3) 当財団は、監事に報告をした者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。

### <内部統制の運用状況概要>

#### 業務の適正を確保するための体制の運用状況概況

##### ○コンプライアンス

- ・理事長を委員長とするリスクマネジメント委員会を年8回開催し、コンプライアンスの徹底を図るとともに、コンプライアンス関連事案への適切な対応を行い、財団全体としての情報共有を図った。
- ・常勤役員による役員会を原則週1回開催し、コンプライアンス関連事項を含む必要な検討を行い、改善を進めた。
- ・コンプライアンス意識向上のため、10月、11月を「コンプライアンス推進強化月間」として、職員・スタッフ全員による「倫理・行動憲章」の確認をはじめ、WEB講習、情報セキュリティをテーマにした勉強会等を集中的に実施して全役職員のコンプライアンス意識の浸透・徹底・向上を図った。
- ・当財団の内部監査室による内部監査を、役員会（2022年2月15日）で了承された内部監査規程、内部監査実施要領および2024年度監査計画に基づき、財団統合に伴う組織や業務の変更・刷新等によりリスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスが効率的かつ効果的に設計・運用されているかを重点に、各組織・支局を対象に実施した。
- ・内部監査の結果については理事長に報告するとともに役員会で報告し、各組織に共通する課題については財団全体として共有を図った。内部監査の指摘事項のうち、多くの部署に共通してリスクになりうる事項を一覧「職場リスクの自主点検のために」にまとめ、すべての組織で自主的な点検と改善に活用した。
- ・「情報セキュリティ」や「個人情報保護」等、業務プロセス上のリスクを抽出

し、「関連団体リスク点検チェックシート」にまとめたうえで対応後のリスク評価を行い、NHKに報告した。

#### ○情報の保存・管理

- ・意思決定過程を適正に検証できるように理事会、評議員会等の議事録を速やかに作成し、適切に保管している。
- ・役員会の議事については、審議事項や報告事項の議事の概要等を記載した議事録を作成し、資料とともに常勤の理事の執行に係る情報を適正に保存、管理している。
- ・保有する個人情報を適正に保護するため、コンサルティング会社の支援を受けながら、安全管理のための体制を強化した。またNHKグループとして行われた「個人情報総点検」の結果を踏まえ、「可搬型記録媒体管理ルールの整備」を完了したほか、「共有フォルダからBOXへの移行」等の改善対応を実施した。

#### ○リスクマネジメント

- ・理事長を委員長とするリスクマネジメント委員会を年8回開催し、関連団体に共通のリスク課題や当財団の事業推進に必要なリスク関連事案への適切な対応を行い、財団全体としての情報共有を図った。
- ・「組織別リスクチェックシート」により「業務リスクの見える化」を行い、組織ごとにリスクを特定し、リスクマネジメント委員会での報告・評価により改善に向けたPDCAサイクルを回し、リスク管理を行った。

#### ○効率的な職務遂行

- ・常勤理事および各組織の長の分掌事項と権限を定めて業務を遂行しており、原則週1回開催の役員会において随時報告を行ったほか、個別業務の提案をはじめ重要な案件について多角的な議論を行い、決定し実行した。

#### ○グループガバナンス

- ・当財団の経営は、NHK「関連団体運営基準」を遵守して行われており、関連団体業務を所管するNHKグループ経営戦略局と緊密な連携を取っている。
- ・NHK「関連団体運営基準」に基づく監査法人による業務運営状況調査の結果、検出事項・気づき事項はともになかった。

#### ○監事監査

- ・監事は原則毎回役員会に出席するほか、理事長をはじめ常勤役員と必要に応

じて意見交換を行っており、当財団の経営の重要事項に関して情報を共有している。監事は、監査法人および当財団の内部監査室等の関係者との密接な連携により、実効的な監査を行った。

### **<内部統制の評価>**

- ・当財団とNHKが締結する基本契約に基づき、関連団体運営基準に従って、NHKによる調査が行われた結果、「おおむね適正」との評価を得た。
- ・全社的な内部統制について、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ITへの対応」という6つの観点から整備状況および運用状況の有効性を確認し、いずれも適切であると評価した。
- ・内部監査において、業務上重要なリスクを抽出したうえで、内部統制が効率的、効果的かつ適切に運用されているか確認した結果、2025年3月31日時点における当財団の内部統制は、有効であると判断した。

## **附属明細書**

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、附属明細書は作成しません。

自 2026年4月 1日  
至 2027年3月31日

## 2026年度 事業計画・収支予算

一般財団法人NHK財団

## 目 次

### 2026年度 事業計画

事業運営の基本方針	…	1
重点施策と行動計画	…	2
1. 情報空間の健全性確保への貢献	…	2
2. 専門性やシナジーを生かした、NHK財団ならではの 社会貢献事業の推進	…	2
3. NHKグループの公共的価値向上への寄与	…	4
4. 公益目的支出計画の着実な実行	…	6
5. コンプライアンスの徹底と持続可能な経営基盤の強化	…	7
職員数	…	8

### 2026年度 収支予算

収支予算書	…	9
-------	---	---

## 2026年度 事業計画

### 事業運営の基本方針

NHKグループにおいて社会貢献事業の中核を担うNHK財団は、合併から4年目を迎え、社会環境の変化も踏まえつつ、設立のミッション（使命）である社会への貢献を一段と深化、発展させます。

2026年度は「挑戦と改革」を掲げる「NHK財団 経営計画2024～2026年度」の最終年度となり、「統合・第2フェーズ」と位置づけた3年目にあたります。厳しさを増す経営環境に対応していくために、一丸となって、合併・統合後に残された課題の解消や、持続可能な経営基盤の構築に取り組みます。そして、新たな課題にも適切に対応し、財団にふさわしい事業を通じて社会への一層の貢献をめざしていきます。

放送開始から100年の節目を経て、NHKは、放送に加えインターネットを通じた番組配信等が必須業務になりました。健全な民主主義のための基盤となるはずの情報空間には、偽・誤情報の流通や拡散により社会の混乱や分断が生じるなど深刻な課題も指摘されています。こうした状況の中で、NHK財団は、「情報空間の参照点」を提供し、「信頼できる多元性確保」に貢献するNHKを支援します。最も重要な役割として、「情報空間の健全性」や「情報リテラシーの向上」をめざす取り組みをさらに深化・発展させるとともに、適切な対応が求められる新たな課題にも挑んでいきます。そして、継承・発展させてきた専門性を生かして、公益目的支出計画に基づく事業を含め、文化、地域、福祉、教育、防災、国際、共生、人材育成等、今日的な課題と向き合って社会貢献事業を展開していきます。

経営環境は、NHKの受信料値下げに伴う大幅な事業支出見直しや、物価や人件費の上昇等で一層厳しさを増しています。財団は、こうした中であっても求められる役割を着実に果たしていくため、持続可能な経営基盤の強化を図り、競争力を高め、公益目的支出計画を除いて収支相償をめざします。NHKからの受託事業を一層、効果的・効率的に推進するとともに、財団の各部署が持つ専門性を伸ばし、相互に連携させ、創立100年を迎える子法人のNHK交響楽団との連携も図りながら、財団にふさわしい新たな事業の積極的な開拓・展開に引き続き「挑戦」します。

より信頼される組織として社会に貢献していくため、コンプライアンス・法令順守の徹底やガバナンスの強化に不断に努め、業務プロセスのリスクマネジメントを適切に進めます。事業環境を踏まえて、コストの抑制を図りつつ、俯瞰した視点から、要員・実施体制の適切なあり方や人材育成等、創造性と両立する形で、聖域なく「改革」を進めていきます。一人ひとりが安心して活躍できる財団であり続けられるように、取り組みを進めます。

## 重点施策と行動計画

### 1. 情報空間の健全性確保への貢献

「健全な民主主義の発達」のための基盤となる「情報空間の健全性」「情報リテラシーの向上」に資する事業に積極的に取り組みます。

- 第4回を迎える財団主催事業「インフォメーション・ヘルスアワード」を通して「情報的健康」「情報空間の健全性」に資するアイデアを裾野広く募集するとともに、アイデアを社会で生かしていけるよう取り組みます。あわせて、教育機関等でアワードを「実践の機会」として生かしてもらえるよう取り組みを推進します。
- 「情報リテラシープロジェクト」を軸に、財団内はもとより、NHKや外部団体、専門家等との情報の共有、連携を強化し、情報リテラシーの向上に積極的に取り組みます。
- 財団独自のWEBサイト「ステラnet」を通じて、インフォメーション・ヘルスアワードの取り組みをはじめ情報リテラシーにかかわる情報発信を強化し、活用につなげます。
- 「つながる！NHKメディア・リテラシー教室」を通じて得た知見を生かして、正しく情報を活用・発信することを学ぶ、新たなメディア・リテラシー事業の開発をめざします。「メディア・リテラシーかるた」は、小学生だけでなく、ファミリーやシニア層まで幅広い層を対象に普及を図り、リテラシーの向上につなげます。
- 情報空間で信頼されるメディアの役割を果たすため、NHK職員向けの研修や、NHKと日本民間放送連盟からの委託を受け実施する「放送人基礎研修」等においても、放送倫理、「情報空間の健全性」の確保や「情報リテラシー」に着目し、放送界の人材育成に寄与します。
- 偽情報・誤情報の拡散を防止する、コンテンツの発信者情報や来歴情報を確認できる技術の確立、普及・推進に向けた活動をさらに推進します。

### 2. 専門性やシナジーを生かした、NHK財団ならではの社会貢献事業の推進

文化、地域、福祉、教育、防災、国際、共生、人材育成等の分野で、各事業本部の専門性の一層の連携を図り、収支を適切に管理しつつ、既存事業のさらなる普及・展開や新規事業の開拓を進め、社会に貢献します。

#### (新規事業開拓)

- 営業展開プロジェクト等を通じて、各事業本部の知見・専門性・情報等の効果的な連携を進め、積極的に、既存事業のさらなる普及・展開や新たな事業の開拓・受託をめざします。

### （防災・減災への取り組み）

- 防災をテーマに、外部団体と協力した「防災ワークショップ」を全国4か所で開催します。企業や大学と連携して開発した「災害の記憶デジタル・ミュージアム」を活用して、セミナーや学校への出前授業を展開し、防災意識の向上に寄与します。

### （地域・文化支援）

- 大河ドラマや連続テレビ小説のコンテンツを、ゆかりの自治体や公共性の高い団体等の要請に応じて、相互協力ポスターや冊子の印刷物、展示・トークショー等で積極的に展開し、地域の活性化や地方自治体間の協力連携等に貢献します。ドラマ10、夜ドラのイベント開発等、NHKのコンテンツをより広く地域支援に役立てられるよう取り組みます。
- 2025年度から大規模巡回展として全国開催し多くの方にご覧いただいている「やなせたかし展 人生はよろこばせごっこ」を2026年度は4会場に巡回します。「草乃しずか 日本刺繍展 源氏物語を花で装う」等、地域の文化拠点である美術館やさまざまな人が訪れる百貨店等を巡回する文化事業の企画制作を行い、地域での文化への接触の機会を設け、地域文化の振興を支援します。また、新たな文化事業を開発します。

### （国際支援）

- ウクライナやコソボの公共放送局への支援、南スーダンの表現の自由への取り組みの支援を、国際協力機構（JICA）と連携して推進し、NHKグループの国際貢献を担う中核組織としての役割を果たします。
  - ・ウクライナへは、新しい支援のフェーズとして、拠点局強化や大型番組の監修、BCP確立等戦時下の公共放送の支援活動を継続します。
  - ・コソボは、現在の支援フェーズの最終年にあたり、民族協働番組の制作支援やペヤ支局の開設支援等事業計画を確実に達成します。
  - ・南スーダンには、新たな形の支援として、表現の自由・情報へのアクセスの保障をめざして、情報省への支援を行います。現地のメディア開発協会やジャーナリスト組合、国連教育科学文化機関（UNESCO）等と連携しプロジェクトを円滑に進めます。
- 放送番組国際交流センター（JAMCO）と連携し、放送番組の英語版制作と国際シンポジウム支援を通じて途上国支援に貢献します。

### （情報アクセシビリティ・共生への貢献）

- AIを活用した音声認識・音声合成等、NHKの最新技術を生かし、障害者や高齢者、在留外国人の方にも、正確な情報が迅速に届き、だれもが情報を得られるよう、イベント会場での字幕表示システム等、ユニバーサルサービスの実用化に向けた開発に取り組みます。
- 情報を分かりやすく伝える技術と、高品質のデジタル映像音声やAI等の最先端技術の融合により、インターネット空間における多彩で没入感ある視聴体験や情報通信技術（ICT）を活用した教育や文化活動の活性化に貢献します。「デジタル・ミュージアム」事業の拡充を図り、美術館等の貴重な展示物・収蔵品等のデジタルアーカイブ化、インターネット展開により、いつでもどこでも鑑賞できる機会の提供等に取り組みます。

### （福祉・文化への貢献）

- 介護する方、される方が暮らしの中で感じる思いを短歌に詠み応募してもらう「新・介護百人一首」は、若者から高齢者まで幅広い参加を得ている事業として、福祉施設や看護学校等での活用に加え、在宅介護現場へのアプローチを展開します。トークイベントやパネル展示等、広く一般に浸透を図る事業をNHK厚生文化事業団やNHK学園とも連携しながら実施していきます。
- 月刊誌「ラジオ深夜便」は、創刊30周年を迎えて誌面をリニューアルし、NHKの番組への理解促進を図りつつ、シニア層のニーズや社会の課題に応じて必要な情報を届けます。

### （NHK交響楽団との連携）

- 2026年に創立100年を迎えるNHK交響楽団と連携して、その歴史やNHKの音楽番組のあゆみを紹介する事業を実施します。

### （「財団のカタログ」ステラnetの一層の活用）

- WEBサイト「ステラnet」は、「財団のカタログ」としての機能を強化し、社会貢献の取り組み等を積極的に発信し、NHK財団が“できること”の社会でのより広い活用（例：「メディア・リテラシーかるた」のダウンロードサービス）や新規事業の開拓・展開等につなげます。

## 3. NHKグループの公共的価値向上への寄与

NHKからの受託業務を効果的・効率的に実施するとともに、そのノウハウ・専門性を活用し、NHKの公共的価値を幅広い世代に伝え、社会に積極的に還元するとともに、NHKとNHK財団の価値向上につなげていきます。

- NHKのインターネットによる番組等の配信が必須業務になったことを踏まえ、放送、デジタル、イベント等さまざまな手段により、公共メディアNHKへの接触拡大に努めます。「情報空間の参照点」の提供等の役割を担うNHKを広く届けるとともに、受信料制度へのご理解やNHKの価値向上に寄与します。
- 視聴者のみなさまとのリアルな接点として、NHKホールやNHK放送博物館では、創立100年となるNHK交響楽団と連携し、放送メディア文化や芸術の拠点の役割を担います。
- インターネット配信業務や音声波の再編等、視聴者のみなさまからのNHKへの意見や要望等を適切に受け、番組制作や事業運営の向上・改善等に生かせるよう、視聴者のみなさまとNHKをつなぐ回路の役割を一層強化します。
- ふれあいセンター（放送）札幌分室が担う視聴者対応のBCP機能を強化し、首都圏で災害が起きた際のNHKの業務継続に備えます。

- 「防災授業」等で全国のNHKアナウンサーによる社会貢献事業を支えるとともに、在留外国人等を対象にした「NHKやさしいことばニュース」の制作に携わるなど、ユニバーサルサービスの充実に貢献します。その知見を生かして、社会的ニーズが高い分野での講演や研修等の開発に努め、NHKとグループの社会貢献の存在感を高めます。
- 在留外国人等の増加を踏まえ、安全・安心を支える情報が迅速かつ的確に届くよう、NHK国際放送局と連携して、「NHKワールドJAPAN」の普及や、防災や日本での暮らしに生かせる出前授業等に積極的に取り組み、共生社会の実現に寄与します。
- 「NHKワールドJAPAN」の放送や配信のための英語版、多言語版の制作を効果的・効率的に実施し、NHKの質の高いコンテンツの国際発信の強化を支援します。
- NHKが主催する“教育コンテンツ”の国際コンクール「日本賞」の安定的な運営を支え、取り組みの充実に資する提案を積極的に行い、事業の価値向上に貢献します。
- 国際放送番組審議会や接遇業務、翻訳業務等を通じて、NHKの国際発信の質的強化や公共放送・公共メディアの国際理解の促進等に寄与します。
- NHKから受託する「実用化委託研究業務」、「特許関連業務」、「受信技術関連業務」等を通して、最先端の放送技術の研究開発やその実用化への貢献、NHKの技術の放送分野以外への応用展開を推進するとともに、放送受信環境の維持・改善に取り組みます。
- NHKの天気・防災手話CGや手話CG単語検索サイトの保守・更新を担い、NHKのユニバーサルサービスの向上に貢献するとともに、この技術の新たな応用展開を検討し社会に還元します。
- AI等の最先端技術を活用した字起こしや音声合成により、効果的・効率的なコンテンツ制作を可能にし、NHKグループ等の働き方改革に貢献します。
- インターネットを通じた番組視聴方法等の周知や4K8K技術の放送外応用に取り組み、公共放送・公共メディアNHKの公共性の高いサービスのより広い普及に寄与します。
- 放送を取り巻く環境やNHKの人事制度等の変化に対応しつつ、プロフェッショナルの放送人を育成するため、インターネット配信必須業務化等を踏まえたカリキュラムを開発・導入するなど、NHKとの連携をさらに深め研修の高度化に取り組み、公共放送・公共メディアを支える人材の確保・育成に寄与します。

#### 4. 公益目的支出計画の着実な実行

内閣府の認可を受けた公益目的支出計画の着実な実行を通して、NHKグループの財団として社会貢献を果たしていきます。

##### （社会奉仕業務）

- 6年目を迎える「新・介護百人一首」は、財団の福祉分野における中核事業として、イベントの実施や「ステラnet」とのさらなる連携、AI音声合成技術を活用した読み上げサービスの発信、在宅介護の現場へのアプローチ、作品集の無償配付等、さらに事業の浸透と充実を図ります。
- 「放送教育・ICT教育のあり方に関する調査・研究」については、大学・学校等との連携を深めながら着実に実施します。また、メディア・リテラシー事業で教材として開発した「メディア・リテラシーかるた」のより一層の普及・活用をめざします。

##### （国際版番組ライブラリー自主整備事業）

- 日本の世界遺産を外国に紹介する放送番組を制作するなどして放送番組外国語版ライブラリーを充実させ、途上国の放送局等のニーズに対応します。

##### （研究開発事業）

- 最先端のAI技術や高臨場感映像・音響技術、情報センシング技術等を活用し、財団独自の新たな情報表現・伝達技術の研究開発に取り組みます。

##### （放送界の人材育成事業）

- 「情報空間の健全性」確保に資する観点から、放送界全体の放送倫理の向上とコンテンツの質的向上のため、「放送人基礎研修」の充実・強化を図るとともに、ケーブルテレビ局等、多様な放送界向けの専門研修のカリキュラム開発を促進します。

##### （ことばセミナー・講座等事業）

- 人前で話す力を向上させる講座、教師のための話し方セミナー、朗読ボランティア養成講座、視覚障害者のための音訳講座等の実施を通じて、話しことばによるコミュニケーション技術の普及を図ります。

##### （特定寄附）

- NHK交響楽団への特定寄附を、引き続き行います。

##### （公益目的支出計画の適正な管理）

- 公益目的支出計画の進捗状況を月次単位で確認し、計画を着実に実行します。

## 5. コンプライアンスの徹底と持続可能な経営基盤の強化

信頼の基礎となるコンプライアンスの徹底、リスク管理とガバナンスの向上に、財団全体で取り組み、一層高度なレベルをめざします。事業環境の変化に対応するため、適切に収支管理を行い、持続可能で、効果的・効率的な業務実施体制を組むとともに、職場環境の整備に努め、一人ひとりが活躍できる組織をつくります。

- NHK財団「倫理・行動憲章」を順守します。職員・スタッフ一人ひとりが、互いの人権を尊重し、コンプライアンス意識をもって行動するよう徹底します。
- 高い水準での内部監査体制を堅持します。内部監査での指摘事項や内部統制、業務運営の必要な改善については、役員会やリスクマネジメント委員会、総務担当管理職会議等、組織全体で共有し、速やかに実行します。
- 業務プロセスごとの「リスクコントロールマトリクス」の活用等により、全組織の年間を通じた統制活動のP D C Aサイクルを回し、新たなリスクへの適切な対応を含め、リスクと統制活動の点検・改善を徹底します。
- 合併財団としての課題の解決をめざします。その一環として、合併時に作成した経理ルール等を再点検し、リスクを未然に防ぐための仕組みやガバナンスの強化を進めます。
- 「ハラスメント相談窓口」「コンプライアンス通報窓口」を職員・スタッフ等に確実に周知し、リスクの未然防止や適切な対応の取り組みを強化します。
- コンプライアンスやリスクマネジメント等「信頼」「信用」の基盤を堅持するために「ハラスメント勉強会」「情報セキュリティ勉強会」等の全職員必須研修を行います。財団を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するために、インターネット業務必須化等の経営課題に即した研修や多様な学びの機会を設け、職員のスキルや能力の伸長を図ります。
- 財団を取り巻く環境変化を踏まえて、営業推進に取り組むとともに、契約形態の変更や業務の縮小等、流動性が増しているNHKからの受託業務に適切に対応しながら実施します。既存事業の普及・展開や新規事業の開拓に挑戦できる体制を構築するため、効果的・効率的な組織運営と柔軟な要員配置を行います。事業環境の変化と今後を見通し、中長期の要員計画、専門性の拡大と人材確保・育成の計画を策定し、実行します。
- 正味財産の適切な管理に努めます。事業環境の変化に対応して、2025年度からスタートした月次ベースでの収支管理等の高度化を図ります。NHKからの受託業務や、多様な取引先との自主事業、公益目的支出計画に基づく事業の適正管理に努めます。公益目的支出計画を除いて、収支相償をめざして取り組みます。
- 個人情報保護関連規程を改正し、情報区分に「極秘」「秘密」の分別管理を導入します。規程改正の意義や新たな取り組みへの意識・理解の浸透を図ります。

- システムを活用したきめ細かい勤怠管理で、職員の健康管理に努めるとともに、それぞれのライフスタイルや働き方を尊重し、ワークライフバランスの実現をめざします。「働き方改革推進委員会」を軸に、労働時間の適切な管理と目標を設定して休暇取得の促進に取り組みます。
- 「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づいて制定した財団としての「行動計画」を、一体のものとして着実に進め、だれもが安心して働ける環境を整えます。多様な人材が活躍できる職場環境の整備の証しとして「くるみん」の2027年度内の認定をめざします。
- 財団を取り巻くIT環境の変化と増大するサイバーリスクに対し、合理的なコストで、不正アクセスや情報漏えいを防ぎ、安全で信頼性の高い業務の根幹を支えるイントラネットワークとコーポレートシステムを適切に維持・改善します。
- AIを利用した標的型メールやサポート詐欺等、巧妙化するサイバー攻撃への対策を強化します。多要素認証や暗号化を進め、不正利用、不正アクセスによる情報漏えい等インシデントの防止を図ります。実践的な訓練や情報セキュリティ勉強会により、財団で働くすべての職員・スタッフ等のセキュリティ意識と対応力の向上に努めます。
- 「業務の適正を確保する体制」に沿って、健全かつ有効・効率的に業務が運営されるよう徹底を図り、その運用状況・評価については、2026年度事業報告で報告します。
- 子法人であるNHK交響楽団のガバナンス強化のために、リスクマネジメント、内部監査、情報セキュリティ、管理会計等の面で適切に支援します。

【職員数】 313人（2026年4月1日現在）

## <参考資料>

### 2 基金に関する資料

(1)出捐契約書

(2)基金の設置・運用に関する資料

(3)放送ネットワークの効率化・維持に  
向けた取り組みとしての出資・出捐の  
全体像を示す資料

## (1) 出捐契約書

## 出捐契約書（案）

日本放送協会（以下「甲」という。）と一般財団法人NHK財団（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して行う出捐に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （基本合意及び目的）

第1条 甲及び乙は、甲が乙に対し、乙において実施する助成事業（放送ネットワーク設備の維持及び更新工事等を通じた視聴者保護並びに放送事業の持続可能性の確保等の公益目的を達成するため、乙が放送事業者等に対して助成を行う事業。以下「本事業」という。）の原資とするために金員を出捐し（以下この金員を「出捐金」という。）、乙はこれを受け入れることを合意する。

2 本事業は、甲が行う公共放送及び民間放送の二元体制の下、持続可能な放送ネットワークを効率的に維持・高度化する見地から、放送ネットワークインフラの共同利用促進と効率的な維持管理を実施し、全国にあまねく放送を届け、視聴者保護と情報の多元性を確保することにより、放送及びその受信の進歩発達を実現し、もって、国民の知る権利及び情報格差の防止並びに民主主義の基盤を確保することを目的として行うものとする。

3 本契約は、出捐金の額、用途等の出捐に関する基本的事項及び出捐金を原資とする本事業が円滑に実施されるために必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本原則）

第2条 乙は、本事業の実施に当たり、公平性、公正性、透明性及び効率性を確保しなければならない。

### （本事業の内容）

第3条 乙は第1条第2項の目的を達成するために、本契約の定めに従い、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 条件不利地域における小規模中継局の更新工事・共用化工事への助成  
(大規模災害発生時の復旧工事への助成を含む)
- (2) 極微小電力中継局の更新工事への助成 (大規模災害発生時の復旧工事への助成を含む)
- (3) ブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進事業等への助成
- (4) その他、前各号の助成を行うために必要な事務

(出捐額及び出捐方法)

第4条 甲は、乙に対し、本契約に基づき、金400億円を出捐する。

2 前項の出捐の方法及び時期は、甲及び乙が別途協議の上で定める。

(出捐金の管理及び運用)

第5条 乙は、出捐金を他の資金と区分して管理する。

2 乙は、出捐金を原資として、第7条に定めるところに従い基金を設置し、基金の管理及び運用に関する内部規程を定め、これを遵守するものとする。

3 乙は、出捐金の源泉が視聴者からの受信料であることを踏まえ、資金の運用にあたっては、効率的、効果的かつ慎重な運用に努めるものとする。

4 基金の管理及び運用に関する内部規程の変更等、出捐の趣旨に影響を及ぼす可能性のある事項については、乙は、事前に甲と協議の上、決定するものとする。

(出捐金の不返還)

第6条 甲は、本契約に基づく乙に対する出捐金につき、返還を求めることはできない。ただし、本契約が第17条又は第18条の規定により解除された場合又は終了した場合は、甲は、乙に対し、残余の出捐金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(出捐金の使途等)

第7条 乙は、出捐金を原資として、「共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金」(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、第3条に規定する本事業の遂行のために必要となる次に掲げるもののために支出をするものとし、他の目的に使用してはならない。

(1) 助成金の給付

(2) 第12条に規定する運営委員会の委員に対し支払う報酬

(3) 第12条に規定する運営委員会の開催に係る会議費、交通費

(4) 租税公課

(5) 監査報酬

(6) 送金手数料、通信費、印刷費、運送費その他の本事業を実施するために必要な費用

(7) 本事業の管理に要する費用

3 本事業に係る助成条件、その他本事業の実施方法等については、別紙のとおりとする。

4 乙は、前項の助成条件や実施方法等に従い本事業を円滑に遂行するために、事前に甲と協議の上、実施規程及び実施要領を定めるものとする。

5 乙は、前2項に定める事項について、本事業の目的、基本原則等出捐の趣旨に変更を生じない範囲内で、甲と協議の上、必要に応じて見直しを行うことができる。

6 甲は、前項の協議において、必要に応じて、乙に対し指導・助言を行うことができる。

(事業の実施計画)

第8条 本事業の実施計画については、別紙のとおりとする。

2 乙は、前項に定める実施計画について、甲と協議の上、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 3 乙は、第3条第3号で定める事業の実施にあたっては、事前に甲と協議の上、実施計画の具体化を行うものとする。
- 4 甲は、前2項の協議において、必要に応じて、乙に対し指導・助言を行うことができる。
- 5 乙は、毎事業年度における助成計画の作成（これを変更する場合を含む。）にあたっては、甲と協議の上、決定するものとする。

#### （乙の職務・権限）

第9条 乙は、本事業の目的の達成のため、本契約の本旨に従い、次に掲げる職務について権限を行使するものとする。

- （1）本事業の処理の方針（事業計画書及び収支予算書並びに本契約に基づき策定される規程を含む。）の決定に関する事項
- （2）出捐金の受入れ、運用及び支出に関する事項
- （3）第12条で定める運営委員会の開催に関する事項
- （4）財産目録等の作成、閲覧、備置及び提出に関する事項
- （5）前各号のほか、本事業の目的を達成するために必要と認められる事項

#### （乙の義務）

第10条 乙は、本契約の本旨に従い、事務を遂行し、また、善良な管理者の注意をもって、これを処理しなければならない。

- 2 乙が、本契約に基づく事務及び法令に基づく任務を怠り、基金に損失が生じた場合は、当該損失を補てんしなければならない。
- 3 乙は、財産の管理・運用状況について、半期毎に甲へ報告を行うものとする。
- 4 乙は、甲から本事業の処理の状況に関し報告を求められたときは、報告しないことに正当な理由がない限り、その指示に従い報告を行うものとする。
- 5 乙は、本契約に定めがない事務や想定外の事務が生じた場合、甲の同意を得て、当該事務の処理を行うものとする。

(法令等遵守及び体制整備)

第 11 条 乙は、関係法令、行政通達、ガイドライン等並びに定款、関係規程、実施要領その他の内部規程に基づき、本事業を適正に実施しなければならない。

2 乙は、本事業を適正に実施するための事業実施体制、ガバナンス及び内部統制体制の整備を行わなければならない。

(ガバナンスの確保)

第 12 条 乙は、本事業の公平性、公正性及び透明性を担保するため、外部有識者等から構成される運営委員会を設置する。

2 運営委員会の委員は、4 名以上 6 名以下で構成する。

3 運営委員は、乙が、本事業の目的に関し学識経験又は実務経験を有する者のうちから委嘱する。

4 乙は、運営委員会の権限および運営方法等を定める内部規程を整備しなければならない。

5 乙は、前項の規程を変更するときは、甲に対し、文書により事前に報告するものとする。

6 甲は、乙に対し、第 1 項の運営委員会の開催状況その他運営委員会に関する事項について、必要に応じて、調査することができる。

(甲の関与の範囲)

第 13 条 甲は、乙による本事業の実施に関し、個別の助成案件の採否又は助成金額の決定には関与しない。

(報告義務)

第 14 条 乙は、甲に対し、本事業の実施状況、助成実績、本事業の運営等に係るガバナンス確保の状況その他甲が必要と認める事項について、半期毎に報告するものとする。

- 2 前項で定める報告以外にも、甲は、乙に対して、必要に応じて報告の要求ができる。
- 3 甲は、前2項の報告に基づき、必要に応じて、乙に対し指導・助言を行うことができる。

(監査及び検証)

第15条 乙は、本事業の実施に関し、内部監査及び外部監査を受けるものとし、甲はその結果の報告を求めることができる。

- 2 甲は必要に応じて、乙に対し、臨時の監査実施を求めることができる。

(契約の変更)

第16条 本契約の内容を変更する場合は、甲乙協議の上、書面により行うものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約に定める条項に違反し、乙に対して催告したにもかかわらず当該違反が是正されないとき
- (2) 第8条第1項の規定により定められた事業の実施計画に即して適切に本事業を実施していないものと認められるとき、又は同計画に即した本事業の実施が困難であると認められるとき
- (3) 所轄行政庁より処分又は指導を受けたとき
- (4) 信用状態等に重大な変化が生じ、本事業の実施が困難になるおそれがあると認められるとき
- (5) その他前各号に準じる事由が生じたとき

(契約の終了)

第 18 条 本契約は、次のいずれかに該当する場合には、終了する。

- (1) 本事業の目的が達成されたとき、又は達成が不能となったとき
- (2) 基金の財産が消滅したとき
- (3) 前条の規定による解除がなされたとき

(有効期間)

第 19 条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本事業が終了した日までとする。

(準拠法及び管轄)

第 20 条 本契約は日本法に準拠し、本契約に関して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 21 条 甲及び乙は、本契約の規定に関する解釈上の疑義、又は本契約に定めのない事項については、関係法令によるほか、誠実に協議を行い、処理解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2026 年 月 日

甲 日本放送協会

乙 一般財団法人NHK財団

【別紙（第7条第3項及び第8条第1項関係）】

共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金  
事業内容、資金計画及び収支計画（案）

【概要】

協会は、放送法第15条および定款第3条に基づき、公共の福祉のため、全国あまねく放送を受信可能とする基幹放送を実施してきた。

この使命を将来にわたり果たすためには、協会と民間放送事業者による二元体制の下で、放送ネットワーク設備を持続可能な形で維持・更新し、視聴者保護を確保することが不可欠である。

加えて、人口減少や設備老朽化、物価上昇等により、条件不利地域における中継局の維持は、協会・民間放送事業者双方にとって構造的な課題となっている。

令和6年の放送法改正により、協会には民間放送事業者が行う難視聴地域における視聴確保の努力義務への協力義務が明確化された。この趣旨を踏まえ、放送法第20条の2（基幹放送局提供子会社）に基づく出資に、出捐を加えて、あまねく放送を届ける観点から放送ネットワークを維持する仕組みを構築することで、放送法の趣旨を着実に実現する。

具体的には、協会が還元目的積立金400億円を財団に出捐し、基金を設置することで、放送ネットワークの将来的な維持・高度化という公共的課題に対し、特定の放送事業者や営利活動への帰属を避け、二元体制の中立性を確保しながら、公共性・透明性の担保された共通基盤として資金を管理・活用する。また、技術革新や災害時の視聴者保護に機動的に対応するとともに、基金としての運用益を公共目的に還元し、価値の最大化を図るため、一括で出捐する。

基金は、中立性・専門性を有する財団により運営され、運営委員会の設置、内部統制、外部監査等を通じて公平性・透明性を確保する。さらに、協会は、基金のガバナンスを確保するため、基金の状況等について財団から報告を受け、適切なフォローアップを行う仕組みを構築する。協会は資金拠出者として説明責任を果たしつつ、助成判断の独立性を確保する。

基金は2026年度内に設置し、2028年度から助成金の支払いを開始、2057年度までの長期運用を想定する。

## 【事業内容・スケジュール】

### ◆準備期間（2026-2027：制度整備・申請受付）

- ・2026 年中に運営委員会の設置等を行った上で基金を設置し、同年から中継局更新助成等の受付を開始
- ・B B等代替など将来のネットワーク維持に向けた関係者間協議の検討を受けた助成事業の準備 など

### ◆助成期間(2028-2057)

- ・小規模中継局への助成事業（2 ページ参照）
- ・極微小電力中継局（ミニサテライト局）への助成事業（3 ページ参照）
- ・放送事業者が行うブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進事業等への助成事業（3 ページ参照）

### ○財団において行う小規模中継局への助成事業

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・助成支払期間 2028 年度～2042 年度の 15 年間（想定）</li><li>・助成率 5 分の 2</li><li>・対象 条件不利地域等の小規模中継局 約 330 局を想定</li><li>・費用 約 153 億円を想定</li></ul> |
|--|

視聴者保護および放送事業者の持続可能性向上のため、将来のネットワーク維持を見据えて、放送事業者が行う条件不利地域等における小規模中継局の設備更新等（イニシャルコスト）に対する助成事業を実施する。これは、老朽化が喫緊の課題となっているこれらの中継局について、経済合理性の高い方法で更新を行う場合に助成を行うことで、視聴者が協会および民間放送事業者の放送を継続視聴できる機会を確保するとともに、結果として、将来の受信料負担の軽減を図ろうとするものである。

具体的には、条件不利地域等に設置されている小規模中継局のうち、当該地域で放送を行う全ての基幹放送事業者が、共同で設備の更新もしくは共用化を実施する場合に、その設備更新に要する経費に対して助成を行う。助成率は5分の2とする。助成先は条件不利地域等に存在する小規模中継局のうち、各放送区域内の基幹放送事業者の協議体から要望のあった約330局を想定する。これらは人口減少地域である離島や山間部等にあり1世帯あたりの維持コストが高く、また老朽化が進み可及

的速やかな更新が必要な中継局である。費用は 153 億円を見込む。

助成期間は、2026 年度中に助成の受付を開始した場合、設備が完成し助成金の支払いが行われるのは 2028 年度となることが想定されることから、2028 年度から 2042 年度までの 15 年間を想定する。

#### ○財団において行う極微小電力中継局（ミニサテライト局）への助成事業

- ・助成支払期間 2028 年度～2042 年度の 15 年間（想定）
- ・助成率 5 分の 2
- ・対象 ミニサテライト局 約 480 局（協会単独局等は除く）
- ・費用 約 67 億円

視聴者保護および放送事業者の持続可能性向上のため、放送事業者が行うミニサテライト局の設備更新（イニシャルコスト）に対する助成事業を実施する。ミニサテライト局は、小規模中継局よりもさらなる条件不利地域にあり 1 世帯あたりの維持コストが高い。そのため放送事業者による維持困難性が増していることから、放送事業者から助成等へのニーズがある。今後、基幹放送局提供事業者が全国のミニサテライト局を一括管理し、共同利用を推進することも予定されている。当該地域で放送を行う全ての基幹放送事業者が使用するミニサテライト局（協会のみが使用する局を除く）の設備更新に要する経費に対して助成を行う。助成率は 5 分の 2 とする。助成先は約 480 局を想定し、期間は小規模中継局と同様 2028 年度～2042 年度の 15 年間、費用は 67 億円を見込む。

#### ○放送事業者が行うブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進事業等への助成事業

- ・助成支払期間 2028 年度～2057 年度（想定）
- ・費用 約 180 億円を想定（①約 60 億円、②約 120 億円）  
（内訳）①先行実施トライアルおよび調査研究等への支援（2028-2042）  
②導入促進（2040※-2057）※前倒しも想定

##### ①先行実施トライアルおよび調査研究等への支援（2028-2042）

将来にわたる放送ネットワークの維持に向けて、放送事業者が行う、ブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成を行う。助成により、将来の放送ネットワーク維持に向けた検討の加速に資する。具体的には、以下の 3 項目への助成を実施することを想定する。

1点目は、地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドライン（2025年9月制定）に定められた代替手段の先行実施を視野に入れたトライアルへの支援として、実用化判断に必要な論点を整理することを目的として、将来的なBB等代替などの実施に向けた機器・アプリ開発やそのサービスを用いたIPマルチキャスト方式、ケーブルテレビ、IPユニキャスト方式の3つの手段の組合せを前提とした住民対応を含む段階的トライアル事業に助成を行うことを想定する。なお、放送事業者が行うトライアルでは、「技術的実現性・安定性」、「イニシャルコスト・ランニングコストを含む経済合理性・持続可能性」、「住民対応・運用体制上の課題」等の観点からの検証を行う。

2点目は、新たな伝送路の調査・研究への助成を行う。通信インフラの普及状況、技術革新の動向を踏まえた、将来伝送路の位置づけについて、継続検討に資する調査研究として、「衛星活用（衛星セーフティーネット）の実証」、「技術革新による新たな伝送手段の調査・研究」の実施に対する助成を行うことを想定する。

3点目は、既存商用サービスを活用したBB等代替への支援として、新規開発等が不要で代替事業として転用可能なサービスへの移行への助成を行い、視聴者保護を図る。その際、上述の中継局廃止に係るガイドラインへの適合が前提となる。対象は、IPマルチキャスト方式のほか、RF方式配信サービスやケーブルテレビを想定する。

助成の実施にあたって必要な経費については、当面の財源として60億円規模とし、放送事業者からの申請に基づきその取り組みを支援する。将来の技術進展や社会環境の変化を前提に、あらかじめ単一の結論を固定するものではなく、段階的な検証を通じて柔軟に見直していく。また、総務省や放送事業者など関係者間での協議を行いながら、必要に応じて内容の再点検・見直しを行う。

## ②導入促進（2040※-2057）※前倒しも想定

上掲「①先行実施トライアルおよび調査研究等への支援」の取り組みの結果に基づき、BB等代替などの開発・導入促進を行う。具体的には、視聴者保護に資する代替事業を促進する場合に、必要不可欠となる初期の設備投資、視聴者負担軽減に資するイニシャルコストについて、放送事業者からの申請に基づき助成を実施することを想定する。

経済合理性や持続性が認められた段階で、総務省や放送事業者など関係者間で協議しながら可能な限り前倒して代替事業を実施することとする。なお、共同利用の促進など効率的施策が促進されることを前提に、小規模中継局やミニサテライト局

への助成事業に助成を行うことも視野に入れていく。

なお、著しく激甚な大規模災害が発生した場合には、放送ネットワークを可及的速やかに復旧することにより、被災地域の視聴者保護を図ることを目的に、基金による事業に影響を与えない範囲において、助成事業の枠組みの中で、限定的に助成を行う。

## (資金計画)

協会は、協会の還元目的積立金を原資とした 400 億円を出捐し、財団は、共同利用、放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金を設置し、長期安定的に助成を実施する。

基金から共同利用、放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業の遂行のために必要となる次の項目のために支出する。

- (1) 助成金の給付
- (2) 運営委員会の委員に対し支払う報酬
- (3) 運営委員会の開催に係る会議費、交通費
- (4) 租税公課
- (5) 監査報酬
- (6) 送金手数料、通信費、印刷費、運送費その他の本事業を実施するために必要な費用
- (7) 本事業の管理に要する費用

基金の管理・運用は、安全かつ確実な方法で行い、助成事業の円滑な実施と適切な運用益の確保に配慮する。基金より生ずる運用益については基金へ繰入れることとする。基金の運用に用いる金融商品は、国内預貯金、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債、公社債投資信託（円建て）又はMMF（円建て）の一つ又は複数とする。ただし、外貨建ての債券、購入時に元利金が確定していない債券、変動金利の債券は除くものとし、原則として償還期限まで 10 年以内のものとする。

## (収支計画)

### 助成内訳

1. 小規模中継局 (2028 年度～2042 年度) : 153 億円
2. ミニサテ (2028 年度～2042 年度) : 67 億円
3. 新たな伝送技術 (2028 年度～2042 年度) : 60 億円
4. B B 等代替など (2040 年度頃～2057 年度) : 120 億円

## (2)基金の設置・運用に関する資料

# 一般財団法人NHK財団

## 共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する

### 助成事業基金設置・運用規程（案）

#### （目的）

第1条 この規程は、一般財団法人NHK財団（以下「当法人」という。）が実施する共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業（以下「助成事業」という。）について、当法人に設置される助成事業基金（以下「基金」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （区分経理）

第2条 当法人は、基金の運営を行うにあたり、当該基金に係る経理を当法人の他の財産に係る経理と明確に区分し、これを毀損することのないよう適正に処理しなければならない。

#### （助成事業の実施等）

第3条 助成事業の実施方法等については、別に定める共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業実施規程の定めるところによる。

#### （管理等責任者）

第4条 理事長は、基金の管理及び運用の適正を期するため、役員又は職員の中から、管理等責任者を任命し、その管理及び運用に当たらせるものとする。

2 管理等責任者は、職員の中から、基金の管理運用業務を遂行する管理運用執行者を任命することができる。

3 管理等責任者は、管理運用執行者を監督し、必要に応じて適切な指示を与えるものとする。

#### （基金の構成）

第5条 基金は、日本放送協会（以下「NHK」という。）と当法人が締結する出捐契約に基づく基金財産及びその運用益をもって構成する。

#### （基金の運用）

第6条 基金の管理・運用は、安全かつ確実な方法で行い、助成事業の円滑な実施と適切な運用益の確保に配慮する。

2 この基金より生ずる運用益については基金へ繰入れることとする。

(運用対象)

第7条 基金の運用に用いる金融商品は、国内預貯金、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債、公社債投資信託（円建て）又はMMF（円建て）の一つ若しくは複数とする。ただし、外貨建ての債券、購入時に元利金が確定していない債券、変動金利の債券は除くものとし、原則として償還期限まで10年以内のものとする。

(債券等の信用格付け)

第8条 前条の運用対象の発行体格付けは、NHKが指示する関連団体運営基準の事前協議における「重要な資産の取得または処分」の基準に沿ったものとするを原則とする。

(関連団体運営基準)

第9条 基金の運用にあたり、NHKの定める関連団体運営基準第12条第16号「重要な資産の取得または処分」に該当する場合には、NHKと必要な事前協議を行うものとする。

2 基本財産の増減が生じる場合には、NHKの定める関連団体運営基準第12条第6号「増資、減資または基本財産の増減」に該当することから、NHKと必要な事前協議を行うものとする。

(運用手続き)

第10条 管理等責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、理事会の承認を受けなければならない。当該資金運用の計画に基づき、運用を行うものとする。

2 金融商品の購入に際し、管理等責任者は、年限、利率、価格、発行要綱など必要な事項を明らかにし、理事長の承認を得なければならない。

(資金運営状況の報告)

第11条 管理等責任者は、基金の運用状況について、定期的に理事長に報告するものとする。理事長は、運用の経過及び結果について少なくとも半期毎又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

(運営費)

第12条 基金の運営に必要な経費については、基金をもって充てる。

(理事会・評議員会・NHKへの報告)

第13条 理事会は、助成事業への活用状況を含む基金の管理・運用状況について、半期毎に理事長から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、助成事業への活用状況を含む基金の管理・運用状況について、理事長から報告を受けるものとする。

3 理事長は、助成事業への活用状況を含む基金の管理・運用状況について、半期毎にNHKへ報告するものとする。

(基金の廃止)

第14条 当法人は、NHKと協議の上で、基金が所期の目的を達成したものと認められる場合は、基金を精算し、残金が生じた場合はNHKと協議の上で対応するものとする。

(改廃)

第15条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を行う。

(細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2026年●月●日から施行する(2026年●月●日理事会決議)。

(3)放送ネットワークの効率化・維持に  
向けた取り組みとしての出資・出捐の  
全体像を示す資料

# 放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みについて (出資・出捐の全体像)

2026年5月

## 情報空間全体の多元性確保への貢献

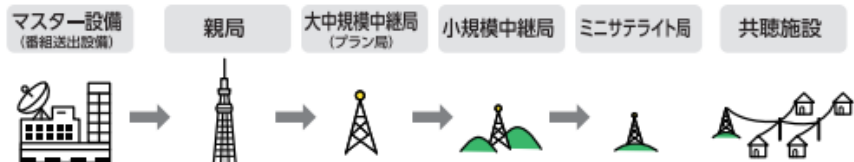
### 基幹となる二元体制維持

(予算規模:600億円<sup>\*</sup>)～将来の受信料負担の軽減に貢献～

### ネットワーク効率化に向けた取り組み

(共同利用型モデルの導入、持続可能な代替手段の検討等)

- 経済合理性を大前提に、民放と協調して、放送ネットワーク維持に積極的に対応していく



※「NHK経営計画(2021-2023年度)※2023年1月修正」において、当中期経営計画期間に支出するものとして算定し、経営委員会が議決したもの

➡視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出として、多元性確保のために確保した積立金は、2025年度以降の予算・事業計画で用途を明確にしていく

### メディア産業全体のために

(予算規模:100億円<sup>\*</sup>)～地域を含むメディア産業全体の多元性確保に貢献～

### 情報空間の健全性確保への貢献

(外部連携による取り組み)

- オリジネーター・プロファイル技術研究組合への参加
- Trusted News Initiativeへの参加 等

### 外部との協調・連携

- “共存共栄”のための外部制作比率の確保(衛星)
- 取引について、より透明化し、公正性の確保を推進(人権とビジネスの観点も含めて)
- 業界全体の底上げの取り組み 等

# 放送ネットワーク効率化「共同利用型モデル」の概要

(中継局共同利用推進全国協議会総会(2025年12月5日開催)において合意)

- 還元目的積立金600億円を原資として、

① 共同利用会社(J-BN)による全国約480局のミニサテ共同利用事業

② 放送ネットワークインフラの整備基金を設立し、放送事業者の中継局共同整備に助成する事業

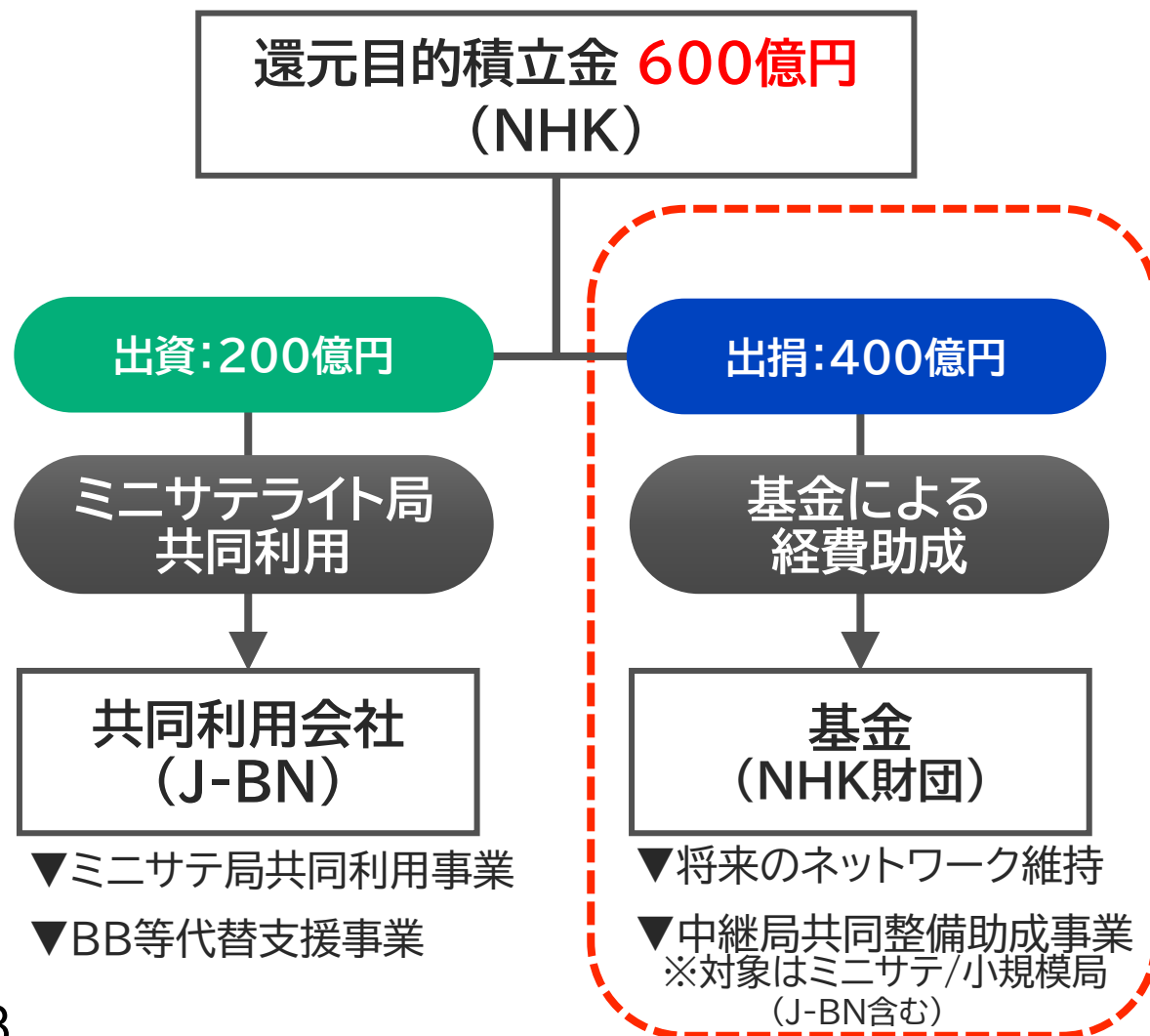
を行うことで、放送ネットワーク共同利用の促進と効率的な維持管理を実現する。

- J-BNによるミニサテ共同利用事業と基金による中継局更新経費助成事業との相乗効果・相互補完で、放送ネットワークの維持・高度化を図る。

- これまで検討してきた仕様の共通化や一括調達、人材確保施策等は、最大限活用する。

※ なお、還元目的積立金600億円等を盛り込んだNHK令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画は国会において、3月末に承認された。

## <還元目的積立金の配分イメージ>



## <参考資料>

### 3 助成内容に関する資料

(1) 助成事業に関する資料

(2) 運営委員会に関する資料

## (1) 助成事業に関する資料

一般財団法人NHK財団  
共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する  
助成事業実施規程（案）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
  - 第2章 助成金の申請・交付（第5条－第17条）
  - 第3章 助成事業者の義務（第18条－第20条）
  - 第4章 助成事業の実施状況の整理及び報告等（第21条－第23条）
  - 第5章 助成金交付決定の取消し等（第24条－第26条）
  - 第6章 補則（第27条・第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人NHK財団（以下「当法人」という。）の定款第4条第1項第10号に定める助成に関する事業の実施について、必要な事項を定め、同事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（助成の基本原則）

第2条 本助成事業は、別に定める「共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金設置・運用規程」に基づき管理・運用される基金を原資として実施する。

2 当法人は、助成金の交付にあたっては、公平性、公正性、透明性及び効率性を確保し、放送ネットワークの維持・効率化等に資するものとなるよう努める。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）助成金 当法人が、この規程に基づき、当法人以外の者に対して交付する金員をいう。
- （2）申請事業 助成金の交付の対象となる事業をいう。
- （3）申請事業者 助成金の交付を申請する者をいう。
- （4）助成対象事業 助成金の交付対象となる事業をいう。

- (5) 助成事業者 助成金の交付を受けて助成事業を行う者をいう。
- (6) 運営委員会 公平性、公正性及び透明性を担保するための独立した審査機関として、申請事業者からの申請内容等審査その他の事項を所掌する会議体として、当法人に設置される委員会をいう。
- (7) 基金運営事務局 助成金申請等の受付事務、助成金申請等内容の確認、審査案の作成、申請事業者からの問い合わせ対応等の事務を行う組織をいう。

#### (運営委員会)

第4条 運営委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める「共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業運営委員会規程」に定めるところによる。

## 第2章 助成金の申請・交付

#### (申請事業者)

第5条 申請事業者は、次の各号に掲げる要件を満たすものであって、本事業の趣旨に照らし、助成金を交付することが適切であると運営委員会が認める者とする。

- (1) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号の基幹放送事業者又は同条第24号の基幹放送局提供事業者その他、地上基幹放送の放送設備を所有し、これを地上基幹放送事業者に貸与している者であること。
- (2) 申請事業の計画に従ってこれを遂行するために必要な経理的基礎及び技術的能力があると認められること。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力のいずれでもなく、また、これらが経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする法人及び団体でないこと。
- (5) その他申請事業者として不相当と認められる行為がなかったこと。

2 申請事業者は、申請事業につき助成金の交付決定がなされたときは、この規程を遵守して助成事業を実施しなければならない。

#### (申請事業者の募集・申請書類)

第6条 申請事業者の募集方法、申請書類その他の募集及び申請に関する事項は、助成対象事業ごとに別途定める実施要領（以下「実施要領」という。）による。

#### (助成対象事業の要件)

第7条 助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 条件不利地域における小規模中継局の更新工事・共用化工事の事業（大規模災害時

の復旧工事を含む)

(2) 極微小電力中継局(ミニサテライト局)の更新工事の事業(大規模災害時の復旧工事を含む)

(3) ブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進事業

2 前項の事業は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。

(1) 計画及び実施方法が、目的を達成するために適切であること。

(2) 実施して得られる効果が、特定の者の利益にのみ寄与するものと認められないこと。

3 第1項各号の要件は、実施要領でそれぞれ定める。

4 第1項第3号の事業への助成の要件については、NHKとの協議により、将来の技術革新その他放送メディア環境の変化等に応じた放送事業者等による協議の結果を踏まえて具体化を行う。

(助成交付決定手続等)

第8条 基金運営事務局は、第5条及び第7条の要件に適合する助成対象者及び助成対象事業について、申請事業者から提出された申請書類に基づき、申請事業の内容及び助成対象経費の妥当性等について確認を行い、理事長に助成対象事業の選考案(以下「選考案」という。)を提出する。

2 理事長は、前項の規定により提出を受けた選考案を運営委員会に諮問する。

(助成対象事業の選考)

第9条 運営委員会は前条の諮問を受けた選考案について、実施要領に基づいて助成対象事業を選考する。

2 運営委員会は、前条の選考結果を理事長に答申し、理事長は理事会の承認決議を受けて助成対象事業を決定する。

3 前項に定める選考結果は、適切な方法により公表するものとする。

(助成金交付の額)

第10条 第7条第1項第1号及び第2号の事業に対し、前条第2項で決定した助成対象事業に交付する助成金の額は、別途定める助成金の適用範囲の工事等に要する経費(以下「助成金対象経費」という。)の5分の2とする。

2 助成対象事業による交付額は、地域の公平性を考慮し、地域ごとの対象局所数などに応じて設定する助成金の上限額目安の範囲内であること。ただし、理事会の承認を得た場合には、上限額の目安を変更することができる。

(助成金の交付の決定の通知)

第 11 条 理事長は、第 10 条の規定により助成金の交付額を決定したときは、その旨及び決定した助成内容その他必要な事項を申請事業者に通知する。

(助成金の交付の辞退)

第 12 条 助成事業者は、前条の通知を受けた後、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとするときは、その理由を記載した書類を遅滞なく基金運営事務局に提出しなければならない。

2 理事長は、助成事業者から前項の書類の提出があったときは、運営委員会の意見を聴いて、当該申請に係る助成金の交付の決定を取り消すものとする。

(助成事業計画の変更等)

第 13 条 助成事業者は、助成事業に係る事業計画又は実施内容（工事を伴う場合には工事内容を含む）を変更しようとする場合は、変更申請を行うものとする。変更申請の可否を判断する手続は、第 9 条の例による。

2 前項の規定にかかわらず、突発的な事象により放送ネットワークの維持に支障が生じ、速やかな対応が必要と認められる場合には、基金運営事務局は、事後の報告を条件として、必要な指示を行うことができる。

(事業終了の実績報告)

第 14 条 助成事業者は、助成事業が終了した日から起算して 30 日以内に、実施要領が規定する書式により、実績報告書その他の実施要領が定める書類を基金運営事務局に提出しなければならない。

(助成金の助成額の確定手続等)

第 15 条 基金運営事務局は、前条の規定により提出された実績報告書等に基づき、助成事業の実施内容及び経費の妥当性等について確認を行い、理事長に確定案を提出する。

2 理事長は、前項の規定により提出を受けた確定案を運営委員会に諮問し、運営委員会の答申を受けて、助成金の額の確定案を決定する。

3 理事長は、前項の規定による運営委員会の答申結果を踏まえ、理事会の承認を得て助成金の額を確定する。

(助成金の助成額の確定通知)

第 16 条 理事長は、前条第 3 項の確定をしたときは、その旨及び確定した助成金の金額等を助成事業者に通知する。

(助成金の交付)

第 17 条 当法人は、前条の通知後に、当法人が指定する期日限り、決定した助成金を一括して助成事業者に対して交付する。

### 第 3 章 助成事業者の義務

(善良なる管理者の注意)

第 18 条 助成事業者は、この規程及び助成の趣旨に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

(助成金の目的外使用及び設備等の譲渡等の禁止)

第 19 条 助成事業者は、助成事業に係る助成金を他の用途に使用してはならない。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けて整備した設備等について、当法人への届出・承認を得ることなく、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄その他の処分をしてはならない。

(名称等の変更の届出)

第 20 条 助成事業者が、名称、定款、代表者若しくは住所を変更したとき又は解散したときは、遅滞なく基金運営事務局に届け出なければならない。ただし、助成事業の実施が終了した日の属する事業年度の終了後 5 年を経過したときは、この限りでない。

### 第 4 章 助成事業の実施状況の整理及び報告等

(助成事業の実施状況の整理および報告)

第 21 条 基金運営事務局は、事業年度ごとに、助成事業全体の実施状況について整理を行い、助成金申請及び交付の状況、助成金の執行状況、今後の見通し等を取りまとめ、その内容を運営委員会及び理事長に報告する。

2 当法人は、前項により取りまとめた助成事業の実施状況について、公平性、公正性及び透明性の確保の観点から、適切な方法により公表するものとする。

(報告徴収)

第 22 条 基金運営事務局は、助成事業の適正を期するために必要があると認めるときは、助成事業者から随時報告を求めることができる。ただし、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後 5 年を経過したときは、この限りでない。

(監査)

第 23 条 当法人は、助成事業の適正な実施を確保するため、助成事業の実施状況等を踏まえ、定期的に、又は必要があると認めるときは、助成事業を監査することができる。

## 第5章 助成金交付決定の取消し等

### (助成金の交付決定の取消し)

第24条 助成事業者が次の各号の一に該当するときは、当法人は、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金申請者から、交付決定後に助成金の交付を辞退する旨の届出があった場合
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を得、又は交付を受けた場合
- (3) 助成事業を中止した場合
- (4) 助成事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (5) 一部基幹放送事業者が事業から離脱するなど、助成の条件から外れた場合
- (6) 前条に規定する監査を拒み、妨げ又は忌避した場合
- (7) 助成金を当法人が指定した目的外に使用したものと認められる場合
- (8) 助成金の交付を受けて整備した設備等につき、当法人の承認を得ることなく、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄その他の処分をしたものと認められる場合
- (9) その他この規程又はこの規程に基づく決定に違反したと認められる場合
- (10) 法令又は定款に違反する行為をする等著しく運営の適格性を欠くと認められる場合

### (助成金の返還請求)

第25条 当法人は、前条に基づき、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関しすでに助成金が給付されているときは、その全部又は一部について、助成事業者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

### (延滞金)

第26条 助成事業者は、前条に基づき助成金の返還を求められた場合において、これを指定期限までに納めなかったときは、実施要領に定めるところにより、延滞金を当法人に納めなければならない。

- 2 当法人は、前項においてやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

## 第6章 補則

### (改廃)

第27条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2026 年●月●日より施行する。

## (2) 運営委員会に関する資料

一般財団法人NHK財団  
共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する  
助成事業運営委員会規程（案）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 委員会の構成（第5条－第9条）
- 第3章 委員会の権限及び審査（第10条－第12条）
- 第4章 会議（第13条－第19条）
- 第5章 事務局（第20条）
- 第6章 補則（第21条－第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人NHK財団（以下「当法人」という。）が日本放送協会と締結する出捐契約書に基づき実施する共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等助成事業（以下「助成事業」という。）に関し、当法人に設置される運営委員会（以下「委員会」という。）についてその任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において用いる用語の定義は、この規程において定めるもののほか、共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業実施規程（以下「助成事業実施規程」という。）の定めるところによる。

（運営委員会の位置づけ）

第3条 委員会は、当法人が実施する助成事業に関し、申請事業者からの申請内容等審査その他の事項を所掌する会議体として、当法人に設置される。

- 2 委員会は、公平性、公正性及び透明性を担保するための独立した審査機関であり、理事長の諮問に応じ、合議の結果を理事長に答申する。
- 3 理事長は、前項の運営委員会による報告を理事会に上程し、その承認を得て、助成金の交付を決定する。

（関係規程との関係）

第4条 委員会は、助成事業実施規程の定めるところにより、申請事業者からの申請内容等に対する審査、助成金交付の選考案の審査その他の所掌事項を行うことを任務とする。

- 2 この規程に定めのない事項については、共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金設置・運用規程及び助成事業実施規程の定めるところによる。

## 第2章 委員会の構成

### (委員の構成)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者であって、助成事業に関して優れた知見と専門性を有し、公正かつ中立な立場を堅持することができる者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する委員4名以上6名以内をもって構成する。

- (1) 有識者
- (2) 民間放送事業者から推薦された者
- (3) 日本放送協会から推薦された者

2 前項第2号及び第3号に該当する委員の数は、それぞれ1名とする。

3 第1項第3号に該当する委員の合計数は、委員の総数の3分の1未満でなければならない。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (委員の辞任・解任)

第7条 委員は、任期中においても当法人に対し辞任を申し出て、理事長がこれを認めたときは、辞任することができる。

2 委員が次の各号に該当するときは、委員の2分の1以上の議決の上、当法人がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

3 委員が死亡又は辞任し、若しくは解任されたときは、当法人は、これを補充しなければならない。ただし、当該委員を除く委員の人数が第5条第1項に規定する員数を満たしているときは、この限りでない。

4 委員は、辞任又は任務満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、当該委員を除く委員の人数が第5条第1項に規定する員数を満たしているときは、この限りでない。

### (委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (委員の報酬)

第9条 運営委員の報酬については、支給の要領を別途定める。また、当法人は、運営委員

に対し、基金財産から調査費、交通費等その任務を遂行する上において必要な費用を支払うことができる。

- 2 前項の支給の要領を変更する必要がある場合、第 20 条に定める運営委員会事務局の長が変更案をとりまとめ、理事長に提案し、理事長は、理事会での審議を経て決定する。

### 第 3 章 委員会の権限及び審査

(所掌事項)

第 10 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 助成事業について、実施要領で定める評価基準を変更する必要がある場合、変更案を策定し、理事長に提案すること
- (2) 申請事業者からの助成金交付申請を審査し、その結果を理事長に報告すること
- (3) 必要があると認めるときは、助成事業を監査すること
- (4) その他、助成事業実施規程及び関連実施要領に基づき判断を要する事項について、理事長が必要と認める事項

(審査の基本原則)

第 11 条 委員会は、前条第 2 号の審査にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 明示された基準に基づき公平に判断すること
- (2) 特定の事業者の利益誘導とならないこと
- (3) 審査過程及び判断理由が後から検証可能であること

(利害関係者の排除)

第 12 条 委員が審査の対象となる案件について直接の利害関係を有する場合は、当該委員は、当該案件の議決に加わることができない。

- 2 前項における直接の利害関係を有する場合は、委員の属する事業者が当該審査の対象となる場合のことをいい、子会社、関連事業者に該当する場合は、この限りではない。
- 3 第 1 項に該当するか否かの判断は、委員長が行う。

### 第 4 章 会議

(開催)

第 13 条 委員会は、定例又は必要に応じて開催するものとし、助成事業の円滑な実施に支障を生じない頻度で行う。

(招集)

第 14 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、各委員がこれを招集することができる。

- 2 委員会を招集しようとするときは、委員に対し、書面又は電磁的方法により、あらかじめ

め、日時、場所、議題その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会は、出席者が一堂に会するのと同等に相互に十分議論できる環境であれば、Web会議システム等を利用する方法により開催することができる。

(出席者等)

第15条 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、その意見、説明等を徴することができる。

(議長)

第16条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、委員長が欠席したとき又は委員長が欠けたときは、出席した委員の中から互選された者がこれに当たる。

(委員会開催の事務)

第17条 委員会の開催等に必要の事務は、運営委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(議決)

第18条 委員会の議決は、議決について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

(議事録)

第19条 委員会の議事については、議事録を作成し、審査の経過、決定の要旨その他議事の経過を明らかにするために必要な事項を記載又は記録するものとする。

2 議事録は、当法人において適切に保存する。

## 第5章 事務局

(事務局)

第20条 委員会の事務を補佐するため、事務局を置く。

2 事務局には、運営委員会の職務執行を補佐するのに必要な専門的知識及び能力を有する職員を適切な員数で配置する。

3 事務局の職員（以下「事務局員」という。）は、運営委員会の命を受けて、その職務執行に資する業務に従事する。

## 第6章 補則

(守秘義務)

第 21 条 委員及び事務局員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(細則)

第 22 条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は理事長がこれを定める。

(改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、2026 年〇月〇日から施行する。

## <参考資料>

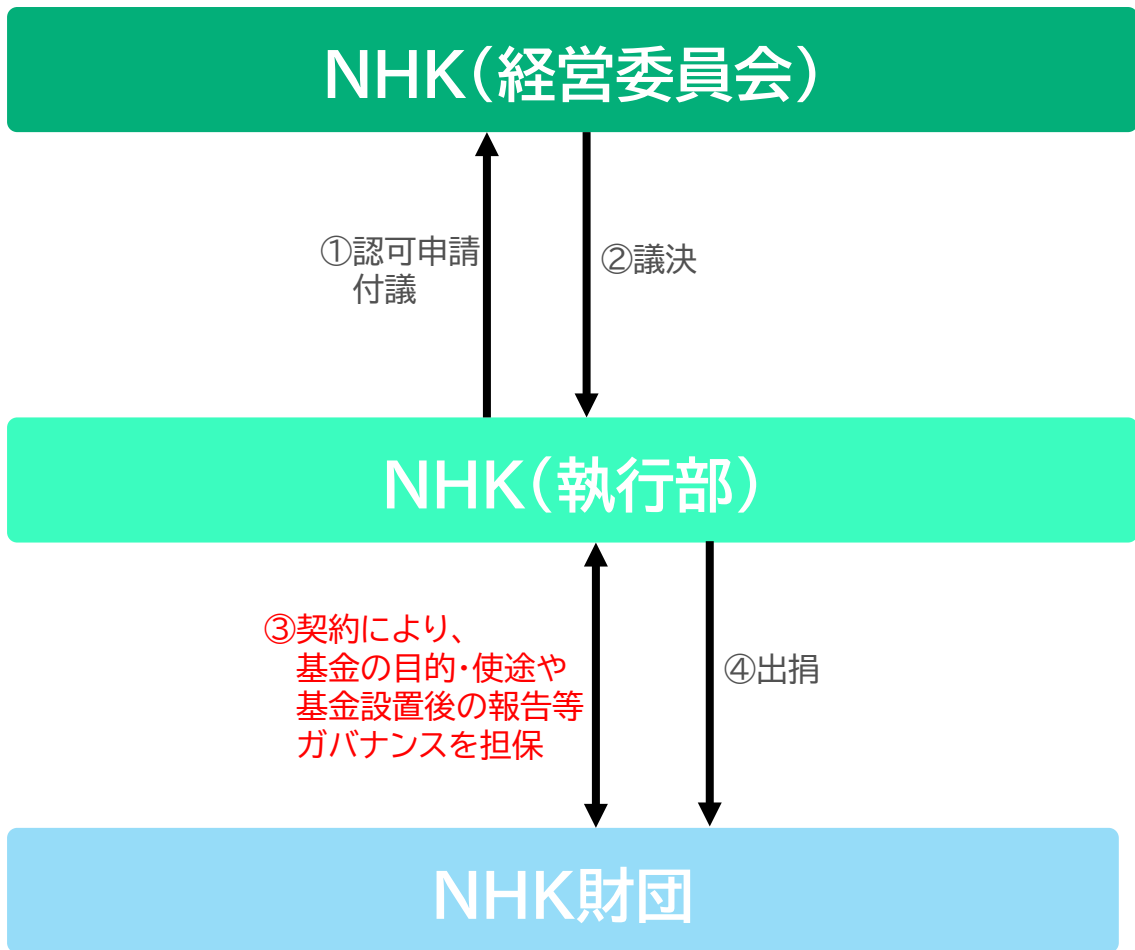
### 4 協会によるガバナンスに関する資料

- (1) 協会によるガバナンス体制に関する資料
- (2) 経営委員会および執行部による基金ガバナンス方針に関する資料

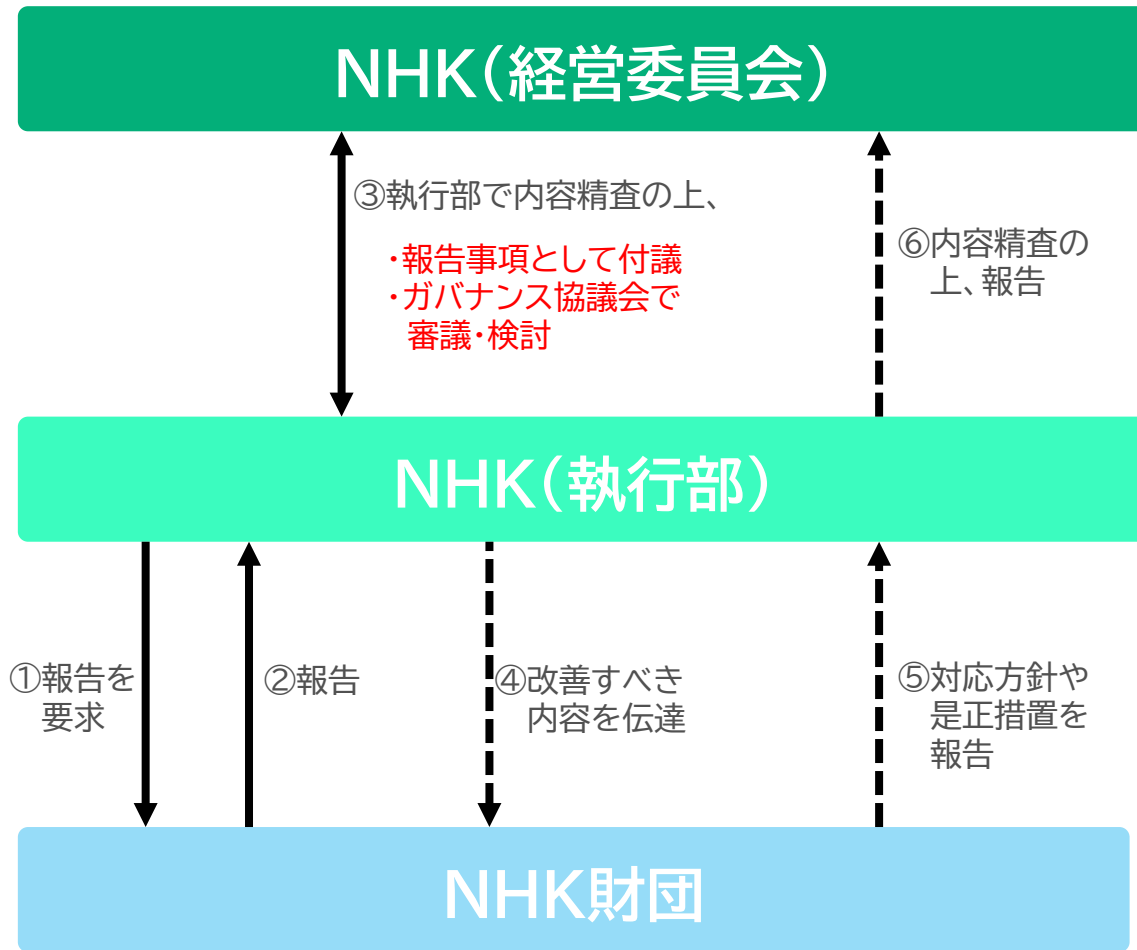
(1) 協会によるガバナンス体制に  
関する資料

# 本出捐に関するガバナンス体制

出捐時



基金設置後



(2) 経営委員会および執行部による  
基金ガバナンス方針に関する資料

## ■基金ガバナンス方針（NHK 経営委員会・執行部）

### 1. 基本的考え方

本基金は、受信料を原資とする NHK の重要施策の一環として NHK からの出捐により設置され、NHK 財団が運営するものである。基金の執行主体は NHK 財団である一方、NHK(経営委員会および執行部)は、基金のガバナンス確保および対外説明について最終的な責任を負う立場にある。

本方針は、内部統制関係議決等に基づく一般的なガバナンスに加え、NHK による本基金のガバナンスについて、経営委員会が業務執行に介入することなく統治・監督の観点から基金運営へ関与することを明確化・ルール化し、もって基金の透明性および視聴者・国民への説明責任を一段強化することを目的とする。

### 2. 内部統制関係議決等に基づく一般的なガバナンス

執行部は、内部統制関係議決等に基づく一般的なガバナンスとして、財団に対してNHKの経営意思の伝達を図るとともに、事業運営に関する事前協議等を通じて、適切な業務運営を担保する。特に、出捐の趣旨に沿った運営が行われるよう、事業計画、実施状況、資金運用、管理費、リスク事象等を確認し、必要に応じて財団に改善を求める。

### 3. NHK 財団から執行部への報告

#### (1) 定期報告

執行部は、一般的な業務報告に加え、NHK 財団に対し、本基金に関し、少なくとも以下の事項について定期報告を求める。当面の間は半期ごとに報告。

- 年度事業計画、実施結果及び決算報告(年度ごと)
- 資金運用の状況(資産残高、運用実績、運用方針の遵守状況)
- 管理費(オペレーションコスト)の実績および運用益との対応関係
- ガバナンスの状況(運営委員会、会計監査人等からの指摘事項、行政対応の状況)

#### (2) 臨時報告

以下の事象が発生し、または発生するおそれがある場合には、速やかな臨時報告を求める。

- 基金の具体的な使途、本事業に係る助成条件、その他本事業の実施方法等(出捐の趣旨に変更を生じない範囲内のものに限る)の変更
- 本基金による事業の実施計画の変更
- 資産の運用方針または管理費の考え方の重要な変更
- 基金の運用方針の変更等、出捐の趣旨に影響を及ぼす可能性のある事項
- 行政庁等から是正要請・照会を受けた場合
- 社会的影響またはレピュテーションリスクが生じ得る事象が発生した場合

#### 4. 執行部から経営委員会への報告および経営委員会の関与の枠組み

執行部は、2.に加えて、上掲の基金に関する NHK 財団からの報告内容を精査・検証した上で、経営委員会へ報告する。

##### (1) 報告区分の明確化

報告は、重要性に応じ、以下の区分に基づき実施

- 年度事業計画、実施結果及び決算報告並びに論点・課題を伴う事項(経営方針に関わる事項等):  
報告事項として付議のうえ、ガバナンス協議会で審議・検討
- 上記以外の事項:報告事項として付議

##### (2) 関与の位置づけ

経営委員会の関与は、個別の執行判断への介入を目的とするものではなく、基金運営が適切なガバナンスの下で行われているかを確認し、ガバナンスを確保することを目的とする。

#### 5. 財団との連携およびフォローアップの明確化

経営委員会(ガバナンス協議会を含む)の議論または執行部による精査・検証を踏まえ、基金運営に関して改善が必要と判断した事項については、以下を原則とするフォローアップの仕組みを確保する。

1. 執行部が改善すべき内容を整理し、NHK 財団に伝達する
2. NHK 財団は、一定期間内に対応方針または是正措置を文書で報告する
3. 執行部は、その報告内容を精査・検証した上で、可及的速やかに経営委員会に報告する

#### 6. 透明性および説明責任の確保

執行部は、基金の目的、ガバナンス体制、運営概況等についてホームページ等で公表し、基金の実施状況、資金運用、管理費、改善対応等について、国民・視聴者に対して分かりやすく説明する。また、経営委員会は報告や議論の内容等について議事録等を通じて、国民・視聴者に対する適切な情報の提供を行い、透明性・説明責任を確保するものとする。

令和8年6月15日

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に  
関する取りまとめ（第4次）  
（令和8年6月15日）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、後藤官、宮内官）

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

（澤谷統括補佐、中野課長補佐、丹野係長）

電話：03-5253-5776

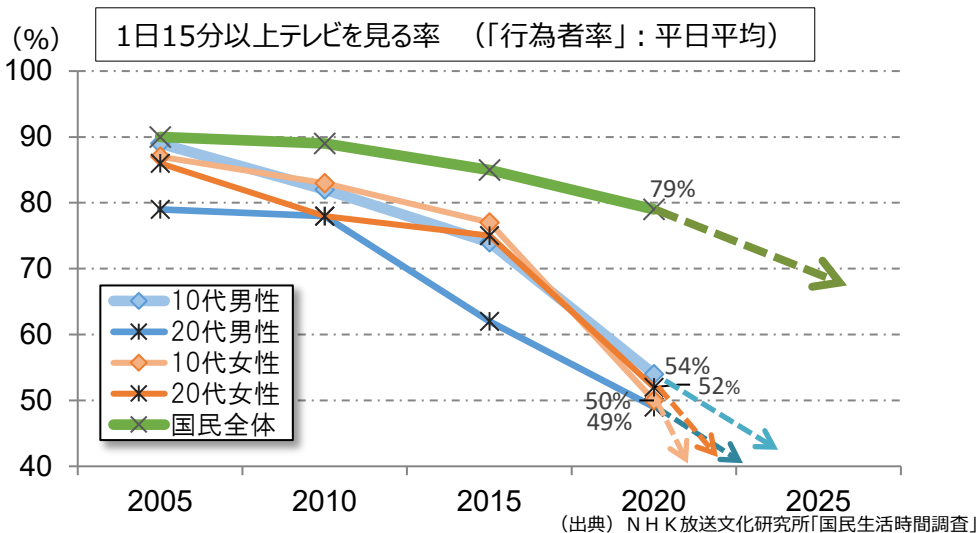
# デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第4次)について

令和8年6月  
総務省  
情報流通行政局

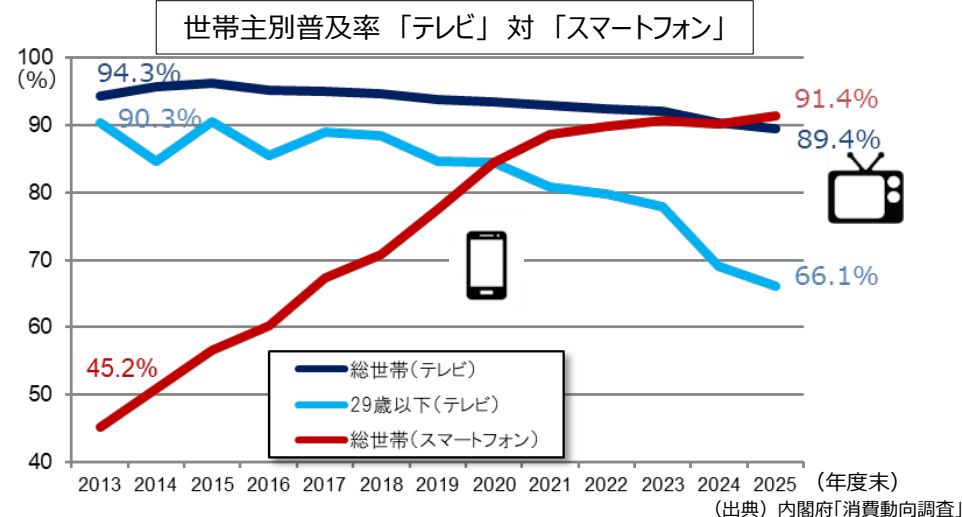
# 放送を取り巻く社会環境の変化

## 若者を中心としたテレビ離れ

■ 世代交代等によるテレビ離れが加速している。

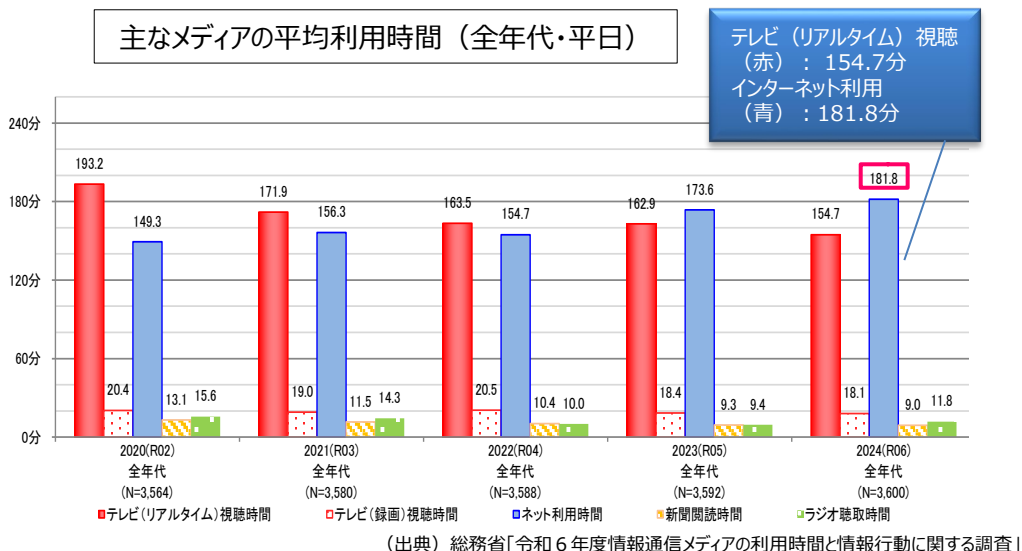


■ テレビの普及率は若年層を中心に逡減傾向。2025年度、初めてスマートフォンの普及率がテレビの普及率を上回る。

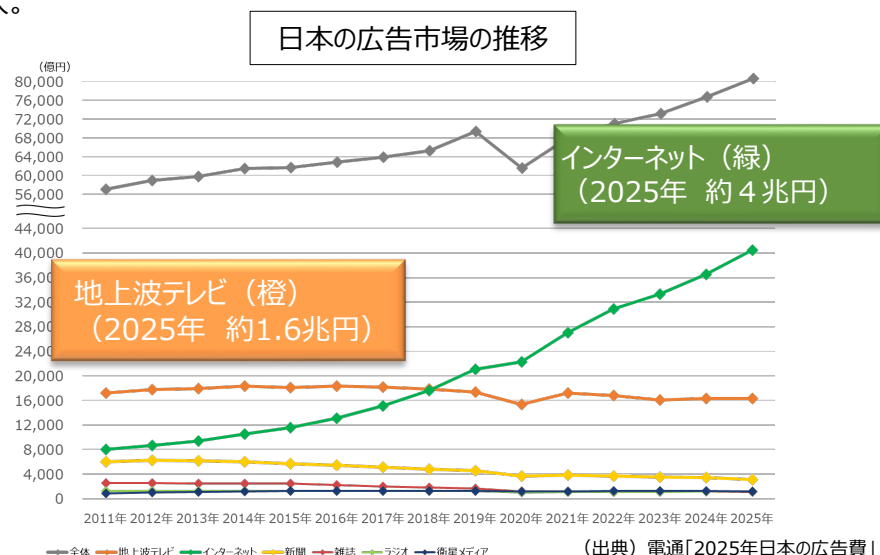


## インターネット利用の進展

■ 2023年度、「ネット利用」が「テレビ (リアルタイム) 視聴」を初めて超過。

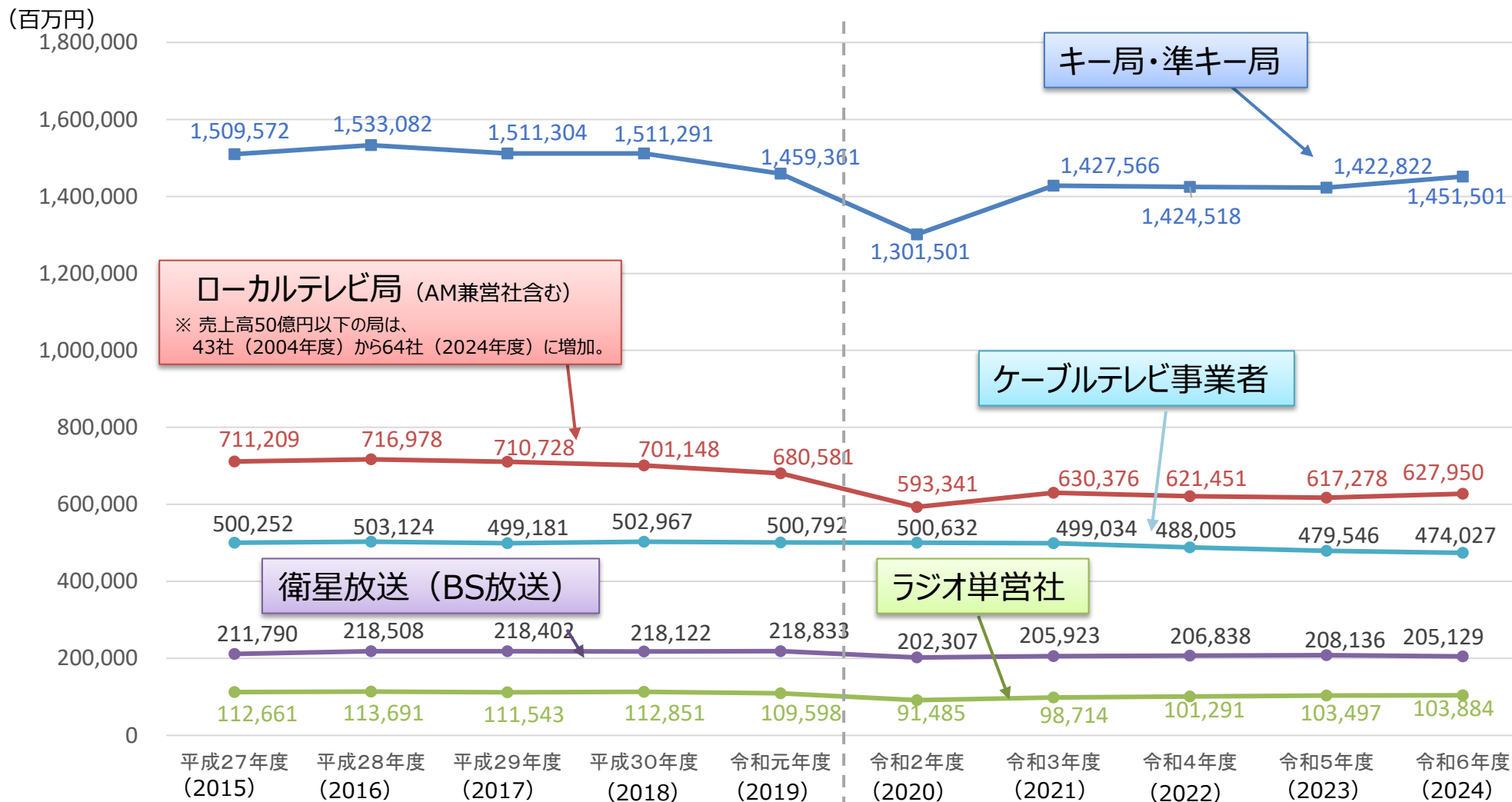


■ 2019年、インターネットの広告費が地上波テレビの広告費を上回り、その後も差は拡大。



# 放送事業者別の売上高の推移

- イベントの復活、広告収入の伸び等によりコロナ禍の影響からは回復基調。
- コロナ禍以前の水準までは回復していないが、地上波テレビ・ラジオは2024年度に売上高が微増。  
(ケーブルテレビは2018年度から6年連続、衛星放送は2023年度から減少)



※ 「ケーブルテレビ事業者」は、全事業のうちケーブルテレビ事業のみの売上高。

## 1. 背景・目的

- ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展。
- 視聴者のテレビ離れが進み、インターネットによる動画視聴が進展する中、従来の地上テレビ放送のネットワークインフラの維持が困難となると考えられる一方、一部の放送事業者において放送コンテンツのインターネット配信の取組が進められている。
- こうした状況を踏まえ、本検討会では、放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行う。

## 2. 主な検討項目

- (1) デジタル時代における放送の意義・役割
- (2) 放送ネットワークインフラの将来像
- (3) 放送コンテンツのインターネット配信の在り方
- (4) デジタル時代における放送制度の在り方

## 3. 開催状況

- |         |            |
|---------|------------|
| 令和3年11月 | 第1回会合開催    |
| 令和4年8月  | 第1次取りまとめ公表 |
| 令和5年10月 | 第2次取りまとめ公表 |
| 令和6年12月 | 第3次取りまとめ公表 |
| 令和8年5月  | 第4次取りまとめ公表 |

## 4. 構成員

氏名	所属
三友 仁志 (座長)	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
飯塚 留美	一般財団法人マルチメディア振興センター 調査研究部 研究主幹
伊東 晋	東京理科大学名誉教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員
奥 律哉	株式会社電通総研 名誉フェロー
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード 執行役員 グループCoPA マネーフォワード総合研究所長
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
森川 博之	東京大学大学院工学系研究科 教授
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

※オブザーバー 日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

## デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 座長：三友仁志教授

### (第1期) (R3.11~R4.8)

※ R4.8取りまとめ

- ① 放送ネットワークインフラのコスト低減  
(共同利用型モデル、BB代替、マスタークラウド化)
- ② 放送コンテンツのインターネット配信  
(NHKのネット配信業務、放送コンテンツの価値の浸透等)
- ③ 経営基盤の強化  
(マス排見直し、複数地域の放送番組同一化)

### (第2期) (R4.11~R5.10)

※ R5.10取りまとめ

- ① 衛星放送・ケーブルテレビ  
→インフラコストの削減について衛星放送WGで議論
- ② 放送用の周波数の有効利用(放送大学の地上放送跡地)
- ③ 放送の真実性・信頼性の確保(訂正放送)
- ④ 民放の情報開示の在り方(コーポレートガバナンス)
- ⑤ その他(AM局のFM転換等)

### (第3期) (R6.3~R6.12)

※ R6.12取りまとめ

- ① 放送の将来像(放送の価値、放送概念等)
- ② BB代替(制度的検討)
- ③ AM放送(AM局運用休止、FM転換等)
- ④ 継続的な検討課題

### (第4期) (R7.4~)

※ R8.5取りまとめ

- ① 地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保
- ② 放送番組のインターネット配信の在り方
- ③ インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方
- ④ 今後の検討課題

**BB代替作業チーム** 主査:伊東晋名誉教授 (R4.2~)

※ 過去の取りまとめ  
・1次: R4.8  
・2次: R5.10  
・3次: R6.12

**公共放送WG** 主査:三友仁志教授 (R4.9~)

※ 過去の取りまとめ  
・1次: R5.10  
・2次: R6.2  
・3次: R6.12

日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合 (R5.11~)  
⇒ R6.11「検証会議」に移行

**コンテンツWG** 主査:山本龍彦教授 (R4.12~)

※ 過去の取りまとめ  
・1次: R5.10  
・2次: R6.12

適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議(座長:舟田正之教授)(H30.10~)  
・下請取引に関するガイドライン(適正な製作環境に関する改正を含む)  
⇒ R6.10改訂版公表

**衛星放送WG** 主査:伊東晋名誉教授 (R5.11~)

※ 過去の取りまとめ  
・1次: R6.12  
・2次: R7.12

**広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・  
確保方策の充実・強化検討チーム** 主査:三友仁志教授 (R7.2~)

※ 取りまとめ R7.9

**放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム** 主査:内山隆教授

(R7.3~)

※ 取りまとめ R7.8

### 放送を取り巻く大きな環境変化

- ブロードバンドの普及、動画配信サービスの伸長
- 「テレビ離れ」、情報空間の放送以外への拡大
- 人口減少の加速



### デジタル時代における放送の意義・役割

- 災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有
- 取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信
- 情報空間におけるインフォメーション・ヘルスの確保

## 2030年頃の「放送の将来像」

#### 設備コストの負担軽減

ブロードバンド基盤やデジタル技術を積極的に活用

#### ① 放送ネットワークインフラ

- 小規模中継局等の「共同利用型モデル」
- 小規模中継局等のブロードバンド等による代替
- マスター設備の効率化（IP化、クラウド化等）

#### 放送の価値のインターネット空間への浸透

#### ② 放送コンテンツのインターネット配信

- インターネット空間への放送コンテンツの価値の浸透
- 放送同時配信等サービスの後押し
- NHKのインターネット活用業務の見直し

#### ③ 経営基盤の強化

- 安定的な経営環境の実現
- コンテンツ制作への注力

柔軟な制度見直しにより、経営の選択肢を拡大

## 第1章 放送を取り巻く環境の変化

- ・放送は、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものであり、第1次取りまとめにおいては、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進という価値があると示した。
- ・一方、視聴者のテレビ離れや民間放送事業者の主たる収益源である広告費の減少など放送を取り巻く環境の変化によって、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつあり、今後もこのような動きは加速すると考えられる。

## 第2章 地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保

### ○ローカル局の経営状況

- ・ローカル局には地域情報発信の主な担い手としての役割が期待。一方、人口減少等によって、経営は厳しい状況。

### ○地域情報の発信に関する取組

- ・各放送事業者は、自社で番組を制作して放送するほか、ネット配信等を通じて地域情報を発信。特にローカル局については、地域情報の収集及び発信が、その存在意義。
- ・キー局等と比較して、ローカル局の自社制作番組比率は低い傾向。一方、自社制作番組の拡大が必ずしも収益増につながらない状況。
- ・地域情報の担い手として、ケーブルテレビやコミュニティ放送の役割も重要。

## 第3章 放送番組のインターネット配信の在り方

### ○テレビ番組のネット配信

- ・多くの放送事業者が番組配信を実施し、収益源の拡大・多様化に資すると期待されるが、特にローカル局においては配信する権利を有する自社制作番組が少ないという課題。

### ○ラジオ番組のネット配信

- ・既に全番組の同時配信が実現しているラジオのうち、AM局については、FM転換及びAM局廃止に向けた取組として、AM局運用休止の特例措置による検証を実施中。その際、ネット配信によるカバーも考慮。
- ・FM中継局を廃止する場合について、事業者等はAM局と同様の措置を要望。

## 第4章 インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方

### ○放送番組への接触機会の確保

- ・ネット空間において様々な問題が顕在化する中、放送が果たす役割に期待。
- ・一部の国で、CTV上で放送コンテンツを優先表示するプロミネンス制度が導入・運用。その効果の可視化が必要。

### ○放送インフラの整備・維持

- ・地上テレビについては、中継局の共同利用やブロードバンド等代替などの放送ネットワークの効率化に向けた取組が進行中。
- ・衛星放送については、ネット配信サービスの伸展等を踏まえ、ビジネスモデルの再検討等やインフラの効率化が課題。
- ・広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保に関する取組を進めることが重要。

### ○視聴データの利活用

- ・収益増に資する広告の高度化等につながることを期待されるが、現時点で放送事業者間で考え方に差異がある。

## 第5章 今後の方向性

### ○ローカル局の経営基盤の強化

- ・地上テレビ放送について、多元性・多様性・地域性の確保に留意しつつ、ローカル局の経営の選択肢の拡大のため、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当。
- ・基幹放送普及計画について、実態に即した放送系の数の目標の修正等、現状や課題に即したアップデートを行うことが適当。

### ○テレビ番組のネット配信

- ・番組のリーチや収益源の拡大・多様化に向けて、ネット配信を進めることが期待。その前提として配信可能な自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当。

### ○ラジオ番組のネット配信

- ・AM局については、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備に向けた具体的な検討を進めることが適当。 FM局については、まずは自治体や住民等の反応を把握する取組を行うことが適当。

### ○放送番組への接触機会の確保の在り方

- ・プロミネンスについては、各国の状況や放送の定義等を踏まえつつ、目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当。

### ○放送全体の将来的なインフラの在り方

- ・ネット配信の拡大を見据えつつ、情報伝達手段の重層化という観点も踏まえ、放送全体の将来的なインフラの在り方について、更なる検討を行うことが適当。

### ○視聴データの利活用

- ・業界全体での利活用に資するよう、引き続き、関係者間で検討を行うことが適当。

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第4次取りまとめ(令和8年5月)を踏まえ、以下の制度整備を行う。

## 改正事項① 地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し

(検討会取りまとめの記載内容)

- ローカル局の経営基盤を強化する観点から、今後は経営の選択肢の拡大のため、地上テレビ放送についても、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当
- その場合においても、多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要
  - ・社数が多い地域ほど人口減少の影響を強く受けているという状況を踏まえると、4事業者がいる放送対象地域において認める意義は大きい一方で、事業者数が少ない地域ほど経営が脆弱であることを踏まえると、そういった地域を制度の枠外に置くことは整合性を欠くのではないか
  - ・キー局や準キー局といった広域圏の事業者については、相対的に経営体力があることから、同一放送対象地域内の兼営・支配を認めることの必要性や緊急性に乏しく、市場支配力の強化に繋がりがかねないことから、対象に入れることは避けるべきではないか

➡ マスメディア集中排除原則に関する省令※及び放送法施行規則において、**地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において広域放送を除き2局まで兼営・支配を可能とする。**  
(詳細は次頁参照。) ※基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令

## 改正事項② 基幹放送普及計画のアップデート

(検討会取りまとめの記載内容)

- 指針(※)については、全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、①の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当  
※「基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」として、全国の各地域で民放4系統の放送がままねく受信できることが指針とされている
- 放送の維持・確保といった視点や放送番組の活用といった視点、視聴者側の動向変化への対応といった観点から、今後とも現状及び課題に即したアップデートを行っていくことが適当
- 今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待。その際、特にローカル局については、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に繋がる取組を進めることが適当

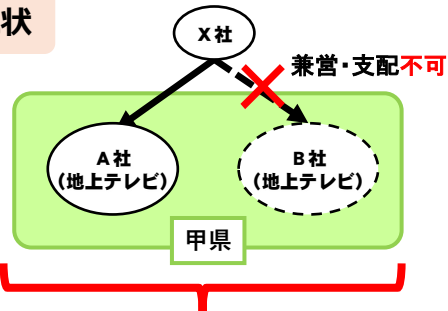
➡ 基幹放送普及計画の第1(基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項)において、**地上テレビ放送の放送系の数の目標について、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正するとともに、自社制作の放送番組その他の情報を配信するなど地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組に努めることとする旨を追記。**

放送事業者の経営基盤強化の観点から、経営の選択肢の拡大のため、地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において広域放送を除き2局まで兼営・支配を可能とする。

## (1) 同一放送対象地域における地上テレビジョン放送の兼営・支配緩和

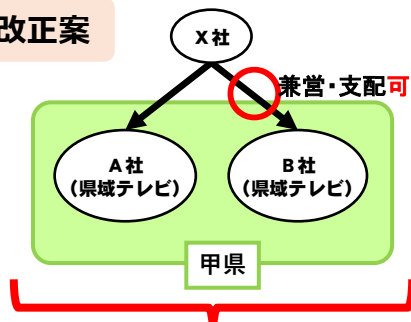
- ✓ 地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において一の者が兼営・支配することができる数を1局から2局へ緩和。
- ✓ ただし、影響の大きさに鑑み、同一放送対象地域において広域放送を行う者同士の兼営・支配は不可。

### 現状

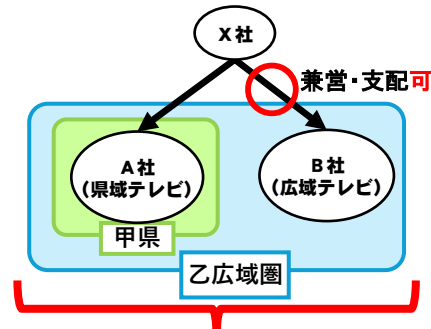


同一放送対象地域において  
地上テレビ1局超の兼営・支配不可

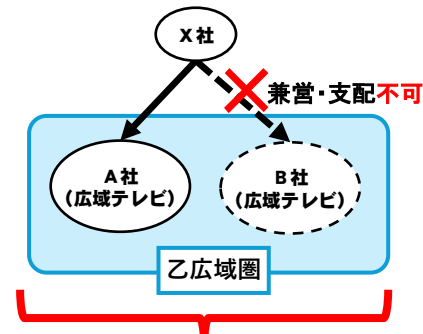
### 改正案



同一放送対象地域において  
県域テレビ2局まで  
兼営・支配可



放送対象地域が重複する  
県域テレビ1局と広域テレビ1局  
の兼営・支配は可

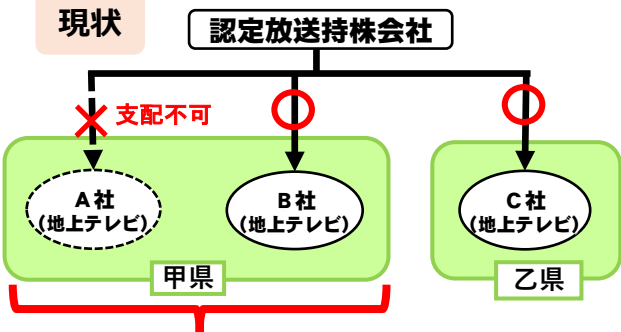


同一放送対象地域の  
広域テレビ2局の  
兼営・支配不可

## (2) 認定放送持株会社制度における地上テレビジョン放送に係る兼営・支配緩和

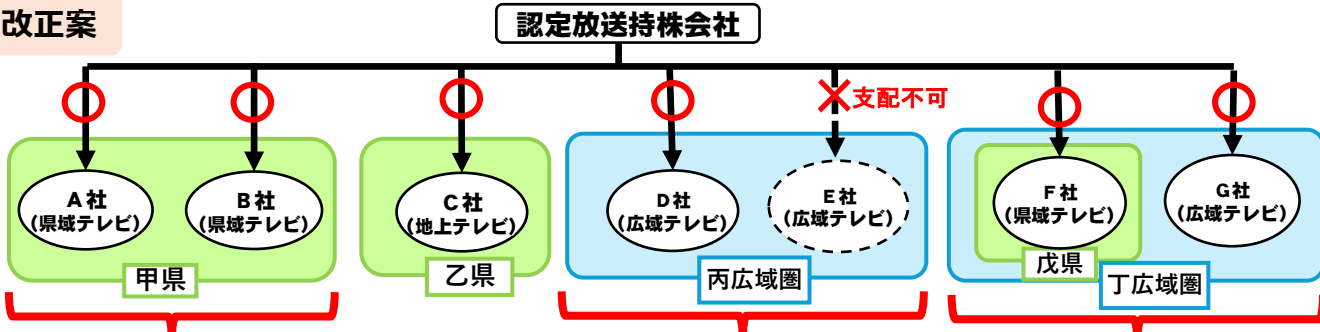
- ✓ (1)の緩和に併せ、一の放送対象地域において認定放送持株会社が傘下に置くことができる地上テレビジョン放送者の数を1から2へ緩和。
- ✓ なお、一の放送対象地域において広域放送を行う地上テレビジョン放送者の扱いについては、(1)と同様。

### 現状



放送対象地域ごとに地上テレビ1局まで

### 改正案



放送対象地域ごとに地上テレビ2局まで (広域放送は1局まで)